

令和5年2月22日開会

令和5年3月16日閉会

令和5年第1回 西予市議会定例会会議録

西予市議会

第 1 日

2月22日（水曜日）

令和5年第1回西予市議会定例会会議録（第1号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和5年 2月22日 | 消防本部消防長 | 酒 井 広 一 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 |
| 1. 開 議 | 令和5年 2月22日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| | 午前10時00分 | 野 村 支 所 長 | 大 森 寿 和 |
| 1. 散 会 | 令和5年 2月22日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午後 2時23分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |

1. 出 席 議 員

- 1 番 和 気 数 男
- 2 番 宇都宮 久見子
- 3 番 信 宮 徹 也
- 4 番 宇都宮 俊 文
- 5 番 加 藤 美 香
- 6 番 中 村 一 雅
- 7 番 河 野 清 一
- 8 番 佐 藤 恒 夫
- 9 番 山 本 英 明
- 10 番 竹 崎 幸 仁
- 11 番 小 玉 忠 重
- 12 番 源 正 樹
- 13 番 井 関 陽 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 森 川 一 義
- 18 番 酒 井 宇之吉

- 総 務 課 長 兵 頭 章 夫
- 財 政 課 長 安 岡 克 敏
- 監 査 委 員 正 司 哲 浩

(午後0時05分退出)

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事 務 局 長 富 永 誠
- 議 事 係 長 三 好 祐 介
- 1. 議 事 日 程 別紙のとおり
- 1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり
- 1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会議録署名議員

- 7 番 河 野 清 一
- 8 番 佐 藤 恒 夫

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 管 家 一 夫
- 副 市 長 酒 井 信 也
- 教 育 長 松 川 伸 二
- 総 務 部 長 山 住 哲 司
- 政策企画部長 宇都宮 明 彦
- 生活福祉部長兼
- 福祉事務所長 一 井 健 二
- 産 業 部 長 和 気 岩 男
- 建 設 部 長 三 瀬 計 浩
- 医療介護部長 藤 井 兼 人
- 会 計 管 理 者 三 瀬 功

議 事 日 程

- | | | | |
|---|--|---------|---|
| 1 | 会議録署名議員の指名
(7番 河野清一、8番 佐藤恒夫) | 議案第40号 | 令和5年度西予市介護保険特別会計予算 |
| 2 | 会期の決定
(2月22日～3月16日 23日間) | 議案第41号 | 令和5年度西予市水道事業会計予算 |
| 3 | 議案第8号 西予市個人情報保護法施行
条例制定について | 議案第42号 | 令和5年度西予市簡易水道
事業会計予算 |
| | 議案第9号 西予市個人情報保護審査会
条例制定について | 議案第43号 | 令和5年度西予市下水道事
業会計予算 |
| 4 | 議案第19号 西予市営土地改良事業分担
金徴収条例の一部を改正す
る条例制定について | 議案第44号 | 令和5年度西予市病院事業
会計予算 |
| 5 | 議案第26号 令和4年度西予市一般会計
補正予算(第11号) | 議案第45号 | 令和5年度西予市野村介護
老人保健施設事業会計予算 |
| 6 | 議案第27号 令和4年度西予市国民健康
保険特別会計補正予算(第
4号) | 9 議案第3号 | 財産の無償譲渡について |
| | 議案第28号 令和4年度西予市後期高齢
者医療特別会計補正予算
(第2号) | 議案第4号 | 財産の無償貸付について |
| | 議案第29号 令和4年度西予市介護保険
特別会計補正予算(第2号) | 議案第5号 | 財産の無償貸付について |
| | 議案第30号 令和4年度西予市農業集落
排水事業特別会計補正予算
(第3号) | 議案第6号 | 財産の無償貸付について |
| | 議案第31号 令和4年度西予市水道事業
会計補正予算(第4号) | 議案第7号 | 財産の無償貸付について |
| | 議案第32号 令和4年度西予市簡易水道
事業会計補正予算(第2号) | 議案第10号 | 西予市情報公開条例の一部
を改正する条例制定につい
て |
| | 議案第33号 令和4年度西予市公共下水
道事業会計補正予算(第3
号) | 議案第11号 | 西予市職員定数条例の一部
を改正する条例制定につい
て |
| | 議案第34号 令和4年度西予市病院事業
会計補正予算(第2号) | 議案第12号 | 西予市職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例
制定について |
| | 議案第35号 令和4年度西予市野村介護
老人保健施設事業会計補正
予算(第2号) | 議案第13号 | 西予市財産の交換、譲与、
無償貸付け等に関する条例
の一部を改正する条例制定
について |
| 7 | 議案第36号 令和5年度西予市一般会計
予算 | 議案第14号 | 西予市保育所条例等の一部
を改正する条例制定につい
て |
| 8 | 議案第37号 令和5年度西予市育英会奨
学資金貸付特別会計予算 | 議案第15号 | 西予市家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正
する条例制定について |
| | 議案第38号 令和5年度西予市国民健康
保険特別会計予算 | 議案第16号 | 西予市放課後児童健全育成
事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部
を改正する条例制定につい
て |
| | 議案第39号 令和5年度西予市後期高齢
者医療特別会計予算 | 議案第17号 | 西予市国民健康保険条例の |

- 一部を改正する条例制定について
- 議案第18号 西予市国民健康保険診療所
条例の一部を改正する条例
制定について
- 議案第20号 西予市野村茅葺き民家交流
館条例の一部を改正する条
例制定について
- 議案第21号 西予市消防手数料条例の一
部を改正する条例制定につ
いて
- 議案第22号 西予市給水条例の一部を改
正する条例制定について
- 議案第23号 市道路線の認定について
- 議案第24号 西予市営土地改良事業の施
行について
- 議案第25号 西予市過疎地域持続的発展
計画の変更について

本日の会議に付した事件		特別会計予算
1	会議録署名議員の指名	議案第41号 令和5年度西予市水道事業会計予算
2	会期の決定	
3	議案第8号 西予市個人情報保護法施行条例制定について	議案第42号 令和5年度西予市簡易水道事業会計予算
	議案第9号 西予市個人情報保護審査会条例制定について	議案第43号 令和5年度西予市下水道事業会計予算
4	議案第19号 西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	議案第44号 令和5年度西予市病院事業会計予算
5	議案第26号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第11号)	議案第45号 令和5年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
6	議案第27号 令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	9 議案第3号 財産の無償譲渡について
	議案第28号 令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	議案第4号 財産の無償貸付について
	議案第29号 令和4年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	議案第5号 財産の無償貸付について
	議案第30号 令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	議案第6号 財産の無償貸付について
	議案第31号 令和4年度西予市水道事業会計補正予算(第4号)	議案第7号 財産の無償貸付について
	議案第32号 令和4年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第2号)	議案第10号 西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について
	議案第33号 令和4年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第3号)	議案第11号 西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
	議案第34号 令和4年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)	議案第12号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第35号 令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)	議案第13号 西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について
7	議案第36号 令和5年度西予市一般会計予算	議案第14号 西予市保育所条例等の一部を改正する条例制定について
8	議案第37号 令和5年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	議案第15号 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
	議案第38号 令和5年度西予市国民健康保険特別会計予算	議案第16号 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
	議案第39号 令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	議案第17号 西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
	議案第40号 令和5年度西予市介護保険	

- 議案第 18 号 西予市国民健康保険診療所
条例の一部を改正する条例
制定について
- 議案第 20 号 西予市野村茅葺き民家交流
館条例の一部を改正する条
例制定について
- 議案第 21 号 西予市消防手数料条例の一
部を改正する条例制定につ
いて
- 議案第 22 号 西予市給水条例の一部を改
正する条例制定について
- 議案第 23 号 市道路線の認定について
- 議案第 24 号 西予市営土地改良事業の施
行について
- 議案第 25 号 西予市過疎地域持続的発展
計画の変更について

開会 午前 10 時 00 分

○小玉議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は 18 名であります。

これより令和 5 年第 1 回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

おはようございます。

令和 5 年第 1 回西予市議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今年の冬は、12 月、1 月と寒波に見舞われ、大雪や水道管の凍結、漏水など、厳しい寒さが続きましたが、今月に入り少しずつ日差しも暖かくなり、春の気配を感じられるようになってまいりました。春の到来が待ち遠しい限りであります。

去る 2 月 6 日、名誉市民であり、元野村町長、愛媛県議会議長も務められた池田忠幸様が御逝去されました。

長年にわたり卓越した政治手腕を発揮され、野村町、西予市、そして、愛媛県の発展に御尽力され大きく寄与されてこられました。

また、平成 30 年 7 月豪雨では、自らも被災されましたが、その後、御自宅を再建され、地域の復興のために御助言、御提言をいただいていたところでもあります。

市といたしましても、池田先生の遺徳、御功績を偲び、改めまして、実行委員会方式でのお別れの会も計画いたしているところですが、今はただ、先生への深い感謝の意と尊敬の念をもって、衷心より安らかなる御冥福をお祈り申し上げる次第であります。

新型コロナウイルス感染症の第 8 波でございますが、一頃と比べると新規感染者数も減少し、収束の方向に進んでいるものと思われま

す。本県の医療ひっ迫警戒宣言も 2 月 15 日をもって終了となったところです。

しかしながら、それでも特別警戒期間の警戒レベルは維持され、数百人規模の感染者数が報告されているところでもあり、引き続き警戒と対策の

徹底をお願いいたします。

その一方で、全国的な新規感染者数、重症者数の減少傾向を踏まえ、政府はマスク着用の考え方を改め、3 月 13 日からは、一律的な規制から個人の判断に委ねることを基本とすることを決定しました。

今後、様々な場面でマスクを外した姿が多く見かけるようになると思われま

す。しかしながら、医療機関や高齢者施設、不特定多数の方が混雑する場所などでは、感染対策として、マスクの着用は必要と思

いますし、状況に応じた適切な配慮の下で対応いただ

きたいと思

います。また、新型コロナウイルスが、5 月 8 日から季節性インフルエンザと同じ感染症法上の 5 類に引

下げられ、医療機関への受診、診療費用、行動制

限、入場制限など大きく見直されることになりま

す。かつての日常生活が戻り、ウィズコロナ時代がいよいよ本格的に到来することになります。感染リスクからの回避は、引き続き個人個人が十分に気をつけなければなりません

が、それでも社会経済活動が活性化、復活していくことは間違いないと思

います。市といたしましても、こうした動きに連動して効果的な対応を検討してまいりたいと考えており

ます。さて、本定例会でございますが、議員の皆様からの一般質問をお受けするとともに、市政にとりまして新年度予算を御審議いただく非常に重要な議会

御審議をお願い申し上げます。

議案等の提案理由につきましては、上程の際に御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

○小玉議長

次に、前定例会以降における諸般の報告はお手元に配信のとおりでありますのでお目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○小玉議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に、7番河野清一君、8番佐藤恒夫君の両名を指名いたします。

(日程2)

○小玉議長

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から3月16日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から3月16日までの23日間と決定いたしました。

(日程3)

○小玉議長

次に、日程第3、議案第8号「西予市個人情報保護法施行条例制定について」及び議案第9号「西予市個人情報保護審査会条例制定について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第8号「西予市個人情報保護法施行条例制

定について」及び議案第9号「西予市個人情報保護審査会条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで条例により個人情報の保護措置を講じてきた地方公共団体についても、令和5年4月1日から法律が直接適用されることになりました。

西予市個人情報保護法施行条例制定につきましては、新たに全国一律の共通ルールが定められた改正個人情報保護法に基づき、市の定める西予市個人情報保護条例及び西予市消防緊急通信指令システムに係る業務に関する個人情報保護条例を廃止し、法から委任された事項等を定める西予市個人情報保護法施行条例を制定するものでございます。

西予市個人情報保護審査会条例制定につきましては、現行の西予市個人情報保護条例に規定する西予市個人情報保護審査会を改正個人情報保護法に基づき保有個人情報の開示決定等に係る審査請求の調査審議や適正な取扱いについて諮問するための附属機関として設置するため条例を制定するものでございます。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第8号及び議案第9号の2件については総務常任委員会へ付託いたします。

(日程4)

○小玉議長

次に、日程第4、議案第19号「西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

〔和氣産業部長登壇〕

○和氣産業部長

議案第 19 号「西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、西予市営土地改良事業分担金徴収条例第 7 条の「市長は、天災その他特別の事情がある場合に限り、市議会の議決を経て、賦課の徴収を延期し、又は賦課を減額し、若しくは免除することができる。」の規定につきまして、その規定中、「市議会の議決を経て」の部分を用削る提案となります。

県内の市町におきましては、本市と同様に本件に市議会の議決を必要とする自治体は 1 町のみで、その他の自治体は各長の権限とされ、有事の際の迅速な対応が可能とされているところです。

今回の改正は、本市におきましても早急な決定を必要とする場合がございますので、天災及びその他特別な事情がある場合に限り、長権限において賦課徴収の延期、賦課の減額、又は免除の決定ができるよう本条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第 19 号については産業建設常任委員会へ付託いたします。

(日程 5)

○小玉議長

次に、日程第 5、議案第 26 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 11 号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 26 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 11 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算案でございますが、本年度を通して実施してまいりました各種事業におきまして、その実績及び実績見込みにより、事業費及び財源調整を行うもののほか、災害復旧事業における国の災害査定結果に伴う事業費及び財源調整、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業における事業費及び財源調整を行うものであります。

事業費が増額となる主なものは、卯之町はちのじまちづくり推進事業をはじめ、漁業関係各種補助金事業、道路橋梁維持修繕事業、各種災害復旧事業などであります。

一方、事業費が減額となる主なものは、野村支所庁舎建設事業、土居地区地域づくり活動センター整備事業、地域住宅交付金事業、消防本部署及び野村支署建設事業などであります。

これらによりまして、既決いただいております歳入歳出予算から、それぞれ 8 億 5394 万円を減額して、歳入歳出予算の総額は 343 億 5785 万 2000 円と定めるものであります。

また、継続費補正では、野村支所庁舎建設事業のほか、計 8 件の変更と消防署野村支署庁舎建設事業の解体工事分を廃止し、債務負担行為補正では、CATV 三瓶サブセンター整備工事のほか、計 2 件を追加、地方債補正では、限度額の変更を行うものであります。

以上、概要を説明いたしました。詳細な点につきましては、担当課長から補足説明させていただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

安岡財政課長。

〔安岡財政課長登壇〕

○安岡財政課長

それでは、予算書に沿いまして、歳出から補足説明を申し上げます。

予算書の 30 ページをお開き願います。

2 款総務費、9 項 4 目卯之町はちのじ事業費、卯之町はちのじまちづくり推進事業であります。民間事業者と連携し実施しております卯之町駅周辺整備におきまして、原材料の高騰など物価変動等により整備費が増額となったため、官民連携施設整備等に関する委託料 8430 万 9000 円を増額するほか、事業実績による 50 万円の減額を行い、合計 8380 万 9000 円を計上するものであります。

財源として地方債を充てておりますが、起債対象事業費の調整により減額いたしております。

44 ページをお開き願います。

6 款農林水産業費、3 項 2 目水産業振興費、漁協関係各種補助金事業であります。漁業経営の安定を目的として、魚類養殖等共済加入を支援するとともに、真珠養殖におけるアコヤ貝母貝購入を支援するため、補助金 416 万 8000 円を計上するものであります。財源として国庫補助金を充てております。

47 ページをお開き願います。

8 款土木費、2 項 2 目道路橋梁維持費、道路橋梁維持修繕事業 855 万 4000 円であります。今季は想定以上の積雪であったため、除雪に係る予算に不足が生じたことから、重機借上料を増額計上するものであります。

60 ページをお開き願います。

11 款災害復旧費、1 項 1 目農地災害復旧費、農地災害復旧事業（現年度）1722 万 1000 円あります。令和 4 年 9 月の台風 14 号豪雨により被災しました農地 5 カ所の災害復旧に関し、国の災害査定の結果を踏まえ、工事請負費等を計上するものであります。財源として国庫負担金、地方債、分担金等を充てております。

同じく災害復旧費、2 目農業用施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業（現年度）9230 万 7000 円あります。令和 4 年 9 月の台風 14 号豪雨により被災しました農業用施設 5 カ所の災害復旧に関し、国の災害査定の結果を踏まえ、工事請負費等を計上するものであります。財源として国庫負担金、地方債、分担金等を充てております。

61 ページをお開き願います。

同じく災害復旧費、6 項 1 目道路橋梁河川災害復旧事業（現年度）におきましては、平成 30 年 7 月豪雨災害を起因とする市道の地滑り災害について、国の災害査定の結果を踏まえ、工事請負費

2504 万 9000 円の増額調整を図るとともに、財源の組替えを行うものであります。また、道路橋梁河川災害復旧事業（過年度）におきましても、令和 2 年災の田之筋地区 127 号線の災害復旧工事についての財源の組替えを行うものであります。

次に、主な歳入につきまして御説明を申し上げます。

予算書は前に戻っていただきまして、12 ページをお開き願います。

10 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税 1 億 5803 万 5000 円あります。国の補正予算において、国税収入が増額されたことによりまして、普通交付税の再算定が行われ、当初算定額との差額を増額するものであります。

18 ページをお開き願います。

18 款繰入金、2 項基金繰入金であります。財政調整基金繰入金 1 億 1100 万 9000 円の減額のほか、計 15 の基金において事業費の実績見込み等により、基金繰入金を総額 3 億 1770 万 2000 円減額するものでございます。

このほか、歳入におきましては、歳出における各事業の実績見込み等によりまして、特定財源としての国・県支出金や地方債等の調整を行うものであります。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした事業につきましても、実績見込みによる財源の調整を行っております。

次に、予算書は前に戻っていただきまして、7 ページをお開き願います。

継続費補正といたしまして、野村支所庁舎建設事業のほか、計 8 件の事業において、入札結果及び事業費確定等により、総額と年割額を変更するとともに、消防署の野村支署庁舎建設事業（解体工事）について、年度内での入札、契約は進めるものの、事業の出来高が見込めないため廃止するものであります。

8 ページをお開き願います。

債務負担行為補正といたしまして、CATV 三瓶サブセンター整備工事については、今年度設計業務を進めてきておりますが、さらなる事業の進捗を図るため、2 億 4684 万円の限度額を設定し、また、野村支署庁舎解体工事については、限度額 2700 万円を設定し、事前準備を進めるものであります。

9ページをお開き願います。

地方債補正といたしまして、事業費の実績見込み等によりまして4億400万円を減額した限度額に補正し、地方債の総額を、3ページになります、45億7827万2000円とするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第26号については関係各常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程6)

○小玉議長

次に、日程第6、議案第27号「令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」から議案第35号「令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの9件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長兼福祉事務所長。

〔一井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第27号「令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」について、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算から御説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、令和4年度国民健康保険保険基盤安定負担金の額が確定したことなどにより、一般会計繰入金を増額するとともに、財政調整基金積立金事業を増額調整するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ2147万円を増額し、事業勘定歳入歳出予算の総額を51億686万6000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算について御説明申し上

げます。

今回の補正は、各診療所における診療収入の実績見込みによるもののほか、年度末精算による不用額の調整などを行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算から、それぞれ466万3000円を減額し、診療施設勘定歳入歳出予算の総額を1億4827万8000円と定めるものであります。

続きまして、議案第28号「令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定による負担金の減額並びに実績見込みに伴う保険料の減額と年度末精算に当たり不用額を減額調整するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算から、それぞれ6549万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億1789万2000円と定めるものであります。

続きまして、議案第29号「令和4年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、実績見込みに伴う介護サービス給付費等の減額に合わせて、保険料、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、繰入金の減額を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算から、それぞれ1億5964万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を63億5216万7000円と定めるものでございます。

以上3議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

議案第30号「令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の年度末精算に当たり不用額等の調整が主なものであります。

これによりまして、歳入歳出予算をそれぞれ1088万9000円減額し、歳入歳出予算の総額を

3億854万3000円と定めるものであります。

続きまして、議案第31号「令和4年度西予市水道事業会計補正予算（第4号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、決算見込みに基づく業務量の補正と収益的収支及び資本的収支について減額するものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収益的収入を623万4000円減額し、総額を7億336万4000円とし、収益的支出を950万5000円減額し、総額を7億7451万2000円といたしております。

第4条の資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入のうち、負担金を2000万円減額し、総額を3億826万2000円とし、資本的支出につきましては、建設改良費7352万8000円を減額し、総額を6億5851万9000円といたしております。

そのほか、第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費についても補正を行っております。

続きまして、議案第32号「令和4年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、決算見込みに基づく業務量の補正と収益的収入を増額し、収益的支出及び資本的支出を減額するものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収益的収入を487万円増額し、総額を1億4455万4000円とし、収益的支出を56万2000円減額して、総額を1億5392万6000円といたしております。

第4条の資本的支出の補正につきましては、資本的支出のうち、建設改良費547万8000円を減額し、総額を1516万6000円といたしております。

そのほか、第5条の他会計からの補助金についても補正を行っております。

続きまして、議案第33号「令和4年度西予市公共下水道事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、決算見込みに基づく業務量の補正と不用額等の調整が主なものであります。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、営業収入を198万6000円増額し、営業外

収益を579万2000円減額し、特別利益を62万4000円増額し、総額を4億5388万9000円といたしております。

支出につきましては、営業費用を2189万8000円減額し、営業外費用を45万円減額し、特別損失を261万1000円増額し、総額を4億8189万6000円といたしております。

第4条の資本的収入及び支出の補正につきましては、補助金を366万1000円減額し、分担金及び負担金を1060万円増額し、固定資産売却代金を458万1000円増額して、資本的収入の総額を3億876万2000円とし、資本的支出につきましては、建設改良費を2366万1000円減額し、返還金を118万6000円増額して、総額を3億7252万3000円といたしております。

また、今回の補正に伴いまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び他会計からの補助金についても補正を行っております。

以上4議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

藤井医療介護部長。

〔藤井医療介護部長登壇〕

○藤井医療介護部長

議案第34号「令和4年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症関連による県補助金、一般会計補助金の補正及び令和4年度の決算見込みに基づく業務量の補正とそれに伴う医業収支等の調整を行うものでございます。

第2条の業務の予定量では、入院及び外来の年間患者数等の変更を行うものでございます。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、診療報酬等の実績見込みにより、収入におきましては、医業収益を3億3409万2000円減額し、医業外収益では1億5482万6000円、特別利益では2479万円それぞれ増額とし、病院事業収益の総額を38億8944万7000円といたしております。

支出につきましては、給与費及び減価償却費などの調整により、医業費用を6380万1000円、医業外費用では57万円をそれぞれ減額、特別損失

では 900 万円増額し、病院事業費用の総額を 46 億 1608 万 4000 円といたしております。

第 4 条の資本的収入及び支出につきましては、奨学資金の貸付の減額及び企業債元金償還に対する一般会計負担金の増額によりまして、資本的収入額を 2420 万 3000 円増額して、総額を 4 億 9118 万 1000 円とし、資本的支出額では 76 万円減額し、総額を 6 億 8552 万 9000 円といたしております。

そのほか、第 5 条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を表のとおり改め、第 6 条では、一般会計から受ける補助金の額を表のとおり改めております。

続きまして、議案第 35 号「令和 4 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症関連による県補助金、令和 4 年度の決算見込みに基づく業務量の補正と収益的収入並びに資本的収入及び支出を補正するものであります。

第 2 条の業務の予定量では、年間の療養者数の変更を行うものでございます。

第 3 条の収益的収入の補正につきましては、施設事業収益を 568 万 6000 円増額し、総額を 6 億 1377 万 2000 円とするものであります。

第 4 条の資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入を 14 万 2000 円減額し、総額を 7717 万 3000 円とし、資本的支出は 45 万円減額し、総額を 8018 万 6000 円とするものであります。

第 5 条では、一般会計から受ける補助金の額を表のとおり改めるものであります。

以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案 9 件に対する一括質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第 27 号から議案第 29 号まで、議案第 34 号及び議案第

35 号の 5 件は厚生常任委員会へ、議案第 30 号から議案第 33 号までの 4 件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前 10 時 49 分）

○小玉議長

再開いたします。（再開 午前 11 時 00 分）

（日程 7）

○小玉議長

次に、日程第 7、議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」についての説明に当たり、令和 5 年度における市政運営の所信並びに一般会計予算の概要を申し上げます。

令和 4 年度を振り返りますと、繰り返し猛威を振り続けている新型コロナウイルス感染症に加えて、ロシアのウクライナ侵略によって世界情勢が不安定化し、燃料や原材料、食料品などの高騰が進み、現在もなお、国民生活に大きな影響を与えています。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、県内においても、昨年 7 月上旬には第 7 波に突入し、8 月中下旬のピーク時には、人口 10 万人当たりの陽性者数が全国平均を大きく上回る状況もあり、本市においても、事業所内クラスターが複数発生するなど、感染拡大が確認されました。

現在、昨年 11 月からの第 8 波にありますが、感染者数、重症者数も減少傾向にあり、愛媛県が発令した医療ひっ迫警戒宣言も終了となりましたが、警戒レベルは感染警戒期の特別警戒期間として継続し、感染対策の徹底を呼びかけているところでもあります。市民の皆様におかれましては、今後も引き続き、一人ひとりが気を緩めることなく感染回避行動の徹底をお願い申し上げます。

また、電気やガス、食料品などの高騰に関しては、国の施策によります生活者及び事業者支援策とともに、本市の実情に沿った生業とする農林水産業及び商工業振興対策などを事業化し、数次の

補正予算を編成して対策を講じてまいりました。

今後も物価高騰や景気後退が懸念される所ありますが、本市の状況を逐次把握し、国や県の動向を注視しつつ、その都度、必要とする対策を判断して迅速に対応してまいります。

平成 30 年 7 月豪雨災害による施設等の復旧につきましては、被災後約 4 年 7 カ月を経過した今、被災した公共施設等については、ほぼ復旧事業が完了し、見通しが立った所ありますが、関係者の皆様には多大な御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

今後は、この甚大な災害を風化させることなく、経験を糧として復興及び防災・減災対策に向けて各種事業を推進してまいります。また、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震に備え、今年 3 月に策定予定の事前復興計画に基づき、市民の皆様の命と財産を守る各種事業に取り組んでまいります。

次に、行財政改革の一つとして、地域づくり活動センターの設置、支所及び教育委員会の再編を行い、市民との協働による地域活性化に向けて、また、行政のスリム化を図り、効果的・効率的な行財政運営を目指してまいります。

これまでに市内 27 カ所で市政懇談会を開催し、推進計画案に対しての様々な御意見を参考に、改善を重ね、準備を進めてまいりました。

市民の皆様と共に歩み、皆様に寄り添う行政でなければならないことを肝に銘じ、全職員が一丸となって努めてまいります。

さて、平成 16 年の合併から 20 年を迎える令和 5 年度は、私の任期 2 期目の最終年度ということになります。

公約である「暮らして安心が体感できるまちづくり」を基本理念に、夢と希望を叶える 6 つの変革の具体的な取組に加え、国や県と共に取り組みます人口減少・子育て対策について述べさせていただきます。

本市の最上位計画である第 2 次西予市総合計画に基づく、まちづくりを進めていく中で、本市の根本的な課題は人口減少であり、産業、福祉、教育、地域といった社会経済のあらゆる分野にマイナスの影響を与え、さらにそのマイナスの影響が起因して、人口が外部に流出し、人口減少が加速するといった悪循環に陥ると捉え、この根本的課

題である人口減少対策に取り組んできたところでもあります。

人口の推移については、平成 16 年の合併当時、約 4 万 7000 人であった人口が、現在は約 3 万 5000 人となり、合併後 19 年を経過して約 1 万 2000 人減少しています。平均しますと、1 年で約 630 人減少していることとなります。

愛媛県が 9 月に発表した将来人口推計では、今後何の対策も講じなければ、2060 年の当市の人口は 1 万 2000 人弱と現状より 66.6%も減少するというもので、まさに衝撃的なものでありました。改めて、人口減少対策、少子化対策の重要性と緊急性を認識した所でもあります。

国では、岸田首相が、従来とは次元の異なる少子化対策を打ち出し、子ども・子育て政策を最重要課題と位置づけ、今後、児童手当などの経済支援、学童や病児保育を含めた幼児・保育支援の充実、育児休業強化などの働き方改革を三本柱に、こども予算倍増に向けた大枠を示す方針となっております。

愛媛県においても、えひめ人口減少対策重点戦略に基づく新しい取組を示し、市町との連携事業として、出会い・結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援に関する事業に対して、えひめ人口減少対策総合交付金を交付し、県内全域において対策を講じることとなっております。

本市におきましても、人口減少対策として取り組んできました既存事業を継続していくとともに、国及び県が示す事業を加え、市内での移住・定住を促進し、安住できる環境づくりに取り組んでまいります。

結婚、出産、子育てにおいては、経済的な負担が婚姻率や出生率の低下、少子化の要因の一つでもあります。このことから、結婚時の新生活支援では、新婚生活に要する家賃や家電の購入など経済的負担を軽減するための補助金の支給、出産に対する支援では、不妊治療費等の補助や若年層世帯の出産に対して出産後に要する経費の一部の助成、ゼロ歳から 18 歳までの子育て支援では、保育所等利用料を同時入所の第 2 子無料化や中学校進学の子を持つ世帯を対象とした進学準備応援金の支給、保険診療による医療費自己負担分の全額助成対象年齢の拡充、市内高校に遠距離通学する生徒への通学費助成など、経済的負担を軽減する

新たな対策を講じてまいります。

その他の新規事業としまして、市が所有する住宅分譲地について、特に、子育て世帯を対象とした優遇措置を設け、定期借地権を設定した定住促進を講じ、また、子育て世代の交流の場、子どもたちの遊び場として、大型木製遊具を設置した児童公園の整備を進めてまいります。

さらに、若手職員を中心に構成したせいよ将来人口究明・対策プロジェクトにおいて提案された人口減少対策を事業化し、市内事業所の若年層を対象に、情報交換や研修など異業種間交流の場の提供に取り組むとともに、市内企業の合同就職説明会を松山市において開催し、市内出身者や市外からの就業者の獲得を目指すもの、地方移転を計画する企業の市内誘致に取り組むものなどであります。

既存事業についても、県及び本市を含む南予の5市町で構成する南予子育て移住促進協議会において、南予移住のイメージアップを図りながら、子育て世帯や出身者をターゲットとした持続的な移住者増加に取り組んでまいります。また、潜在的な移住希望者との関係構築のため、移住マッチング事業や移住フェア等を行い、関係人口の拡大と移住者の獲得を目指します。さらに、お試し移住や地域おこし協力隊制度を活用しながら移住を促進するとともに、農林業など地域の担い手確保や市内での起業者を支援し、定住につながる対策を講じてまいります。

次に、夢と希望を叶える6つの変革の具体的な取組について述べさせていただきます。

1つ目、豪雨からの復旧・復興「人の命をまもる」せいよ強靱化への取り組み・・・防災、減災について申し上げます。

南海トラフ地震が発生した際への対応につきましては、南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針に基づき、本年3月に西予市事前復興計画の策定を予定しており、災害発生後の対応や復興計画の基礎といたします。

同計画に基づき、自主防災組織や地域防災リーダーの育成を図り、市民及び職員の防災意識の高揚及び防災行動力の向上に努めるとともに、防災訓練等の実施により、災害対応力及び地域防災力の向上を図ることで、市全体の減災活動につなげてまいります。また、避難路、避難場所の確保・

整備について、同計画を踏まえた事業を展開し、ソフト面・ハード面一体として取り組むことにより、本市の総合的な防災力向上に努めてまいります。

インフラ環境、まちなみの整備につきましては、肱川の河川改修事業に伴う石久保橋架替事業、市道改良事業、都市構造再編集中支援事業の施工において、河川管理者である県との協定に基づき、令和6年までの施工期間で事業を推進してまいります。また、野村地区都市再生整備計画事業及び小規模住宅地区等改良事業では、肱川両岸において、市道、多目的広場、公園及び駐車場など、順次、住環境の改善に取り組んでまいります。さらに、三瓶地区雨水公共下水道事業では、雨水排水の処理能力が不足する水路を改修し、住宅等への浸水被害の防止に取り組んでまいります。

肱川流域治水対策の推進につきましては、昨年度に引き続き、浸水被害のリスク低減効果が期待される田んぼダムに取り組むとともに、防災上危険となるため池の廃止、また、ため池の老朽化に対する改修など、防災・減災に努めます。

2つ目、仕事づくり・・・稼ぐ力増強、地産品を生かした産業振興について申し上げます。

農業の振興につきましては、明浜の柑橘農業の活性化対策として、現在柑橘加工施設を建設中ですが、今後、搾汁・充填機器など、加工機械設備を設置し、11月の運用開始を予定しており、現在稼働している施設は解体し、跡地に駐車場を整備いたします。生産者の所得向上及び新規就農者を含めた担い手の確保に努めてまいります。

林業の振興につきましては、森林環境譲与税を活用し、森林整備と路網整備に対する支援を行うとともに、有害鳥獣による被害防止を図り、森林環境の保全に努めてまいります。また、森林経営管理制度事業として、不採算林への環境林整備、経済林への助成、担い手対策として、研修や移住者による新規就業者獲得に取り組んでまいります。

水産業の振興につきましては、明浜地区における漁港防波堤の延伸工事のほか、三瓶地区の漁海岸壁機能保全及び海岸高潮対策などに取り組み、就業者の環境整備及び施設の長寿命化などを図ります。

商工業の振興につきましては、商工会が実施する経営改善指導や振興事業に対して支援するとと

もに、集客力向上や店舗環境の改善のための既存施設のリニューアルに対する支援を行い、市内経済の活性化と商工業の振興を図ってまいります。

観光につきましては、本市が有する観光資源を最大限に活用し、本市の観光PR、特産品販売、観光を支えるコンテンツの充実に努め、県内外からの誘客促進に取り組んでまいります。また、西予市観光物産協会及び各町観光協会の運営を支援し、イベントの開催などにより、さらなる本市の情報発信に努めてまいります。

産業の創出・振興につきましては、ジオパークと地域製品の魅力を結びつけた西予市ブランドとなるジオの至宝を創出し、地域製品の魅力と販売力の向上を目指します。

ふるさと納税につきましては、ふるさと納税ポータルサイト、各種広告及びSNS等を活用するなど、PR活動の強化と返礼品の魅力化を図り、納税額5億円を目指します。返礼品となる地域製品の販売促進と本市への観光誘客につなげ、市内事業者への経済的な好影響を目指すものであります。

3つ目、人づくり・・・西予市に誇りと住みたい人を育むについて申し上げます。

野村保育所と野村幼稚園を統合する幼保連携型認定こども園の計画につきましては、令和7年4月の開園に向けて、保護者及び地域の皆様への説明会を開催し、様々な御意見をいただいたところであります。令和5年度におきましては、開園に向けた推進体制のさらなる充実に努め、保育所・幼稚園職員の研修や幼保児童の交流を重ね、また、保護者の方々への進捗状況等の説明を行い、開園に向けた準備に取り組んでまいります。

学校施設・設備の整備等につきましては、学校教育のデジタル化の推進として、ICT支援員を2名配置し、教職員をサポートすることにより、ICTを活用した授業等をスムーズに行う体制を維持し、学習環境の向上を図ることで、児童生徒の学力向上を目指します。また、施設整備として、障がいのある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう対処するとともに、災害時において、避難所など地域のコミュニティの拠点としての役割を果たすこととなる校舎・体育館のバリアフリー化を進めます。さらに、老朽化が進行している宇和中学校校舎等の耐力度調査を実施し、

適正な規模での建て替え等の検討を進めることとしております。

文化振興につきましては、関係施設の整備として、宇和文化会館において、舞台機構設備取替工事を実施し、三瓶文化会館においては、空調整備改修に係る設計を行い、体育振興につきましては、野村小学校グラウンドの夜間照明の支柱の経年劣化から改修工事を実施し、施設の機能維持に努めます。

4つ目、まちづくり・・・地域の宝を生かし人を呼び込むについて申し上げます。

地域づくり活動センターにつきましては、市民の皆様、議員の皆様にご理解・御協力いただき、いよいよ4月1日から運営がスタートいたします。設置場所については、各地区公民館や市有施設を活用し、大野ヶ原地域、下泊地域にはセンターを新設いたしました。

行政サービスの維持・向上に努めるとともに、持続可能な住民自治を現場で支える仕組みを構築し、これまで以上に市内地域づくり組織と連携し、地域の皆様との協働による魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。

四国西予ジオミュージアムが令和4年4月23日に開館いたしました。市内はもとより、県内外から来館いただき、令和5年1月末現在の来館者数は3万5000人です。

今後は、同ミュージアムを拠点として、ギャラリーしろかわをはじめ、城川地域の観光資源を活用し、来訪者が城川地域を回遊できる仕組みのほか、市内のジオサイトや観光施設を周遊できる仕組みを構築し、ジオパークの普及啓発を図るとともに集客力向上に努めてまいります。

卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の推進につきましては、卯之町駅周辺施設整備におけるJR卯之町駅舎が完成し、ハード面については完了したところであります。

今年の干支は「卯」ということで、卯之町と縁を感じる1年となりました。完成しましたJR卯之町駅を中心に、駅のライトアップやうさぎ絵馬、うさぎせい坊など、数多くのメディアに取り上げていただき、卯の年卯之町をPRしていただいております。現在開催されているフォトコンテストをはじめ、うさぎ提灯を活用した地域との連携に取り組みながら、この機会に、全国各地から来訪い

ただけるよう、引き続きアピールしていき、市民の皆様とともに飛躍の年となるよう努めてまいります。

今後は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された開明学校を有する中町の町並み、米博物館、ゆるりあん及びJR卯之町駅の各エリア・施設を結びつけ、指定管理者等の民間の経営ノウハウを活用し、交流人口の拡大により、地域経済の活性化につなげていく取組を官民連携で進めてまいります。

情報インフラの整備につきましては、令和5年度はCATV城川サブセンター施設の整備工事に引き続き取り組むほか、三瓶サブセンター施設の整備に取り組みます。

5つ目、生活あんしんのまち・医療、福祉について申し上げます。

地域医療体制の構築につきましては、医師、看護師等の医療従事者の十分な確保が困難なため、令和5年4月を目標としておりました市内二次救急の集約について延期することとしました。しかしながら、本市病院事業の持続的・安定的な運営を図り、地域医療の維持・確保のためには、体制の見直しは必要であると考えており、引き続き早期の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

集約できるまでの間、当面は従来の市内二次救急体制の維持に努めますが、両市立病院で対応できない場合は、昨年4月からと同様に、市外の二次救急医療機関への搬送となりますので、市民の皆様には大変御不便をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

三瓶地区の常備消防体制につきましては、令和6年度末に八幡浜地区施設事務組合から脱退することにより、令和7年度から本市消防本部の管轄となります。現在、同組合を構成する関係市町間で具体的な事務協議を重ねており、スムーズな新体制への移行に取り組んでまいります。また、消防署野村支署新庁舎につきましては、本年4月から供用開始予定であり、防災拠点となる消防本部署庁舎の建て替えにつきましては、令和7年4月の供用開始を目指し、造成工事を進め、本体工事に着手する予定であります。

ライフラインである水道事業につきましては、水道施設の老朽化が進行しており、安心安全な水を安定的に提供するために施設の更新を計画的に

進めてまいります。特に、今後発生が予想される南海トラフ地震などに備えるために、耐震化事業に取り組む必要がありますが、近年、給水人口の減少等により収益が減少し、大規模な施設更新の財源確保が困難となっております。平成26年度の経営統合以来料金改定は行っておらず、将来の安定的な経営のためには、料金改定に踏み込まなければならない状況にあります。水道水の安定供給、持続的な事業経営を図るため、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

6つ目、市役所改革・西予市の更なる発展のためについて申し上げます。

令和5年4月から地域づくり活動センターの運用開始に合わせて、支所は教育課を含めた4課体制から2課体制に移行します。本庁と支所との業務分担の整理を行い、業務とともに支所職員の一部を本庁へ集約し、効率化と合理化を図ります。本庁集約に伴う問合せや相談、諸証明発行等の窓口業務については、支所または地域づくり活動センターに来られた市民の方が、本庁職員とモニターで会話できるようにするなど、ICTを活用し、市民サービスの維持向上に努めてまいります。

行政のDX推進につきましては、システムの導入や蓄積されたデータの活用など、業務の効率化を図りながら、行政サービスの向上に努めてきたところです。今後も、既存システムの導入効果を検証し、情報システムの最適化や行政手続のオンライン化などの検討を進め、福祉や産業、建設、教育などの各分野においてDX化に取り組んでまいります。また、国が示す各自治体間でのシステムの共同利用やデータ共有など、可能となる業務やサービスについて、国・県の方針のもと、セキュリティ対策の強化・徹底を図りながら取り組んでまいります。

職員の定員適正化につきましては、令和6年度以降も、定員管理計画に基づき、新規採用職員を抑制しながら正規職員の削減を進めていく予定であります。職員数の減少とともに、部・課・係などの統合を含めた組織再編による行政のスリム化に取り組み、再任用職員や会計年度任用職員も含めて、全体的な人員調整及び適材適所の配置を行い、行政サービスの提供に努めてまいります。

公共施設の管理につきましては、昨年12月に策定した公共施設個別施設計画において、施設の

継続、譲渡、貸付けまたは処分等の各施設の方向性を示しておりますが、今後の施設の処分については、計画に基づきまして、廃止・除却を進め、建物または跡地の売却を検討してまいります。

以上が6つの変革についての新年度の取組であります。

所信に引き続き、令和5年度一般会計当初予算案について概説申し上げます。

令和5年度における予算は、引き続き、西予市復興まちづくり計画に基づく豪雨災害からの復旧・復興を最優先とし、中長期的な財政状況を踏まえた上で、人口減少対策等、第2次西予市総合計画に基づく事業の重点化を図ります。また、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策について、国・県と歩調を合わせて実施してまいります。

一方、市税、地方交付税の一般財源総額が大きく伸びない中、大型事業の実施に伴う公債費の上昇及び社会保障関連経費の増加に対して、基金の取り崩しにより、財源不足を補っている状況であります。

健全な行財政運営を維持するため、今回の予算編成では、既存事務事業の思い切った見直しを行っております。今後さらなる行財政改革を推し進め、効率的で透明性の高い行政運営の確立のため、財政状況及び財政方針について、市民の皆様へ理解が得られるよう情報提供に努めてまいります。

以上の基本方針に併せまして、これまでの事業への取組や成果等を踏まえながら、事業の優先度、重要性、計画性等を検証し、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、事業実施の必要性、他の事業への代替可能性、職員体制等多面的な視点から抜本的な見直しを行い、限りある財源を重点的に配分して編成をいたしました。

この結果、令和5年度一般会計当初予算の総額は284億7000万円となり、前年度対比10.4%、32億9000万円の減額となりました。

どうか、議員の皆様、市民の皆様におかれましては、市政運営に対する格別の御理解と御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。新年度に臨む私の所信とさせていただきます。

なお、令和5年度当初予算の詳細な点につきましては、担当課長から補足説明させますので、よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

安岡財政課長。

〔安岡財政課長登壇〕

○安岡財政課長

それでは、予算書に沿いまして、新規事業及び主要事業を中心に、まず、歳出から補足説明を申し上げます。

55ページをお開き願います。

初めに、2款総務費でございます。1項5目財産管理費、住宅土地活用事業2070万1000円ですが、西予市土地開発公社から購入した住宅地を活用し、移住定住や子育て支援施策の推進を目的に、定期借地権を設定した市有地の貸付、住宅取得時の補助金のほか、子育て応援金を支給するものであります。財源として、市有地貸付料を充てております。

61ページをお開き願います。

1項21目地域づくり活動センター費3億9328万1000円につきましては、合併当初の小学校区ごとに設置する各地域づくり活動センターの管理運営経費とともに、配置する職員の人件費等を計上するものであります。財源として、使用料及び貸付料等を充てております。

65ページをお開き願います。

2項2目賦課徴収費、新規事業となります債権整理事業55万2000円ですが、新たに設置します債権整理室において、市税や各種保険税等の滞納整理など、債権の適正な管理を行うもので、令和5年度は債権管理計画を策定し、市全体の債権管理体制の構築を図るための管理運営に係る経費を計上するものであります。

72ページをお開き願います。

8項1目地域振興費、移住交流促進事業4255万9000円ですが、潜在的な移住希望者との関係構築のため、移住マッチング事業や移住フェア等への参加を行い、移住者及び関係人口の拡大を目指すとともに、南予市町及び愛媛県と連携した広域的な移住施策を実施するほか、西予市移住定住交流センターに業務の一部を委託し、移住交流のさらなる推進を図るものであります。財源として、地方創生推進交付金、移住支援事業費県補助金、過疎対策事業債等を充てております。

新規事業となります集会施設移行推進事業

729万8000円では、公民館分館等の廃止に伴い、同分館等を集会施設へ移行推進するための支援措置として、移行に関する整備計画書に基づきまして、維持管理経費等に対し補助金を交付するものであります。また、普通財産である集会施設を認可地縁団体に無償譲渡する際の登記費用を計上いたしております。

81ページをお開き願います。

次に、3款民生費でございます。1項3目老人福祉費、養護老人ホーム三楽園建設事業4億3473万3000円では、社会福祉法人西予総合福祉会が、養護老人ホームを旧二木生小学校跡地へ移転改築するための経費に対し補助金を交付するもので、令和5年度から令和6年度にかけて、旧校舎解体工事及び本体建築工事を行いまして、令和7年度運営開始の予定となっております。財源として、過疎対策事業債を充てております。

全国健康福祉祭えひめ大会推進事業574万3000円では、県内各市町において、ねんりんピック愛顔のえひめ2023が開催されます。本市で実施予定となっております軟式野球ふれあいスポーツ交流大会の実行委員会に対して、運営費に係る負担金を計上するものであります。

88ページをお開き願います。

2項1目児童福祉総務費、子ども医療費助成事業1億339万6000円では、子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るものであります。令和5年度から保険診療による医療費自己負担分の全額助成の対象者を18歳まで拡充いたします。財源として、未熟児養育医療費国・県負担金、乳幼児医療助成事業費県補助金、過疎対策事業債等を充てております。

新規事業を含みます認可保育所等管理支援事業4071万4000円では、子ども・子育て支援事業計画に沿いまして、保育の質・量の充実を目指すとともに、保育現場の環境改善に努めてまいります。令和5年度は、新たに、市内民間保育所が実施します保育支援者の配置に係る経費に対して、支援者1人当たり月額10万円の補助金を交付するものであります。財源として、保育対策総合支援事業費国・県補助金等を充当しております。

新規事業となります子育て応援事業790万円では、経済的理由で出産を諦めることがないよう、

出産時に夫婦とも29歳以下であった世帯に対し、出産後の経済的負担を軽減するため、新生児1人当たり20万円を助成するものであります。また、新たに中学校に進学する子を持つ世帯に対して、進学準備応援金として、1人当たり1万5000円を交付し、子育て世帯の経済的負担を軽減するものであります。

104ページをお開き願います。

次に、4款衛生費でございます。1項6目母子衛生費、母子保健事業4086万1000円では、妊産婦、乳幼児及びその家族を対象として、各種健康診査や保健指導などを実施することにより、母子の健康の保持増進に努めるものであります。また、妊娠期から出産・子育てまでの相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実し、さらに、妊娠時及び出産時に各5万円ずつ応援給付金を支給し、経済的支援を図るものであります。財源として、母子保健医療対策総合支援事業費国庫補助金、国・県の出産・子育て応援交付金を充てております。

111ページをお開き願います。

次に、5款労働費でございます。1項6目地域経済基盤強化・雇用等対策費、雇用・創業等支援事業471万8000円では、せいよ将来人口究明・対策プロジェクトの仕事・雇用支援として、市内企業の合同就職説明会を松山市で開催し、地元出身者や新規就業者の獲得を目指すものであります。財源として、地方創生推進交付金及びふるさと応援基金繰入金を充てております。

115ページをお開き願います。

次に、6款農林水産業費でございます。1項3目農業振興費、農業後継者育成事業5586万7000円では、農家の高齢化と担い手不足が深刻化する地域農業の課題解決に向け、経営の不安定な新規就農者・農業研修生への支援により、就農後の定着を促進するものであります。財源として、新規就農総合支援事業費県補助金、担い手総合支援事業費県補助金及びふるさと応援基金繰入金等を充てております。

119ページをお開き願います。

1項5目農地費、ため池等農地災害危機管理対策事業2291万5000円では、集中豪雨や地震災害等に備え、ため池等施設の改修及び廃止工事を実施いたします。また、ため池ハザードマ

ップを作成し、市民への周知を図るとともに、ため池管理者研修会などを実施することで、防災・減災の向上を図るものであります。財源としまして、農業水路等長寿命化事業費県補助金、過疎対策事業債等を充てております。

126 ページをお開き願います。

2 項 2 目林業振興費、森林経営管理制度事業 5822 万 7000 円ではありますが、森林経営管理制度に基づく、不採算林への環境林整備、経済林への助成や集約化による支援、担い手対策として、研修や移住者による新規就農者獲得の推進、木材の市場調査等を計画的に実施するものであります。財源として、林業就業支援事業費県補助金及び森林環境譲与税基金繰入金を充てております。

132 ページをお開き願います。

3 項 4 目漁港建設費、漁村再生交付金事業 1 億円ではありますが、明浜の宮野浦地区の港内において、背後地の防護効果と水産物の生産性及び漁業就業環境の向上を図るため、南防波堤を延伸する基礎工事を実施するものであります。財源として、国・県の農山漁村地域整備交付金と過疎対策事業債を充てております。

137 ページをお開き願います。

次に、7 款商工費でございます。1 項 6 目産業創出事業費、企業誘致奨励金事業 1183 万 4000 円ではありますが、市内への企業立地に対する奨励措置及び奨励金を交付し、産業振興及び雇用機会の拡大を図るとともに、新たにせいよ将来人口究明・対策プロジェクトの仕事・雇用支援として、地域の認知度向上やブランド力向上の宣伝・広報・営業活動など、シティプロモーションに特化した企業への営業活動を実施し、地方移転を計画する企業の市内誘致を目指すものであります。財源として、産業用地確保支援事業費県補助金、過疎対策事業債を充てております。

138 ページをお開き願います。

1 項 8 目ジオパーク推進事業費、ジオパーク推進事業 2191 万円ではありますが、四国西予ジオミュージアムから各ジオサイトへ、また、市内観光施設へ誘導する仕組みを構築するとともに、ジオパークの普及啓発を図るため、広報誌の発刊、ガイド養成講習、インバウンド対策事業を実施しまして、より多くの来訪者獲得を目指すものであります。財源として、地方創生推進交付金及びジオ

パーク推進基金繰入金を充てております。

147 ページをお開き願います。

次に、8 款土木費でございます。2 項 5 目橋梁新設改良費、橋梁新設・撤去事業 6150 万円ではありますが、一級河川肱川河川改修事業に伴う石久保橋架替事業において、県との協定に基づき、県営受託事業負担金等を計上するものであります。令和 5 年度は、橋梁下部工の新設工事が予定されております。財源として、社会資本整備総合交付金、過疎対策事業債を充てております。

151 ページをお開き願います。

5 項 5 目都市再生整備計画事業費、野村地区都市再生整備計画事業 2 億 6680 万円ではありますが、平成 30 年 7 月豪雨災害により被災した野村市街地（支所周辺及び肱川左岸側）において、道路・多目的広場・公園・駐車場等を整備し、地域の生活環境の向上と社会経済の活性化を図るものであります。財源として、都市構造再編集中支援事業費国庫補助金及び過疎対策事業債を充てております。

5 項 7 目雨水公共下水道事業費、三瓶地区雨水公共下水道事業 1 億 9000 万円ではありますが、安土・日吉崎地区において、災害に強く快適で暮らしやすいまちづくりの推進を図るため、雨水管渠整備工事を実施するもので、令和 5 年度は安土排水区の管渠工事を実施いたします。財源として、社会資本整備総合交付金及び過疎対策事業債を充てております。

152 ページをお開き願います。

6 項 1 目住宅管理費、小規模住宅地区等改良事業 9227 万 9000 円ではありますが、平成 30 年 7 月豪雨災害により被災した野村地区肱川右岸側において、生活道路や公園・広場等を整備し、住環境の改善と向上を図るものであります。財源として、社会資本整備総合交付金及び過疎対策事業債を充てております。

158 ページをお開き願います。

次に、9 款消防費でございます。1 項 3 目消防施設費、消防団施設整備事業 3257 万 9000 円では、消防団詰所 1 棟を新築、現詰所の改修 1 棟、旧詰所 2 棟の解体等を実施し、消防本部署庁舎建設事業 6 億 2380 万円では、前年度に引き続き、消防本部庁舎建設における造成工事を実施し、庁舎本体工事に着手するものであります。財源として、

旧合併特例事業債及び消防財政調整基金繰入金等を充てております。

159 ページをお開き願います。

1 項 4 目災害対策費、防災対策啓発活動事業 1375 万 7000 円ではありますが、総合防災マップ、タイムライン防災等について、研修会の開催やホームページへの掲載等により、市民への周知啓発を図るとともに、地域防災リーダーの育成や自主防災組織の活動支援により、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るものであります。また、事前復興に係る取組として、防災教育、ワークショップも実施してまいります。財源として、社会資本整備総合交付金及び子ども教育振興基金繰入金を充てております。

170 ページをお開き願います。

次に、10 款教育費でございます。2 項 3 目学校建設費、小学校施設整備事業 2 億 1398 万 5000 円ではありますが、中川小学校及び皆田小学校屋内運動場の大規模改修、大野ヶ原小学校の外壁改修及び三瓶小学校の防球ネット新設工事を実施するとともに、多田小学校屋内運動場の大規模改修及び宇和町小学校のバリアフリー化に向けた設計を委託し、計画的な教育環境整備に取り組むものであります。財源として、学校施設整備基金繰入金及び過疎対策事業債を充てております。

177 ページをお開き願います。

5 項 1 目社会教育総務費、高校魅力化事業 1515 万 5000 円ではありますが、魅力ある高校づくりを推進するため、市内の高校と連携した公営塾の運営により、地域資源を活用した課題解決学習や生徒発案の事業を実施いたします。また、新たに、市内の高校に遠距離通学する生徒に対して通学費を助成することで、生徒数の積極的確保に努めていくものであります。財源としまして、地方創生推進交付金、過疎対策事業債及びふるさと応援基金繰入金を充てております。

181 ページをお開き願います。

5 項 8 目生涯学習推進費、新規事業となります生涯学習推進庶務事業 391 万 1000 円では、せいよ将来人口究明・対策プロジェクトの若者の交流活性化対策として、スキルアップミーティング事業を実施するもので、市内事業所等に勤める若者を対象に、異なった業種が集う研修や交流を促進することで、個々のスキルアップや人脈づくりと

ともに、相互交流の機会を提供するものであります。財源として、地方創生推進交付金等を充てております。

また、各地域づくり活動センター生涯学習事業では、同センター設置後においても、社会教育施設としての機能を継承し、社会教育法に基づく生涯学習事業を実施するもので、事業に要する経費を計上するものであります。

196 ページをお開き願います。

7 項 4 目学校給食費、学校給食費庶務事業 1036 万 4000 円ではありますが、栄養バランスや質・量など安定的な給食を提供するとともに、材料などの価格上昇相当分を補助し、子育て支援の推進と保護者の経済的負担軽減を図るものであります。

次に、歳入であります。予算書は前に戻っていただきまして、17 ページをお開き願います。

10 款地方交付税、普通交付税 111 億円ではありますが、国が示します地方財政計画に基づいて、本市の財政需要等を見込み、算出した結果、対前年度 3 億円の減額といたしております。

また、特別交付税 12 億 5000 万円ではありますが、地域おこし協力隊員設置経費の増額等を見込みまして、対前年度 1500 万円の増額といたしております。

26 ページをお開き願います。29 ページにかけてとなります。

14 款国庫支出金であります。国庫負担金では、災害復旧事業の完了による減、国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、明浜柑橘加工施設整備事業での農山漁村振興交付金の減により、国庫支出金全体では、対前年度 12 億 61 万 6000 円減の 27 億 9986 万 6000 円といたしております。

37 ページをお開き願います。39 ページにかけてとなります。

18 款繰入金、2 項基金繰入金ではありますが、財政調整基金は、対前年度 2363 万 4000 円を増額し、その他の目的基金は、基金設置条例に基づいた事業の財源として繰入れを行い、基金繰入金総額で 22 億 6507 万 3000 円とし、対前年度 1 億 8028 万 9000 円を増額となっております。

45 ページをお開き願います。47 ページにか

てとなります。

21 款市債であります。民生債において、養護老人ホーム三楽園建設事業による増額はありますが、総務債では、土居地区地域づくり活動センター整備事業の終了等により、農林水産業債では、明浜柑橘加工施設整備における事業費の減により、教育債では、溪筋地区体育館建設事業の終了等により、また、その他、起債事業を圧縮したことによりまして、対前年度 17 億 5130 万円減の総額 30 億 900 万円といたしております。

続きまして、予算書は前に戻っていただいて、9 ページをお開き願います。

継続費であります。CATV整備事業では、惣川サブセンター整備工事及び監理委託として、総額 7390 万 1000 円を 3 カ年の年割額に設定し、消防本部署庁舎建設事業では、庁舎の本体工事及び監理委託として、総額 14 億 3899 万 8000 円を 2 カ年の年割額に設定して事業を実施するものであります。

10 ページをお開き願います。

最後に、地方債であります。限度額を 30 億 900 万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○小玉議長

暫時休憩いたします。（休憩 午後 0 時 5 分）

○小玉議長

再開いたします。（再開 午後 1 時 15 分）

（日程 8）

○小玉議長

次に、日程第 8、議案第 37 号「令和 5 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」から議案第 45 号「令和 5 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの 9 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

〔宇都宮教育部長登壇〕

○宇都宮教育部長

議案第 37 号「令和 5 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

この奨学資金は、西予市出身の優秀な学生、生徒であって、経済的理由により就学が困難な者に対し、定額を無利子で貸し付けるものであります。それでは、予算書 1 ページをお開きください。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ 1819 万 1000 円としております。

予算書 3 ページをお開きください。

歳出では、奨学資金貸付金 36 名分及び運営費に係る経費 1426 万 3000 円、予備費 392 万 8000 円を計上いたしました。

予算書 2 ページに戻ります。

歳入では、償還金 1015 万 2000 円、寄附金 1 万円、前年度繰越金 802 万 9000 円を計上し運営するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長兼福祉事務所長。

〔一井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 38 号「令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

国保特別会計予算につきましては、事業勘定予算と診療施設勘定予算で構成されております。

まず、事業勘定予算から御説明申し上げます。

令和 5 年度の予算編成に当たりましては、被保険者が安心して医療サービスを受容し、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を維持するため、医療費の動向、制度改正の対応など、国が示す留意事項に基づき編成いたしました。

それでは、14 ページをお開きください。

歳出の主なものでは、総務費 6855 万円、保険給付費 36 億 8349 万 2000 円、国民健康保険事業納付金 11 億 3983 万 3000 円、保健事業費 4596 万 1000 円を計上いたしました。

続いて、13 ページをお開きください。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税 7 億 2853 万 1000 円、県支出金 37 億 3884 万 6000 円、繰入金 4 億 7477 万 5000 円を計上いたしました。

以上によりまして、事業勘定予算は、歳入歳出それぞれ 49 億 4799 万 8000 円といたしました。

次に、診療施設勘定予算について御説明申し上げます。

少子高齢化に伴う人口減少や市民の基幹病院志向への高まりなどから、国保直営診療所の診療件数、診療収入などが年々減少しており、診療施設勘定におきましても、一般会計からの繰入金により、収支均衡を図る厳しい予算構造となっております。引き続き、地域住民から安心、信頼される医療の提供に取り組むとともに、経営改善、適切な経費節減にも努める所存であります。

それでは、18 ページをお開きください。

歳出の主なものでは、総務費 7957 万 6000 円、営業費 4152 万 7000 円を計上いたしました。

続いて、17 ページをお開きください。

歳入の主なものにつきましては、診療収入 6681 万 8000 円、繰入金 6412 万 7000 円を計上いたしました。

以上によりまして、診療施設勘定予算は、歳入歳出それぞれ 1 億 3454 万 3000 円といたしました。

続きまして、議案第 39 号「令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度におきましては、医療の高度化などに伴い、医療費が増加傾向にある中、同制度の持続可能性を高めるため、保険料軽減特例が見直されております。

愛媛県後期高齢者医療広域連合におきましては、令和 4 年、5 年度の保険料改定にあたり、愛媛県が設置する財政安定化基金を活用して、保険料の上昇を抑制しておりますが、今後においても被保険者の負担を軽減するため、後発医薬品の利用促進や医療費適正化を進めるとともに、経費の節減に努める必要があるため、本市におきましても、広報への掲載などで健診受診啓発や医療制度の周知を行っているところでございます。

それでは、予算書 65 ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 7 億 3185 万 4000 円と定めるものであります。

67 ページをお開きください。

歳出の主なものとはしましては、総務費 2492 万 1000 円、後期高齢者医療広域連合納付金 6 億 8955 万 2000 円、健康診査事業費として 1616 万 1000 円を計上いたしました。

66 ページに戻っていただき、歳入の主なものとはしましては、後期高齢者医療保険料 4 億 4342 万 3000 円、繰入金 2 億 7218 万 4000 円、諸収入 1619 万 6000 円を計上いたしました。

続きまして、議案第 40 号「令和 5 年度西予市介護保険特別会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

当市の介護保険を取り巻く環境としまして、65 歳以上の高齢者人口は減少傾向となっている一方、総人口の減少から高齢化率は増加しており、今後もこうした傾向が続くと推計されています。

こうした状況の中、来年度最終年度を迎えます第 8 期高齢者福祉・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、多職種の連携により、様々な生活支援サービスや保険給付等の事業を展開しております。

それでは、予算書 85 ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 60 億 8458 万円と定めるものでございます。

88 ページをお開きください。

歳出の主なものとはしましては、人件費と介護認定等に係る経費として、総務費 1 億 1013 万 2000 円を計上し、介護給付、予防給付、その他各サービスに係る経費として、保険給付費 57 億 829 万 1000 円を計上いたしました。また、本市における地域包括ケアシステムの構築を目指し、在宅医療・介護連携、認知症施策、そして介護予防や生活支援の体制整備などを積極的に推進するため、地域支援事業費 2 億 6012 万 7000 円を計上いたしました。

続きまして、歳入予算の主なものを御説明いたします。

86 ページをお開きください。

65 歳以上の方に納付していただく介護保険料が 9 億 8020 万 6000 円、介護給付分、地域支援事業費分それぞれの負担割合により算定される国庫支出金 16 億 6496 万 2000 円、県支出金 8 億 8570 万 4000 円、支払基金交付金 15 億 8458 万 3000 円、繰入金のうち一般会計繰入金 9 億 6432 万 3000 円、また、介護給付費準備基金繰入金 250 万 6000 円、雑入として介護給付費返納金等収入 218 万 1000 円を計上しております。

以上 3 議案、よろしく御審議の上、御決定くだ

さいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

議案第 41 号「令和 5 年度西予市水道事業会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

それでは、公営企業会計予算書 1 ページをお開きください。

まず、第 2 条業務の予定量について御説明いたします。

給水戸数 1 万 5260 戸、年間総給水量 472 万 1400 立方メートル、一日平均給水量 1 万 2900 立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業につきましては、宇和給水区域における下川浄水場施設整備事業 2530 万円、明浜給水区域における水道施設監視システム整備事業 3366 万 9000 円、野村給水区域における河成地区水道施設整備事業 3650 万円、三瓶給水区域における津布理浄水場整備事業 7334 万 8000 円をそれぞれ予定をしております。

次に、第 3 条収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、水道事業収益の総額を 7 億 401 万 6000 円と定め、営業活動に基づく給水収益の 6 億 2150 万円を含む営業収益として 6 億 2959 万 8000 円、営業外収益として 7437 万 8000 円、特別利益として 4 万円を計上しております。

これに対しまして支出では、水道事業費用の総額を 7 億 8586 万 5000 円と定め、営業活動に係る営業費用として 7 億 5473 万 1000 円、企業債償還利息等の営業外費用として 3064 万 1000 円、特別損失として 49 万 3000 円を計上しております。

次に、2 ページをお開きください。

第 4 条資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、総額を 1 億 9597 万 9000 円と定め、内訳は、工事に対する負担金 3161 万円、企業債 1 億 2870 万円、企業債元金償還金及び建設改良費に対する補助金 3566 万 9000 円を計上しております。

これに対しまして支出では、総額を 4 億

9216 万 1000 円と定め、内訳は、建設改良費 3 億 8536 万 1000 円、企業債償還金 1 億 680 万円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2 億 9618 万 2000 円を補填する財源につきましては、第 4 条括弧書きのとおりであります。

次に、第 5 条の企業債では、上水道施設整備事業を目的といたしまして、1 億 2870 万円の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第 6 条では、一時借入金の限度額を 2 億円と定め、第 7 条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第 8 条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費 1 億 425 万 9000 円を定めるものであります。

また、第 9 条では、一般会計から受ける補助金として、目的と合計金額 3867 万 1000 円を定め、第 10 条では、たな卸資産の購入限度額を 550 万円と定めるものであります。

続きまして、議案第 42 号「令和 5 年度西予市簡易水道事業会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

それでは、公営企業会計予算書 43 ページをお開きください。

まず、第 2 条業務の予定量について御説明いたします。

給水戸数 2,300 戸、年間総給水量 54 万 9000 立方メートル、一日平均給水量 1,500 立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業としましては、宇和・野村地区における給配水管布設替事業 330 万円を予定しております。

次に、第 3 条収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、簡易水道事業収益の総額を 1 億 3015 万 7000 円と定め、営業活動に基づく給水収益の 5609 万 5000 円を含む営業収益として 5768 万 8000 円、営業外収益として 7243 万 9000 円、特別利益として 3 万円を計上しております。

これに対しまして支出では、簡易水道事業費用の総額を 1 億 3949 万 5000 円と定め、営業活動に係る営業費用として 1 億 3561 万 2000 円、企業債償還利息等の営業外費用として 385 万 3000 円、特別損失として 3 万円を計上しております。

次に、44 ページをお開きください。

第4条資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、総額を942万2000円と定め、内訳は、補助金942万2000円を計上しております。

これに対しまして支出では、総額を1598万5000円と定め、内訳は、建設改良費330万円、企業債償還金1268万5000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額656万3000円を補填する財源につきましては、第4条括弧書きのとおりであります。

次に、第5条では、一時借入金の限度額を5000万円と定め、第6条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費2054万円を定めるものであります。

また、第8条では、一般会計から受ける補助金として、目的と合計金額3475万7000円を定め、第9条では、たな卸資産の購入限度額を200万円と定めるものであります。

続きまして、議案第43号「令和5年度西予市下水道事業会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和5年度より、農業集落排水事業及び公共浄化槽等整備推進事業の2事業についても地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、西予市下水道事業会計に組み入れて予算計上しております。

それでは、公営企業会計予算書81ページをお開きください。

まず、第2条業務の予定量について御説明いたします。

接続人口1万3244人、年間有収水量155万5163立方メートル、一日平均有収水量4,261立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業としましては、宇和处理区における管渠整備事業2億290万4000円を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、下水道事業収益の総額を8億4766万2000円と定め、営業活動に基づく下水道使用料1億1319万3000円、農業集落排水処理施設使用料9924万2000円及び公共浄化槽使用料51万9000円を含む営業収益として2億1412万

2000円、営業外収益として6億3351万円、特別利益として3万円を計上しております。

これに対しまして支出では、下水道事業費用の総額を9億6016万7000円と定め、営業活動に係る営業費用として8億9092万9000円、企業債償還利息等の営業外費用として6554万1000円、特別損失として369万7000円を計上しております。

次に、82 ページをお開きください。

第4条資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、総額を3億7187万7000円と定め、内訳は、企業債6100万円、出資金2億754万2000円、補助金6000万円、分担金及び負担金4333万5000円を計上しております。

これに対しまして支出では、総額を5億4340万1000円と定め、内訳は、建設改良費2億2389万3000円、企業債償還金3億1950万8000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億7152万4000円を補填する財源につきましては、第4条括弧書きのとおりであります。

次に、第4条の2特例的収入及び支出では、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により該当事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額をそれぞれ定めております。

次に、第5条の企業債では、公共下水道の整備を目的といたしまして、6100万円の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第6条では、一時借入金の限度額を3億円と定め、第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費6190万9000円を定めるものであります。

また、第9条では、一般会計から受ける補助金として、目的と合計金額4460万4000円を定めるものであります。

以上3議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

藤井医療介護部長。

〔藤井医療介護部長登壇〕

○藤井医療介護部長

議案第44号「令和5年度西予市病院事業会計

予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

それでは、公営企業会計予算書 147 ページをお開きください。

まず、第 2 条業務の予定量について御説明いたします。

病床数は両病院合計 214 床でございます。年間患者数は、入院 4 万 7580 人、外来 8 万 6022 人、一日平均患者数は、入院 130 人、外来 354 人を見込んでおります。また、主な建設改良事業として、施設整備事業費 104 万 5000 円、医療器械備品購入費 1 億 2244 万 6000 円を計上いたしております。

次に、第 3 条収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、病院事業収益の総額を 39 億 6098 万 2000 円と定め、医業収益 30 億 6832 万 9000 円、医業外収益 8 億 6609 万 2000 円、特別利益 2656 万 1000 円を計上いたしております。

これに対しまして支出では、病院事業費用の総額を 45 億 9581 万 8000 円と定め、医業費用 43 億 8877 万 3000 円、医業外費用 2 億 253 万 5000 円、特別損失 451 万円を計上いたしております。

続いて、予算書 148 ページをお開きください。

次に、第 4 条の資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、総額を 3 億 3686 万 3000 円と定め、出資金 100 万円、負担金及び交付金 2 億 4586 万 3000 円、企業債 9000 万円を計上しております。

これに対しまして支出では、総額を 5 億 2268 万円と定め、建設改良費 1 億 2349 万 1000 円、企業債償還金 3 億 9918 万 9000 円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 8581 万 7000 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

第 5 条の企業債では、病院施設整備及び医療器械の購入を目的といたしまして、9000 万円の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

第 6 条では、一時借入金の限度額を 2 億 5000 万円と定め、第 7 条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第 8 条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費 26 億 5358 万 5000 円及び交際費 270 万

円を定めております。

第 9 条では、一般会計から受ける補助金として、目的と合計金額 1 億 2973 万 5000 円を定めております。

また、第 10 条では、たな卸資産の購入限度額を 7 億円と定めております。

続きまして、議案第 45 号「令和 5 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

野村介護老人保健施設つくし苑の事業につきましては、高齢者の心身の状況に応じた適切な介護及び機能訓練のほか、必要な医療等を提供することにより、日常生活の自立と在宅復帰を支援し、地域に親しまれ信頼される施設を目指して、引き続きサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

それでは、公営企業会計予算書 229 ページをお開き願います。

第 2 条の業務の予定量といたしまして、入所定員を 100 人、1 日当たりの通所者定員を 35 人とし、年間の療養者数は 4 万 740 人を見込んでおります。

次に、第 3 条の収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、施設事業収益の総額を 6 億 2245 万 3000 円と定め、施設運営事業収益 5 億 3941 万 4000 円、施設運営事業外収益 5021 万 4000 円、特別利益 3282 万 5000 円を計上しております。

これに対しまして支出では、施設事業費用の総額を 6 億 4935 万 9000 円と定め、施設運営事業費用 6 億 4323 万 5000 円、施設運営事業外費用 612 万 4000 円を計上しております。

続いて、予算書 230 ページをお開き願います。

第 4 条の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入を 8207 万 6000 円、資本的支出を 8284 万 7000 円計上しております。

次に、第 5 条では、一時借入金の限度額を 1 億円と定め、第 6 条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第 7 条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費 4 億 7550 万 3000 円及び交際費 7 万円を定めております。

第 8 条では、他会計からの補助金として、児童手当補助など合計 1 億 789 万 8000 円を定め、第

9条では、たな卸資産購入限度額を2000万円と定めるものとございます。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

(日程9)

○小玉議長

次に、日程第9、議案第3号「財産の無償譲渡について」から議案第7号「財産の無償貸付について」まで、議案第10号「西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について」から議案第18号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」まで及び議案第20号「西予市野村茅葺き民家交流館条例の一部を改正する条例制定について」から議案第25号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」までの20件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

〔和氣産業部長登壇〕

○和氣産業部長

議案第3号「財産の無償譲渡について」提案理由の御説明を申し上げます。

野村ダム湖畔に、平成2年野村ダム観光開発事業の一環で設置されておりました野村ダムロッジは、平成30年7月豪雨災害で周辺の山林から土砂が流入し、現在は使用禁止としている施設であります。

当該建物につきましては、被災による土砂等の流入で再興までには多大な費用がかかることや、耐用年数が10年以上も過ぎ、西予市公共施設等総合管理計画に基づき、貸付をしないものとしておりましたが、このたび、民間事業者から、この施設を活用し、民間独自のネットワークによる新たな事業展開により、地域経済の活性化と交流人口の拡大を図る企画書が提出され、独自で修繕を行い使用をしたい旨の要望がありました。

このため、西予市有財産処理審議会にて審議した結果、当該借受者の事業により、地域経済の下支え効果が期待されること、また、当該建物は築年数や維持管理費用等を考慮すると資産としての

価値はなく、今後利活用できる物件ではないと判断されることから、撤去費用や再開に向けた費用対効果を鑑みたところ、費用負担が多大となるため、無償譲渡による財産処分を検討していただき、総合的に妥当であるとの判断を受けましたので、フィッシングつくる代表 庄司博昭氏に、当該施設に係る建物を令和5年4月1日付で無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

藤井医療介護部長。

〔藤井医療介護部長登壇〕

○藤井医療介護部長

議案第4号「財産の無償貸付について」提案理由の御説明を申し上げます。

本市では、明浜町西地区の歯科医療を確保するため、平成30年4月1日から旧高山歯科診療所の一部をあさの歯科医院浅野一郎医師に無償で貸付け、歯科診療所を開設していただいております。

本案は、この無償貸付期間が令和5年3月31日をもって満了となりますが、引き続き、地域の歯科医療を確保するため、地域からの信頼も厚く、歯科医療に御尽力いただいている浅野一郎医師に歯科診療所施設として無償で貸し付けるものであります。

続きまして、議案第5号から議案第7号までの「財産の無償貸付について」関連がございますので一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本市では、三瓶町蔵貫地区、皆江地区及び下泊地区の地域医療を確保するため、令和5年3月31日までを期間として、旧蔵貫診療所、旧皆江診療所及び旧下泊小学校校舎の一部を樋口敏医師に無償で貸付け、地域に根差した医療の提供をいただいております。

本案は、樋口医師から、引き続き、3施設を診療所として利用したいとのことで、普通財産貸付申請書の提出を受けましたので、三瓶町南地区の地域医療の確保を図るため、引き続き、樋口医師に当該3施設を診療所施設として無償で貸し付けるものであります。

以上4議案、よろしく御審議の上、御決定くだ

さいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第 10 号「西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本条例に基づく開示請求権者につきましては、市内に住所を有することを条件とするなど、一部限定的な取扱いといたしておりました。しかし、今般の情報化の進展や行政活動の広域化に伴い、市の諸活動に対する内外の関心は従来にも増して高くなっており、近年において市政に関心と関わりを有する者は市民に限定されなくなってきている状況がございます。

今回の改正につきましては、市域を越えた情報の広範囲な交流が求められている中、公正で開かれた市政の一層の推進に寄与することを目的として、何人も公文書の開示を請求することができるよう、開示請求権を拡大するため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第 11 号「西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の職員定数の改正は、令和 7 年 4 月から三瓶町を西予市消防本部が管轄することとして協議を進めていることに伴い、消防職員定数を 72 人から 88 人に拡充し、現在の三瓶分署分の配置予定人員数に備えるものでございます。

職員の増員につきましては、八幡浜地区施設事務組合消防本部と協力しながら、段階的な増員を図り、令和 7 年度には万全の体制で臨めるよう取り組んでまいります。

続きまして、議案第 12 号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

職員の昇給につきましては、公務員制度上、55 歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止とされておりますが、本市では、職員の人事評価の結果に基づき、良好な成績で勤務した職員については、2 号給の昇給とし運用してきたところでございます。

今回の改正は、国及び愛媛県の取扱いに準じ、55 歳を超える職員の昇給について、勤務成績が特に良好である場合に限るものとするものであります。

続きまして、議案第 13 号「西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の規定に基づき定めております普通財産の譲与または減額譲渡及び無償貸付け、または減額貸付けの規定を見直すものでございます。

改正の内容につきましては、認可地縁団体において、地域的な共同活動の用に供している集会施設、その他の普通財産を当該地縁団体に譲渡するときに、譲与または減額譲渡を可能とするほか、市が一定の用途に供する目的を持って取得した住宅用地等の普通財産をその用途に供させるため貸し付けるときに、その効果を向上させるため、無償貸付けまたは減額貸付けを可能とするものであります。

以上 4 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長兼福祉事務所長。

〔一井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 14 号「西予市保育所条例等の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部が改正されることから、当該法律を引用する西予市保育所条例、西予市子ども・子育て会議設置条例、西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び西予市認定こども園条例中の引用箇所を条ずれ等が生じるため、これらを改正するとともに所要の整備を行うものであります。

続きまして、議案第 15 号「西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第

16号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されることから、当該基準省令に従い同様の措置を講ずるため、関係条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、家庭的保育事業者等及び放課後児童健全育成事業所に対して、安全計画の策定等の義務化並びに児童等送迎バスへの安全装置の設置及び送迎や施設外活動等に自動車を運行した際の点呼などによる所在確認の義務化のほか、感染症及び食中毒の予防、蔓延を防止するために必要な措置を明確化するものであります。

続きまして、議案第17号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額が上げられるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、出産育児一時金の基本額を48万8000円に引き上げることにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額を50万円とするものであります。

続きまして、議案第18号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、安定的な医療提供体制の確保を目的として、医師の雇用形態を充実するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、診療所長となる医師の雇用形態に会計年度任用職員を追加し、診療日数等に応じた雇用ができるよう充実を図るものであります。

以上5議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

〔和氣産業部長登壇〕

○和氣産業部長

議案第20号「西予市野村茅葺き民家交流館条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市野村茅葺き民家交流館は、野村町惣川地区の振興を図る総合的拠点として、地区内の各機関団体の連絡調整を図り、地区内の重要問題を審議決定し、開発推進することを目的として、地域の活性化に取り組んでいるところでございます。

今回の改正は、西予市野村茅葺き民家交流館における指定管理者の更新に伴い、令和4年度西予市指定管理者等選定審査会にて、現在の利用料金設定では適切な施設管理を行うことが難しい状況にあるのではとの指摘がありましたことから、施設の適切な維持管理を図るため、宿泊料などの見直しを行うよう本条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井消防長。

〔酒井消防本部消防長登壇〕

○酒井消防本部消防長

議案第21号「西予市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

消防事務に関する交付申請等に要する手数料につきましては、地方自治法に基づき、本条例に定めているところでございます。

今回の改正は、罹災者等への交付手続を簡素化するため、消防に関する証明のうち、罹災証明書及び救急搬送証明書の手数料について不要とするものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

議案第22号「西予市給水条例の一部を改正す

る条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

簡易水道事業及び愛媛県条例水道等については、生活用水その他の浄水を地区住民に供給するため設置をしていますが、近年の人口減少に伴う給水人口の減少や節水型機器の普及による水需要の減少に伴い、料金収入が減少傾向にあります。

その一方で、水道施設・設備の老朽化による更新や修繕など、多額の維持管理費が必要になっております。

今回の改正は、簡易水道事業及び愛媛県条例水道等について、健全な経営と適正な維持管理を行う必要があることから、水道料金の改定を行うため、西予市給水条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第 23 号「市道路線の認定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回、明浜地区で 2 路線、宇和地区で 1 路線の 3 路線の市道認定について議会の議決を求めるところであります。

県道宇和明浜線及び県道平野坂戸線の道路改良工事の完了により、県道区域から除外された区間を西予市に払下げを受け、市道野福 2 号線、市道野福 1 号線及び市道田之筋地区 148 号線として管理をするため認定するものであります。

なお、本件に係る市道の認定につきましては、さきの 1 月 20 日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいているものであります。

以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

〔和氣産業部長登壇〕

○和氣産業部長

議案第 24 号「西予市営土地改良事業の施行について」提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和 5 年度から 7 年度までの 3 力年計画で、野村町伊勢井谷地区におきまして、県単土地改良事業を施行することに伴い、西予市営土地改良事業施行条例第 5 条の規定により、その事業の概要について議会の議決を求めるところであります。

本事業につきましては、中山間地域総合整備事業にて整備された本路線の終点から市道までの未整備区間を施工することにより、農作業の省力化、効率化及び生産性の向上を図るものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

〔宇都宮政策企画部長登壇〕

○宇都宮政策企画部長

議案第 25 号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」提案理由の御説明を申し上げます。

本市は、令和 3 年 4 月に過疎地域の様々な課題を解決するための過疎地域持続的発展計画を策定し、総合的かつ計画的な対策を実施しているところであります。

今回、高校卒業までの医療費の無償化について、過疎地域持続的発展計画に 1 事業を新たに追加いたしました。

新たに追加する事業は、平成 24 年度から児童・生徒に実施をしております医療費の助成を高校卒業までの期間に延長するものであります。

この事業の追加に伴う本計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条の規定により議会の議決を求めるところであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

各委員会は、委員会付託された議案について十分に審査を行い、3 月 2 日の本会議において、委員会審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めるといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

3 月 2 日は午前 9 時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2 時 23 分

第 2 日

3月2日（木曜日）

令和5年第1回西予市議会定例会会議録（第2号）

- | | | | |
|----------|------------|-------|------|
| 1. 招集年月日 | 令和5年 3月 2日 | 野村支所長 | 大森寿和 |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場 | 城川支所長 | 藤川忠男 |
| 1. 開 議 | 令和5年 3月 2日 | 三瓶支所長 | 片山勇一 |
| | 午前 9時00分 | 総務課長 | 兵頭章夫 |
| 1. 散 会 | 令和5年 3月 2日 | 財政課長 | 安岡克敏 |
| | 午前11時31分 | 監査委員 | 正司哲浩 |

1. 出席議員

- 1番 和 氣 敦 男
- 2番 宇都宮 久見子
- 3番 信 宮 徹 也
- 4番 宇都宮 俊 文
- 5番 加 藤 美 香
- 6番 中 村 一 雅
- 7番 河 野 清 一
- 8番 佐 藤 恒 夫
- 9番 山 本 英 明
- 10番 竹 崎 幸 仁
- 11番 小 玉 忠 重
- 12番 源 正 樹
- 13番 井 関 陽 一
- 14番 中 村 敬 治
- 15番 二 宮 一 朗
- 16番 兵 頭 学
- 17番 森 川 一 義
- 18番 酒 井 宇之吉

(午前9時40分入室)

- 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
 - 事務局 長 富 永 誠
 - 議事係 長 三 好 祐 介
- 1. 議 事 日 程 別紙のとおり
- 1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり
- 1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政策企画部長 | 宇都宮 明 彦 |
| 生活福祉部長兼 | |
| 福祉事務所長 | 一 井 健 二 |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 |
| 医療介護部長 | 藤 井 兼 人 |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 |
| 消防本部消防長 | 酒 井 広 一 |
| 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 |
| 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |

議 事 日 程

- 1 議案第 8 号 西予市個人情報保護法施行
条例制定について
 - 議案第 9 号 西予市個人情報保護審査会
条例制定について
 - 議案第 19 号 西予市営土地改良事業分担
金徴収条例の一部を改正す
る条例制定について
 - 議案第 26 号 令和 4 年度西予市一般会計
補正予算(第 11 号)
 - 議案第 27 号 令和 4 年度西予市国民健康
保険特別会計補正予算(第
4 号)
 - 議案第 28 号 令和 4 年度西予市後期高齢
者医療特別会計補正予算
(第 2 号)
 - 議案第 29 号 令和 4 年度西予市介護保険
特別会計補正予算(第 2 号)
 - 議案第 30 号 令和 4 年度西予市農業集落
排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)
 - 議案第 31 号 令和 4 年度西予市水道事業
会計補正予算(第 4 号)
 - 議案第 32 号 令和 4 年度西予市簡易水道
事業会計補正予算(第 2 号)
 - 議案第 33 号 令和 4 年度西予市公共下水
道事業会計補正予算(第 3
号)
 - 議案第 34 号 令和 4 年度西予市病院事業
会計補正予算(第 2 号)
 - 議案第 35 号 令和 4 年度西予市野村介護
老人保健施設事業会計補正
予算(第 2 号)
- 2 一般質問

本日の会議に付した事件

- 1 議案第 8 号 西予市個人情報保護法施行
条例制定について
 - 議案第 9 号 西予市個人情報保護審査会
条例制定について
 - 議案第 19 号 西予市営土地改良事業分担
金徴収条例の一部を改正す
る条例制定について
 - 議案第 26 号 令和 4 年度西予市一般会計
補正予算(第 1 1 号)
 - 議案第 27 号 令和 4 年度西予市国民健康
保険特別会計補正予算(第
4 号)
 - 議案第 28 号 令和 4 年度西予市後期高齢
者医療特別会計補正予算
(第 2 号)
 - 議案第 29 号 令和 4 年度西予市介護保険
特別会計補正予算(第 2 号)
 - 議案第 30 号 令和 4 年度西予市農業集落
排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)
 - 議案第 31 号 令和 4 年度西予市水道事業
会計補正予算(第 4 号)
 - 議案第 32 号 令和 4 年度西予市簡易水道
事業会計補正予算(第 2 号)
 - 議案第 33 号 令和 4 年度西予市公共下水
道事業会計補正予算(第 3
号)
 - 議案第 34 号 令和 4 年度西予市病院事業
会計補正予算(第 2 号)
 - 議案第 35 号 令和 4 年度西予市野村介護
老人保健施設事業会計補正
予算(第 2 号)
- 2 一般質問

開会 午前9時00分

○小玉議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○小玉議長

日程第1、議案第8号「西予市個人情報保護法施行条例制定について」、議案第9号「西予市個人情報保護審査会条例制定について」、議案第19号「西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第26号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第11号)」から議案第35号「令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの13件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長河野清一君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

〔河野総務常任委員会委員長登壇〕

○河野総務常任委員会委員長

総務常任委員会の審査報告をいたします。

去る2月22日の本会議において当委員会へ付託されました議案3件につきましては、24日に委員会を開催し審査を行いました。その経過と結果について御報告を申し上げます。

委員会結果はお手元に配信のとおりであり、議案3件は原案のとおり可決決定いたしました。

これより議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第26号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第11号)」について、総務課所管分では、会計年度任用職員給与費において、年度途中で退職された公益保護相談員についての質疑に対し、職員での対応が難しい案件における補助者として

警察OBの方を任用していたが、職員自体の対応力の向上もあって、そのような案件が減少しており、緊急性がなかったため補充を見合わせたとの答弁でありました。

また、都市構造再編集集中支援事業費国庫補助金の概要についての質疑に対し、主に復興に係る脇川左岸側の事業に充てており、地域住民の交流の場を整備するための道路改良、公園整備等に補助金を充てている。なお、補助率については、それぞれの用途に合わせて事業費の50%、あるいは45%に分けられているとの答弁でありました。

まちづくり推進課所管分では、卯之町はちのじまちづくり整備事業において、物価変動及び工事内容変更による増額についての質疑があり、平成29年2月の建設物価指数月報に基づき、各事業の着工時期の建築費指数と比較して1.5%以上の差が生じた場合、差額分の対価の改定を行うこととなっている。また、変動率については、およそ10%程度の上昇であったとの答弁でありました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和5年3月2日、総務常任委員会委員長河野清一。

○小玉議長

次に、厚生常任委員会委員長竹崎幸仁君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

竹崎幸仁君。

〔竹崎厚生常任委員会委員長登壇〕

○竹崎厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会の審査報告を行います。

去る2月22日の本会議において当委員会に付託されました議案について、2月24日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

お手元に配信のとおり、議案6件については、いずれも全会一致で原案可決決定いたしました。

議案の審査経過において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第26号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第11号)」医療対策室所管分では、巡回診療車運営事業432万3000円の減額補正について、今年度から惣川地区への診療回数が週2回から1回になったことから、実施主体である野村病

院の負担金を減額したとの説明がありました。

委員からは、巡回診療車の今後の活用方法についての質疑があり、5年目となるこの事業は、当初土居診療所への巡回診療という目的もあったが、土居診療所については、1日約20名の患者の受診があり統合には至っていない。実施主体である野村病院においては、医師不足により協力体制が難しくなっており、今後の事業の在り方については、西予市医師会との協議が必要となるが、将来に向け検討を進めていきたいとの答弁でありました。

長寿介護課所管分では、敬老会活動支援事業60万円の減額補正について、減額の理由についての質疑があり、補助の対象となる75歳以上の高齢者数の減少や敬老会を実施しなかった地区があること、1人当たりの経費が2,000円の補助内で収まり経費がかからなかったことなどであるとの答弁でありました。

健康づくり推進課所管分、予防接種事業のうち、新型コロナウイルスワクチン接種関連予算の減額に関しては、接種者数が見込みより少なかったこと、集団接種を実施しなかったことによるものであるとの説明でありました。

過去5回のワクチン接種のうち、何回目の接種が減額補正の対象になるのかとの質疑があり、4、5回目の接種が主な減額の対象であり、ワクチン接種への関心の薄れや接種後の副反応の影響などから接種率が低下したと推測しているとの答弁でありました。

議案第34号「令和4年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）」については、新型コロナウイルス感染症関連の補助金の補正、病院事業の収支の調整に伴う補正でありました。

医業収益の減少についての質疑があり、西予市民病院、野村病院両病院ともに院内クラスター発生による入院、もしくは外来制限が大きな原因となっている。野村病院においては、今年度整形外科の医師が1名となったことによる入院外来患者の減少も影響しているとの答弁でありました。また、新型コロナウイルス感染症に関連する県補助金についての質疑があり、新型コロナウイルス感染症の確定患者を受け入れる感染症病床を有する西予市民病院と病床のない野村病院とでは補助金の内容も異なっている。西予市民病院では、入院

患者受入協力金助成事業、発熱外来設置補助金などがあり、野村病院では、感染症病床を持たないことから、一般病床で感染したコロナ感染者を受入れており、外来で感染患者を受入れた際の協力金、在宅の感染患者を訪問診療した場合の協力金、後方支援病院として病床確保の補助金などがあるとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和5年3月2日、厚生常任委員会委員長竹崎幸仁。

○小玉議長

次に、産業建設常任委員会委員長井関陽一君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

井関陽一君。

〔井関産業建設常任委員会委員長登壇〕

○井関産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告をいたします。

去る2月22日に付託されました6議案につきまして、2月24日に委員会を開催し審査いたしましたので、その結果と内容について御報告申し上げます。

付託されました6議案につきましては、お手元に配信のとおり、全会一致にて原案可決決定いたしました。

審査過程における質疑、意見、部課長の答弁を抜粋にて御報告申し上げます。

議案第26号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第11号）」のうち、経済振興課所管分では、せいよGoTo買い物キャンペーン商品券事業業務委託料の減額について質疑があり、当初9万冊の商品券を販売することとしていたが、実績として7万8575冊、枚数では62万8600枚となり、そのうち換金が62万1837枚となったことから、換金実績のなかった商品券のプレミアム分を減額計上したとの答弁がありました。商品券が売れなかった原因につきましては、以前に買い物キャンペーンを行った際の400件以上を想定していた参加店舗数が想定よりも少なかったこと、1店舗当たりの販売上限を設定していたことが考えられるとの答弁でありました。

また、商店街空洞化対策事業では、補助件数について質疑があり、令和4年度の新規出店者店舗

改修補助金は、宇和町で2件、店舗リニューアル補助金は、宇和町が8件、野村町が3件、三瓶町が4件であり、想定よりも補助申請が伸びなかったために減額したとの答弁でありました。

農業水産課所管分の農村環境保全向上活動支援事業では、田んぼダム治水効果調査について質疑があり、清沢地区と杵所地区において、排水口にV字型の堰板を設置した圃場と普通の堰板を設置した圃場それぞれ4カ所に水位計を設置し、雨が降ったときの圃場の水位の上昇具合や排水状況等を調査し、田んぼダムにどれだけの効果があるかということ調査しているとの答弁でした。

また、新型コロナウイルス感染症対策事業（農業費）では、畜産飼料高騰対策支援事業補助金の減額について質疑があり、畜産飼料高騰対策については、第1弾を6月補正予算で、第2弾を11月補正予算で計上し支援を行い、第1弾の申請件数は105件、申請額は9515万3000円、第2弾の申請件数は、農家が1件廃業したことにより104件で、申請額は7140万6000円の実績となり、支援事業が完了したため不用額を減額したとの答弁でした。

建設課所管分の道路橋梁維持修繕事業では、除雪費用について質疑があり、本年度の市内全域の除雪に係る重機借上料は約1130万円で、今回、野村、城川地区で除雪に関する予算が不足したため増額計上したとの答弁でした。

また、ブロック塀等安全対策事業では、安全対策の進み具合について質疑があり、申請件数は毎年1、2件程度となっているが、危険な状態の私有財産に対する安全対策補助であり、来年度も引き続き予算の範囲で対応したいとの答弁で、補助対象には、補助要件を満たしていれば改修工事だけでなく撤去工事のみの申請も対象になるとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和5年3月2日、産業建設常任委員会委員長 井関陽一。

○小玉議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

本日送信した入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○小玉議長

全員の入室を確認いたしました。

まず、議案第8号「西予市個人情報保護法施行条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○小玉議長

採決を確定いたします。

議案第8号「西予市個人情報保護法施行条例制定について」は賛成全員により可決となりました。

次に、議案第9号「西予市個人情報保護審査会条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○小玉議長

採決を確定いたします。

議案第9号「西予市個人情報保護審査会条例制定について」は賛成全員により可決となりました。

次に、議案第19号「西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○小玉議長

採決を確定いたします。

議案第 19 号「西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」は賛成全員により可決となりました。

次に、議案第 26 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 11 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 26 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○小玉議長

採決を確定いたします。

議案第 26 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 11 号）」は賛成全員により可決となりました。

次に、議案第 27 号「令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」から議案第 35 号「令和 4 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）」までの 9 件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 27 号から議案第 35 号までの 9 件は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○小玉議長

採決を確定いたします。

議案第 27 号「令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」以下 9 件の議題は賛成全員により可決となりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前 9 時 26 分）

○小玉議長

再開いたします。（再開 午前 9 時 40 分）

（日程 2）

○小玉議長

次に、日程第 2、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせ事項に従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

8 番佐藤恒夫君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

佐藤恒夫君。

○8 番佐藤恒夫君

議席番号 8 番佐藤恒夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、質問通告書、会議規則及び申し合わせ事項に従い一般質問をいたします。

私自身久しぶりのトップバッターでございます。トップバッターがつまづかないように緊張感を持って質問をいたしたいと思います。

まず初めに、消防業務について質問をいたします。

西予市では、消防庁舎の建て替えが、野村支署と本部庁舎と続けて建設することになっております。両庁舎とも昭和 53 年に建設され 45 年が経過をして、老朽化のために建設となっております。消防職員は交代勤務でありまして、24 時間体制で勤務をしています。庁舎内が生活空間でありまして、風呂、台所、トイレ、洗濯室、仮眠室など、生活をする全てが必要となります。快適な生活環境を確保することが勤務意欲の向上となります。

今後想定される地震や災害において、消防防災活動の拠点として重要な役割を果たす消防庁舎の建設に期待をしているところであります。

まず初めに、消防署野村支署新庁舎実施計画についてお伺いをいたします。

昨年 6 月より支署建設工事を着手し、本年 4 月から供用開始となります野村支署新庁舎実施計画についての進捗状況と計画内容を説明願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

おはようございます。

本日は一般質問に当たりまして早朝より傍聴にお越しいただきまして心より感謝申し上げます。

一雨ごとに暖かくなり、春の気配も一段と感じるところであります。この先の気温も、例年より高い予報が出ておりますので、本格的な春の到来も早まるのではないかなと、そのように期待をしているところであります。

新型コロナウイルス感染対策につきましては、3 月 13 日からマスク着用が個人の判断となり、これを受けまして、市内小・中学校の卒業式では、児童生徒の皆さんも基本的にマスク着用が任意と

され、3年ぶりにマスクなしでの式典となる見込みであります。ずっと学校生活でマスクをしたままでありましたので、逆に違和感を覚える児童生徒の皆さんや保護者の方もおられると思いますが、これもウィズコロナの象徴とも思うところであります。

さて、本日から土日を挟んで3日間にわたりまして、8名の議員の皆様から一般質問をお受けいたします。それぞれの御質問に対しまして真摯に回答をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、市政運営の根幹に関わる御質問は私が回答し、専門的分野などの質問につきましては、各部長を中心に回答させていただきたいと考えておりますので、御理解をいただくようよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井消防長。

○酒井消防本部消防長

西予市消防署野村支署新庁舎の新築状況と設計内容についてお答えいたします。

まず、進捗状況につきましては、令和4年7月に建設工事が始まりまして、現在までに、基礎工事、躯体、外壁及び屋根工事など、外観はほぼ完成しております。現在は、内部仕上げや防水・塗装工事などが行われており、2月末現在の建築進捗率は95%と計画どおりに進んでいる状況でございます。

今後のスケジュールにつきましては、新庁舎の完成予定を本年3月15日としておりまして、3月末までに引っ越し作業を行い、4月1日から業務開始を予定しているところでございます。

その後、現庁舎の解体工事に着手するとともに、駐車場などの外構工事を行いまして、8月下旬に全ての工程が完了する予定となっております。

次に、設計内容についてお答えいたします。

まず、庁舎の構造は、木造と鉄骨造の混構造となっております。事務所棟には、西予市産材を活用した木造を採用しまして、車庫棟は鉄骨造とし、共に耐震性を備えた設計となっております。

庁舎内は、事務の効率化を図るためフリーアドレスを採用しますとともに、職員のプライバシーの確保や職員間の感染防止対策のため仮眠室の個

室化を図っております。また、女性専用の生活スペースを設けるなど、職員が働きやすい職場環境を目指した設計となっているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

説明によると、完成予定が3月15日で、3月末に引っ越し作業を行い、4月1日から業務開始となるとのことでした。その後、現庁舎の解体工事に着手し、8月下旬に工程が完了予定との答弁であったかと思えます。

現庁舎の解体工事をする場合の近隣住民への安全対策はどのようにしているのかをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井消防長。

○酒井消防本部消防長

新庁舎完成後の近隣住民などに対する安全対策についてお答えいたします。

先ほど御説明のとおり、新庁舎完成後すぐに現庁舎の解体工事に着手するため、消防車両は、新庁舎裏側駐車場に配備する計画としております。

このことから、当面の間は裏側駐車場から庁舎南側の市道中央線を通る出動動線となるため、近隣住民の皆様には、広報紙やホームページなどで周知させていただきますとともに、出動の際には、誘導の職員を配置するほか緊急出動灯を設置するなど万全の安全対策を講じることとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

しっかりと安全対策を講じていただきたいと思います。

次に、西予市消防本部庁舎改築についてお伺いをいたします。

西予市本部庁舎の進捗状況と基本計画と基本設計について説明をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井消防長。

○酒井消防本部消防長

西予市消防本部・署新庁舎建設の進捗状況と基本計画及び基本設計についてお答えいたします。

まず、進捗状況につきましては、令和4年6月から造成工事を開始しまして、現在までの造成進捗率は約50%と順調に進んでおりまして、本年7月に完成予定となっております。

今後のスケジュールにつきましては、本年7月に改築工事に係る実施設計が完了後、12月から庁舎建設工事に着手しまして、令和7年2月の完成を目指しており、令和7年4月の供用開始を予定しているところでございます。

次に、基本計画及び基本設計についてお答えいたします。

まず、基本計画及び基本設計におきましては、西予市消防本部等庁舎改築推進委員会において御検討をいただいております。

新庁舎の面積は延べ面積約2,000平方メートルの2階建て、主要構造は鉄筋コンクリート造で、防災拠点として機能できるよう耐久性、耐震性にもすぐれた構造で計画をしております。また、敷地内にはヘリポートを設置するなど、広大な土地を有効利用する計画で進めているところでございます。

また、庁舎内につきましては、消防本部と消防署の機能をワンフロア化し、事務の効率化を図り、素早い情報共有ができるよう計画しますとともに、野村支署同様に職場環境の充実を図るよう計画しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

消防本部と消防署の機能をワンフロア化して事務の効率化を図るとのことでしたが、119番受信施設、通信指令室と消防指令システムはどのようになっているのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井消防長。

○酒井消防本部消防長

119番の受信施設となります通信指令室の整備

計画と受信体制についてお答えいたします。

119番の受信施設は、新庁舎2階の通信指令室に、最新の消防指令システムを導入する計画としております。令和5年度に実施設計を行い、令和6年度中に設置工事を完了させ、令和7年4月の庁舎供用開始と同時に運用開始をする計画でございます。

次に、新たに管轄となります三瓶地区の119番受信体制につきましては、消防指令システムの運用開始と同時に、当消防本部通信指令室で受信する体制に切り替わる予定としております。また、消防救急デジタル無線の整備が必要になりますので、あわせて整備、更新する計画としております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

次に、常備消防についてお伺いをいたします。

県下においては、消防の広域化、通信指令センター共同運用の問題が進まない中で、常備消防というのは、西予市単独で運営していくこととなりました。

また、令和7年4月より三瓶町の常備消防と非常備消防の指揮命令系統が統一されることとなっております。

今回、八幡浜地区施設事務組合から脱退することについて、八幡浜市、伊方町、西予市による協議会が設立をされ、令和7年度からのお互いの消防力が低下しないことを前提に人員配備や財産譲渡の懸案事項を協議していると聞いております。

協議の進捗状況をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井消防長。

○酒井消防本部消防長

八幡浜施設事務組合からの脱退に向けた協議の進捗状況についてお答えいたします。

まず、協議の進捗状況につきましては、令和4年4月に八幡浜地区施設事務組合共同処理事務検討協議会が設立されまして、構成員となります副市長、部長などにより、これまで2回の協議会が開催されております。この中でも、消防事業に係る協議につきましては、構成市町の課長が構成員

となります消防分科会をこれまでに3回開催し、人員調整や財産処分などの協議を進めております。また、より具体的かつ専門的な検討を行う場合には、消防同士によります消防専門部会を2回開催するなど慎重に協議を進めているところでございます。

当消防本部といたしましては、今後も八幡浜地区施設事務組合消防本部の協力を得ながら、三瓶地区における切れ目のない消防サービスの実現に向け、スムーズな引継ぎができるよう継続して協議を進めていく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

消防事業については、平成14年、当時の東宇和・三瓶町合併協議会の際に、八幡浜地区施設事務組合消防と東宇和消防との広域再編の検討が進められておりましたが、平成16年の西予市合併までに調整がつかず、当時の東宇和・三瓶町合併協議会と東宇和事務組合から連名で、八幡浜地区施設事務組合に暫定的な取扱いをして、当面の間、三瓶町区域の消防管轄を八幡浜消防へお願いを申入れて了承していただいた経緯があります。

以来、県下において消防広域化が進まない中で、西予市では、一つの市で常備消防と非常備消防の指揮命令系統が統一されていない状況が懸案事項になっておりました。

これまで八幡浜消防の皆様には、三瓶町民の生命、財産を守っていただきましたことに対して敬意と感謝を申し上げます。

令和7年4月より西予消防で管轄することになりますが、三瓶町民の方にとっては先が見えない不安があると思います。

三瓶町常備消防の脱退に向けたスケジュールはどのようになっているのかをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井消防長。

○酒井消防本部消防長

今後の脱退に向けてのスケジュールについてお答えいたします。

今後の予定といたしましては、今年度4月に設

立されました協議会において協議検討を重ねまして、構成市町の議会で、規約改正や財産処分などの議決をいただいた後、県の許可を得まして、脱退する運びとなるよう進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

次に、非常備消防についてお伺いをいたします。

人口減少により、各地域の消防団の統廃合が予想されている中で、消防団員の定数など再編計画はどのようになっているのか現状をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井消防長。

○酒井消防本部消防長

西予市消防団の現状についてお答えいたします。

まず、西予市消防団の定数につきましては、平成29年に当時の定数1,895人を確保することができないことから1,752人に定数を改正しております。しかしながら、本年1月末現在の実員数は1,624人であることから、前回の定数改正後から128人不足しているのが現状でございます。

さらには、市内の分団ごとの団員数では、定数を満たしている分団が1分団のみで、それ以外の25分団は全て定数割れが起きている状況となっております。

これは、高齢化や人口減少が大きな要因ではございますが、若者の消防団離れも要因の一つになっていると考えられております。

このような中、各分団では、一度退団された方の再入団や機能別消防団員で定数を補うなど、何とか定数を確保しようと努力しているところでございます。また、団本部におきましては、市内の高校生を対象とした未来の消防団加入促進事業の実施や消防団員の報酬見直しなど、魅力ある消防団づくりに努めているところでございますが、団員確保は容易でなく、このまま人口減少が続きますと分団や部の維持ができなくなることも考えられるところでございます。

この問題解決のため、一昨年から各方面隊にお

いて検討を行うなど、消防団の再編計画に取り組みますとともに、団員数はもとより、統廃合を含めた中長期計画の策定が必要となりますので、現在、計画策定に向けて協議を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

地区の安心安全を守るためには、消防団員を維持することが大変重要になってくるのではないかと思います。消防団が地域で果たす役割は大変重要であります。

地域の消防力の確保はどのように考えているのかをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井消防長。

○酒井消防本部消防長

地域の消防力確保についてお答えいたします。

現在は、方面隊ごとに消防団の再編に係る問題点の抽出を行っているところで、その中では、10年後も団員の確保は可能であるという分団もあれば、3年後には部の統合が必要であるとの意見もございます。また、中には、部の再編は行わず人員削減や車両の変更で対応するとの意見や機能別消防団を増やして対応するなどの意見も出ているところでございます。

現在、これらの御意見をもとに、地域の実情に合わせた再編計画となるよう調査・検討を進めているところでございます。

さらに今後は、消防団との協議を進めますとともに、地域の皆様の協力と同意を得ながら地域の消防力確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

よりよい消防体制を構築していただきたいと思っています。

次に、晩婚化と出生力の低下についてお伺いを

いたします。

管家市長の新年の挨拶の中に「令和5年を少子化対策強化元年として、前年度出生者数164人から200人に引き上げることを目指します。そのためには、子育て支援の充実や多様な生き方を認め合う社会構築の推進、出会いの創出、職業選択の機会を広げ、チーム西予で全部署が政策に取り組みとともに、実効性のある政策が講じられるよう重点的に予算確保を行い、公民協働で推進していく」と表明をされました。

少子化になった要因を私なりに考えてみると、2021年の合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものでありますが、1.3人、2022年の合計特殊出生率は1.27人程度とずっと低い状態が続いております。風潮として、もう子どもがいないのが当たり前ようになってきているように感じております。原因の一つというのは、働く女性が増えたこと、それと、女性の経済力の向上や独自生活のほうが自由であること、家事育児の負担や拘束感があるなどがありますが、晩婚化と出生率の低下についての施策はあるのかをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

晩婚化と出生率の低下についてお答えをいたします。

近年の社会的背景による結婚に対する意識の変化や経済的な不安、子育てに対する不安など、晩婚化や未婚化の要因は様々ですが、当市の晩婚化、出生率の低下に対する取組といたしましては、結婚希望者を対象に、西予市結婚推進委員会による定期的な相談活動や西予市結婚推進委員会が主催する婚活イベントを実施し、結婚希望者の相談に対応するとともに、令和3年度からは、経済的理由により結婚に踏み出せない方を対象に、国の補助金を活用した結婚新生活支援事業を実施しており、本年度からは、対象世帯のうち、夫婦共に29歳以下の世帯に対しては補助額を60万円に増額し、若年世帯への支援強化を図っているところです。

当市の結婚、妊娠、出産、子育て支援などの既存の事業を充実させるとともに、令和5年度からは、県・市連携事業であるえひめ人口減少対策総

合交付金を活用し、出産時に夫婦共に 29 歳以下であった出産後 1 年以内の世帯に対し、出産後の育児用品購入費用などについて、新生児 1 人当たり 20 万円を限度として助成する若年出産世帯応援事業を実施する計画であり、経済的理由で出産を諦めることがないよう子どもを持ちたい若年夫婦への支援を行い、出生率の増加に努めてまいります。

晩婚化・未婚化を原因とする少子高齢化は社会全体の課題でもありますが、当市といたしましても、結婚や出産を前向きに考えたい方へ向けた幅広い支援策を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

佐藤恒夫君。

○8 番佐藤恒夫君

結婚するとかしないとか、子どもを産むか産まないかとかというふうなところについては、個人の判断によるものですし、非常にデリケートな部分で、余り触れたくないところでもあります。個人の尊厳を尊重するのがもう大前提ではありますが、我々の時代というのは、早く結婚しろとか、結婚したら早く子どもつくれとかとよく言われたものです。

今、そんなことを言ったとしたらもう大変なことになるかと思いますが。多分ですね、あしたの朝の新聞あたりには、西予市副市長、西予市総務部長ハラスメントとかという大きな見出しがぼんと出るのではないかと思いますりもしております。

私が思うのは、結婚したいとか、子どもを育てたいと思ってもらえるような環境をつくるのが重要じゃないかと思います。

答弁では、結婚や出産を前向きに考えたい方へ向けた幅広い支援策を検討するというところでございました。

全国的には、合計特殊出生率が 2019 年に 2.95 に達し、子育て世代の半数が 3 人以上を育てているという奇跡の町と称されるところが、岡山県の奈義町でございますが、ここは人口が 5,700 人余りの小さな町ですが、子育て応援宣言を行い、若者住宅整備、自主保育活動、就労支援などの取組を充実させて、母親が自由時間を持てたり、希望に応じた働き方ができるまちぐるみの

サポートをしているようでございます。

西予市でも、子育てするなら西予というのを標榜しておりますので、晩婚化、未婚化を原因とする少子化対策を実行していただきたいと思います。ここでは答弁は要りません。一番最後の独自の取組というところあたりで、多分思いとか、施策あたりが出てくるだろうと思いますので、次に移りたいと思います。

次に、子育てと仕事の両立支援についてお伺いをいたします。

女性が働きながら子育てと仕事の両立をするということは本当に大変なことだと思います。かつては専業主婦の家庭がほとんどでありましたが、現在は、共稼ぎの家庭が大体 7 割ぐらいを占めているんじゃないかと思います。働いている家庭が増えている背景には、労働者の賃金が上がらないことが原因で収入が増えないために、将来の家計に不安があり働く女性が増えていることと、改正男女雇用均等法や改正労働法の施行で、性別にかかわらず働きやすい職場や個人の能力を十分に発揮することができる社会になったことが挙げられるのではないかと思います。

子育てと仕事の両立は本当に大変なことでありますし、西予市職員における育児休業制度の充実や労働時間の短縮などの子育てをしながら安心して暮らせる雇用制度というのはどういうふうになっているのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

子育てと仕事の両立についてお答えいたします。

令和 3 年度に県が実施した県内民間事業所における仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境の実態を把握するための調査結果によりますと、平成 17 年度に 73% だった女性の育児休業の取得率は 90.5% となり、近年では働く女性が増え共働き世帯も増加している中、働き続けることを希望する人の仕事と育児などの両立を支えていくには、妊娠から出産・育児を一貫した子育て相談体制の構築と、就学前まで安心して子育てできる保育サービスなどの充実と子育てしながら安心して働ける雇用制度が必要であります。

西予市職員の子育てを支援する休暇・休業制度

については、女性職員が育児と仕事を両立するための支援制度の一つとして育児休業制度があります。女性の育児休業の取得率が100%である一方、男性職員の育児休業の取得は、令和5年2月現在1人であります。

令和4年5月改正地方公務員育児休業法が公布され、育児休業の取得回数の制限を緩和することにより、夫婦交代での育児休業の取得や男性職員の育児休業の取得をやすくする制度が、令和4年10月から始まっております。

将来の地域を支える西予市職員の人材育成の観点、また、地域への波及効果の観点からも女性も男性も育児休業を取得しやすい環境整備を進め、男女問わず、安心して育児と仕事を両立できる職場づくりを進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

育児休業制度についてお伺いをいたします。

産休中というのは、給料の出る会社というのはほとんどありません。出産前後の大変な時期に、働いていたら支給される給料がもらえないというのは、家計にとっては大きな打撃であります。こうしたことから、産休中は、会社の給料ではなく、加入している健康保険組合などの公的医療保険から、出産育児一時金と出産手当金が支給をされます。出産育児一時金は、今のところは42万円で、入院・分娩費用としてほとんどが出費され、家計に残るのは皆無だとお聞きをいたします。出産費用というのは全国的に年々値上がり傾向にありまして、国も経済的な負担を軽減するというところで、本年4月より50万円に増額される予定であります。

日常の家計というのは、出産手当金で補うことになりましたが、出産手当金は1日当たりの標準報酬日額の3分の2の支給となっております。最近では、企業においても福利厚生制度を設けて、産休中も給料を支払う会社というのが出てはきておりますが、中小企業、西予市の会社では、そういった体制整備が進んでおりません。ただしなんです、公務員というのは、産休は有給休暇扱いとなり給料が支給をされます。給料だけではなく、産

休中にボーナス月があっても欠勤の減給が適用されることなく全額を支給されております。

このように、会社員と公務員では、産休中に受けられるお金に差が生じます。

この出産手当金の標準報酬日額3分の2の支給部分の残り3分の1を行政で助成ができないものかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

出産手当金の補助支給についてお答えをいたします。

公的医療保険には複数の種類がございまして、職業や年齢などによって加入できる保険に違いがございまして。

主なものでは、御質問にありました会社員が加入する健康保険、公務員が加入する共済組合、自営業の方などが加入する国民健康保険がございまして。

出産手当金につきましては、休暇中の加入者を対象とした給付制度の一つであります。国民健康保険に至っては出産手当金の給付はございません。

このように、各保険により制度設計も異なり、保険料や保障内容にも様々な違いがあることから、保険制度ごとへの出産手当金補助支給は難しいものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

出産手当金の助成というのは難しいというふうな答弁でありました。

出産手当金は、言われましたように健康保険協会などのいわゆる社会保険に加入している女性が受け取れる手当であります。国民健康保険は対象外で、自営業や個人事業主で国民健康保険加入の人は出産手当金の支給が対象外となっております。現在は多様な働き方が増加しているわけですので、産前産後期間や育児休業期間の経済的支援も積極的に検討していくべきではないかと思っております。先ほど言われましたように、出産手当金

の3分の1の助成は難しいと言われておりましたが、私は、対象外の方というのは、行政のほうで標準報酬日額というのを決めればよいわけなんですよね。保険会社なんかであるように、休業補償と同じような形で、例えば、最低5,000円とかいうような形で決めて、その3分の1、1,500円を助成すればよいわけではないかなと私自身は思っております。社会保険に加入している人というのも3分の1助成するし、国民健康保険に加入している方というのも、今、決めた標準報酬日額の3分の1を支給したら公平になるのではないかなと私なりには思ったところでありますが、働き方や加入する保険制度によって発生する不公平というのを解消することが重要な課題ではないかなと非常に思っております。

制度を根本的に見直すことも含めて、安心して利用できる制度の見直しに期待をしたいところがあります。

次に、少子化対策についてお伺いをいたします。

国も少子化に歯止めがかからない状態で、岸田首相も今年の年頭会見で「異次元の少子化対策に挑戦する」と述べられました。管家市長も、先ほど言いましたように、年頭の挨拶で「令和5年を少子化対策強化元年として、前年度出生者数164人から200人に引き上げることを目指します。そのためには、子育て支援の充実や多様な生き方を認め合う社会構築の推進、出会いの創出の機会を広げていき、実効性のある社会構築の推進を重点的に予算確保を行う」というふうなことを表明されました。

少子化対策強化元年として西予市が取り組む施策はどのようなものがあるのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいま佐藤議員から少子化対策元年として西予市が独自で取り組む施策についての御質問がありましたのでお答えをさせていただきたいと思っております。

私は、昨年11月に開催されました令和4年第4回西予市定例会で、愛媛県が公表しました将来

人口推計に対しまして、何も対策を講じない場合、将来西予市の人口は約3分の1にも減少することに危機感を抱き、令和5年度を少子化対策強化元年として、出生率を引き上げることを目指して、そのための子育て支援の充実や社会環境の整備を推進させていただくという旨の御説明を差し上げました。

少子化対策では、仕事、出会い、結婚、妊娠、出産、子育てとライフステージに沿った切れ目のない支援というものが必要不可欠であると思っております。その具体的な施策を実現するため、せいよ将来人口究明・対策プロジェクトを発足させるなど、調査、研究をしております。

議員の御質問の令和5年度新たな市単独事業での取組施策として、令和5年度当初予算に計上し、今定例会に上程する事業につきまして御説明をいたします。

まず、仕事に関する施策としましては、せいよに企業を連れてきて事業を計画しております。この事業は、人口増加の取組の支援実績があるシティプロモーションに特化した企業と連携をしまして、地方移転を考えている企業の誘致を目指し、そして、若者の就労先確保につなげたいと考えております。

また、市内企業が学生等の就職候補先となるよう市内だけではなく市外での合同就職説明会を開催する計画をしております。

次に、出会い、交流の場としてスキルアップミーティング事業の実施を計画しております。この事業は、若者による異業種での研修や交流を促進することで、個々のスキルアップや人脈づくりにつなげるとともに、若者同士の出会いの場を設けるものでございます。この事業の推進につきましては、市内企業、各企業の皆さんに対する働きかけを強化しながら積極的な御協力をいただきたいと思います。

そして次に、子育て支援では次の3つの事業に取り組めます。

まずは、保育料の無料化を拡充いたします。現行では市独自の基準による第3子以降の無料化の所得制限を撤廃し、さらに、保育所等に同時入所している第2子についても所得制限を設けず無料化を実施し、市独自の保育料無料化制度の拡充をいたします。

次に、中学校へ進学する場合、制服や自転車といった進学に必要な準備を応援支援するために、児童1人当たり1万5000円の進学準備応援金を支給いたします。

最後に、現在15歳までとしております保険診療による医療費自己負担分の全額助成の対象を18歳まで拡充をいたします。

その他、移住定住や子育て世代の支援施策の推進を目的に定期借地権を設定いたしました市所有地の貸付けや、住宅取得時の支援として、住宅取得応援金のほか、子育て応援金を支給するせいよd e子育て応援金を新設いたします。

さらに、当初予算でまだ調査、研究が必要なことから計上できませんでしたが、令和5年度に優先的に調査、研究を行う事業として、出会い、結婚ではめできんドリーム事業を計画しております。この事業は、出会い、めでたい、報酬の頭文字をとった事業で、市民誰もが仲人となり、結婚成立に至った世話人に対して報酬を支払うということ、周囲も積極的にサポートし、婚姻率を上げる事業として考えております。

妊娠、出産の面では不妊治療等に関わる費用の助成事業、子育て支援では子どもの習い事応援事業、多子世帯応援パスポート事業、子育てするなら西予イメージ発信・定着戦略事業などの施策を考えており、諸課題の調査、研究を行った上で、実現可能なものは実施できるよう所要の準備を進めてまいりたいと考えております。

財源につきましては、新設されますえひめ人口減少対策総合交付金などの国・県の交付金、補助金を活用しながら、少子化対策に関わる財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

施策の推進には、行政だけではなく民間からの提案や協力も欠かせません。西予市全体が一丸となりまして、公民協働で推進させていただきたいと考えております。市議会議員の皆さんをはじめ、市民の皆様、各界各層の皆様の御理解と御協力を切にお願いする次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

先日の会見をちょっと見ておりましたら、岸田

総理も、2022年の出生数が速報値で、統計以来初めて80万人を割る79万9728人と過去最少となったことに、危機的状況である。子ども・子育て政策は、未来に向けて最も大切な投資である。今の時代の社会に求められる子ども・子育て施策を進めていくとコメントをされておりました。

県も13日に、当初予算案に人口減少対策として39億円を計上することを公表されております。国も県も本格的に少子化対策に乗り出しております。

西予市でも既存の事業では効果が薄いということで、令和5年度少子化対策を優先的に調査、研究するとの、先ほど管家市長の答弁であったかのように思います。

これ以上人口減少が続くと、年金、医療、介護など社会保障は、今の現役世代が支える仕組みになっておりますので、制度の維持が困難になります。その場しのぎの政策ではなく、西予市独自の発想で、実効性のある少子化対策に取り組んでいただきますようお願いをいたしまして質問を終わります。

○小玉議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時37分）

○小玉議長

再開いたします。（再開 午前10時50分）

次に、5番加藤美香君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

おはようございます。

議席番号5番加藤美香です。

本日は議長より一般質問を許可されましたので、通告に従い3点質問させていただきます。

1点目は、宇和地区の下水道事業についてお伺いいたします。

2021年に西予市下水道事業経営戦略が策定されております。その中で、宇和地区の農業集落排水の公共下水道への統合も計画されておりますので、何点か質問させていただきます。

まず初めに、宇和地区の下水処理の方法と処理区内人口をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

宇和地区の下水道処理の方法と処理区内人口についてお答えをいたします。

下水処理の方法として、大きく分けて集合処理と個別処理の二通りがございます。集合処理は、御家庭などから汚水を1箇所に集めて処理する方法で、人口密集地における公共下水道と農村地域における農業集落排水があります。個別処理では、集合処理を行う区域以外の区域において、合併処理浄化槽で処理する方法になります。

宇和地区でのそれぞれの処理区内人口は、令和4年3月31日時点で、公共下水道の計画区域内人口は7,342人、このうち、整備済み区域内人口は6,895人となっております。農業集落排水は全て整備済みで、区域内人口は8,042人となっております。最後に、合併処理浄化槽で処理する区域の人口は2,069人であります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

下水道接続率もお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

下水道の接続率についてお答えをいたします。

公共下水道では、接続可能な整備済み区域内人口6,895人のうち3,779人が接続をされており、接続率は54.8%であります。農業集落排水は、区域内人口8,042人のうち6,768人が接続をされており、接続率は84.2%であります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

宇和地区の農業集落排水施設の数と供用経過年数と稼働状況をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

農業集落排水施設の数と供用経過年数、そして稼働状況についてお答えをいたします。

宇和地区の農業集落排水施設は、平成8年度供用開始の永長地区から始まり、神野久、田之筋、中川、石城、多田、明間地区で、合計7地区が稼働をしております。

供用経過年数につきましては、永長地区が27年、神野久地区が23年、田之筋地区が21年、中川地区が20年、石城地区が17年、多田地区が13年、明間地区が12年経過をしております。

稼働状況につきましては、処理能力に対して約66%となっております。中でも、永長、神野久、中川地区につきましては約89%で、処理能力も限界に近づき、現在、事業所や集合住宅など個人住宅以外の農業集落排水への接続をお断りしている状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

公共下水道宇和浄化センターの処理の余裕状況をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

公共下水道宇和浄化センターの余裕状況についてお答えをいたします。

公共下水道宇和浄化センターの処理能力は、1日当たり3,200立方メートルの処理能力となっております。現在流入している汚水の量は、日量約1,400立方メートルであるため、処理能力では最大1,800立方メートルの余裕がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

経営戦略の中に、農業集落排水の公共下水道への統合も計画されておりますが、統合を進められる理由、それによるメリット、デメリットをあわせてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

統合を進める理由についてお答えをさせていただきたいと思います。

現在、農業集落排水と公共下水道は公営企業であり、独立採算制のもとそれぞれの使用料収入を維持管理経費等に充てております。しかし、現状では収支不足となっております、一般会計からの繰出により収支均衡を図っている状況であります。このため、農業集落排水の公共下水への統合により双方の経費削減を図りたい、そのように考えております。

現状のままでは、農業集落排水施設の老朽化が進行し、修繕経費や今後の改築更新経費の増大が見込まれます。

また、公共下水道では、処理能力が、先ほども申しましたけれども、40%程度しか流入水量がない状況となっております。

統合によりまして、農業集落排水では維持管理・改築更新の経費削減を図ることができます。一方、公共下水道では処理水量が増加しても、汚泥処理にかかる経費以外の増加はないと想定されるため、効率的な運用が可能になると、そのように思います。そのことが経営改善につながると考えております。

メリットにつきましては、今申し上げましたものと同じでございます。

そして、次にデメリットについてお答えをいたします。

統合によりまして、宇和浄化センターで処理する汚水量が増加しますが、処理能力により受入れ可能な汚水量にやはり限界があります。統合を進めていけば、処理能力以上の汚水量を受け入れることになる場合があると考えられます。この場合、宇和浄化センターの能力を増加させるために処理槽を増設する工事が必要になる、このことが、デメリットといえばデメリットかなというふうに考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

統合されるようになると、具体的には統合工事は何のようなものになるのか。また、受益者負担金などはどのようなのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

まず、工事の内容についてお答えをいたします。

現在、農業集落排水では、それぞれの処理場に汚水を集めて処理をしております。

統合に際しても、現在の処理場に汚水を集め、処理場に新たにポンプを設置し、近接する公共下水道の管路に送り、宇和浄化センターで処理をする計画でございます。このため、処理場自体はそのまま残り、地下の汚水槽などは、大雨などで流入量が大幅に増えた場合の貯留槽として活用をいたします。また、機械室等においては機械を撤去し、資機材の備蓄スペースや地元の防災倉庫等で活用を考えております。

次に、工事に係る受益者負担金につきましては、今回の統合では、国土交通省の事業で工事を計画しておりますので、受益者負担金は発生いたしません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

現時点での統合計画をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

現時点での統合計画についてお答えをいたします。

現時点では、老朽化が進行している永長、神野久地区を優先して、令和5年度の統合を考えております。その後、中川地区を令和7年度に統合したいと考えております。これらの地区は、処理能力が限界に近く、事業所や集合住宅の接続制限を行っている地区であり、公共下水道に統合した場合は接続制限の解除が可能となります。その後は、

宇和浄化センターへの流入水量の推移を見ながら、田之筋地区を令和9年度以降に統合したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

その他の地区の農業集落排水施設の対応もお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

その他の地区の農業集落排水の対応についてお答えをいたします。

全ての農業集落排水を公共下水道に段階的に統合する考えで検討してまいります。先ほど答弁をいたしました4つの地区の後に石城地区、多田地区を接続したいと考えております。明間地区につきましては、管路の延長が6キロメートルと長く、費用対効果が見込めないため、経営統合により、経営の効率化、経営基盤の強化を図りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

現在の農業集落排水と公共下水道の使用料、また、統合後の使用料はどのようになるのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

現時点での農業集落排水と公共下水道それぞれの使用料金、そして統合後の使用料金はどうかについてお答えをいたします。

農業集落排水の使用料金は家庭の人数によって決まります。基本料金1,570円と家庭の人数に360円を乗じた額を合わせた金額であり、人数に変更が生じた場合には届出をする必要がございます。

一方、公共下水道の使用料金は水道の使用量によって決まります。基本料金は8立方メートルまで650円で、超過分は8立方メートルから20立方メートルまでは、1立方メートル当たり140円、20立方メートル以上は、1立方メートル当たり150円の超過料金がかかります。これらの合計金額に消費税を乗じた金額となります。

統合後の使用料金につきましては、現在、確定に向けて作業を進めている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

今の御答弁で、統合後の使用料は確定していないということでございましたが、普通に考えると、農業集落排水から公共下水道に変わるのであれば、公共下水道の使用料になるのではないかと思います。

しかし、西予市においては、農業集落排水の使用料と公共下水道の使用料の計算の仕方が違いますので、分かりにくいところもありますので、今後しっかり検討していただき使用料を決めていただきたいと思っております。

最後の質問になります。

西予市も人口減少により処理水量が減り、将来的に料金改定の必要性も出てくるのではないかと考えられますが、西予市としてのお考えをお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

料金改定についてお答えをいたします。

将来的な農業集落排水及び公共下水道の料金改定については、赤字状態が継続している以上、料金改定を行わなければなりません。

経営状況につきましては、昨今の電気代の近年まれに見る異常な高騰のほか、資材費及び人件費などの経費が増加をしております。また、将来推計では、人口減少により使用料収入が減少することが見込まれております。

このため、経費削減に努めることや接続率の向上を図ることはもちろんでございますが、併せて

料金改定による使用料の値上げも必要であり、令和6年度の料金改定に向け現在作業を進めております。

今後、料金改定に際しましては、市民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

料金改定に当たっては、経費削減や効率化に取り組んだ上で、また下水道への接続を推進した上で、昨今の経済状況を踏まえ慎重に検討していただきたいと思っております。

2点目の質問に移ります。2点目は債権管理についてお伺いいたします。

令和4年12月に、西予市においても債権管理条例が制定され、令和5年4月より施行されますので、債権及び条例についてお伺いいたします。

まず始めに、債権管理条例制定の理由をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

債権管理条例の制定の理由についてお答えをさせていただきます。

本市の財政でございますが、少子高齢化等の影響によりまして人口が減少する中、社会的保障に関する義務的経費等は増大傾向にございまして、非常に厳しい財政状況にございます。これらを踏まえまして、市税をはじめとする自主財源を確実に確保する必要が求められているところでございます。

令和4年第4回定例会におきまして可決をいただきました西予市債権管理条例につきましては、債権管理に関する統一的な処理基準を定めることによりまして、法令に基づいた適正な管理、回収に努める基本姿勢を明確にするとともに、回収困難な債権につきましては、放棄できる要件等を定めることによりまして、市民負担の公平性の確保と円滑な行財政運営を図ることを目的といたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

債権はどのように分類され、どのような種類の債権があり、その滞納額はどれくらいあるのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

市の債権は大きく分けまして公債権と私債権に分類をされておりまして、公債権は国税または地方税の例によりまして滞納処分できる強制徴収公債権とそれ以外の非強制徴収公債権に分けられております。

市の債権の額の状況でございますけれども、令和3年度末現在、市税や介護保険料などの強制徴収公債権が約9900万円で全体の約34%、生活保護費の返還金などの非強制徴収公債権が約1800万円で全体の約6%、住宅新築資金等貸付金元利収入や住宅使用料等の私債権が約1億7500万円で全体の約60%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

滞納処分が行える強制徴収公債権のうち、市税における1年間の差押え件数と額をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

差押え件数につきましてお答えをさせていただきます。

市におきましては、市民負担の公平性を確保するとともに、市税の徴収率の向上による円滑な行財政運営を図るため、現年未納者に対しまして早期催告を実施し、預貯金、給与、生命保険等の債権を中心とした差押えなど滞納整理の強化に努めているところでございます。

差押えの実績でございますけれども、令和3年

度におきましては 159 件、1494 万 8000 円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

市で回収が困難な債権については、愛媛県滞納整理機構へ移管されていると思われませんが、その件数と回収額をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

市で滞納整理を行いましてもなお徴収が困難な事案につきましては、県内市町と県が協働して地方税の税収確保を図ることを目的に設立をされております愛媛県地方税滞納整理機構へ移管することといたしております。これによりまして徴収率の向上を図っているところでございます。

機構への過去3カ年の移管状況でございますけれども、令和3年度の移管数は29件で、徴収額が618万9000円、参考までに、令和2年、令和元年度でございますけれども、令和2年度が30件で1353万5000円、令和元年度におきましては30件で910万7000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

時効により債権が消滅する強制徴収公債権、市税等について、時効を経てどれぐらいの金額が不納欠損されているのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

不納欠損の状況についてお答えをさせていただきます。

市税を含めます強制徴収公債権のうち、介護保険料の時効は2年となっておりますが、そのほかは5年で時効となり権利が消滅するため、時効が成立いたしました債権については不納欠損の処理

を行うこととなります。

令和3年度におけます強制徴収公債権の不納欠損額でございますが、市税の不納欠損額が1000万円、介護保険料の不納欠損額が364万7068円、後期高齢者医療保険料の不納欠損額が7万8740円、保育所保育料の不納欠損額が2万4280円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

滞納処分が行えない私債権については、差押えをするために裁判手続が必要となりますが、債権回収のために訴訟などの手続まで進まれた事例はあるのか。また、債権放棄をされたことはあるのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

私債権の債権回収に係ります訴訟手続等につきましては、過去には市が受託をいたしました委託、その業務につきまして、委託料の未納がございまして、またこれに対する遅延損害金、これらの支払いを求める調停を行った事例、経緯はございません。

私債権に係ります債権放棄の事例はございませんが、あらゆる手段を尽くしてもなお徴収の見込みがない債権を管理し続けることは合理的ではなく、適正な債権管理を妨げる要因にもなっております。債権管理条例に基づきます要件に該当する債権につきましては、債権放棄を行っていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

最後の質問になります。

条例が施行されると、西予市として、債権の管理回収、放棄などどのような取組をされ効果を上げられていくのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

本条例につきましては、制定しただけでは効果を発揮するものではないと考えております。条例に基づく適正な運用がなければ、その効果は期待できないということになるかと思えます。

そのために来年度から税務課内に設置予定の債権整理室でございますが、こちらで滞納整理事務のノウハウを有する職員が、強制徴収公債権所管課の不良債権を回収するだけでなく、滞納整理に関する職員研修でありますとか個別事案に関する相談、また助言を行うことによりまして、債権所管課による債権の適切な管理・回収につながるものと期待をいたしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

条例制定により統一した基準が規定され、職員がすべき事務が明確化されます。職員一人ひとりが法務能力を高めていただいて、債権の適正管理に努めていただきたいと思います。

3点目の質問に移ります。3点目は、人権啓発についてお伺いいたします。

令和2年4月に人権啓発課が設置され、同年9月には西予市人権尊重のまちづくり条例の全部を改正した条例も制定されました。条例改正の理由として、人権3法の理念に基づき複雑多様化する人権課題の対応を図るとともに、充実した人権施策を推進していくために改正するというものであります。

条例改正が行われ3年が経過いたしましたので現況をお伺いいたします。

まず初めに、人権3法とはどのようなものであるのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

人権3法についてお答えいたします。

世界では、いまだに戦争や紛争などにより人権が著しく侵害される事例が後を絶たず、国内にお

いても、今もなお差別的な言動やインターネット上での書き込み、いじめなど様々な人権侵害が発生しております。

そうした中、平成28年には、差別の解消を目的に人権に関する新しい3つの法律が施行されました。

1つ目が、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法です。

この法律は、全ての人が障害のあるなしによって分け隔てることなく、お互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を実現することを目的といたしております。

2つ目が、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律、いわゆるヘイトスピーチ解消法です。

この法律は、特定の民族や国籍の人々を排斥し、不安や差別意識を生じさせることになりかねない差別的言動（ヘイトスピーチ）のない社会を実現することを目的としております。

3つ目が、部落差別の解消の推進に関する法律、いわゆる部落差別解消推進法です。

この法律は、現在もなお部落差別が存在するため、差別は許されないものという認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的としております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

人権3法ができて7年が経過しております。市民の方にどれぐらい周知できているのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

人権3法の認識についてお答えをいたします。

昨年11月に実施いたしました西予市人権に関する市民意識調査では、「人権3法を知っていますか」という問いに対し「知らない」と答えた人が全体の約70%に上り、関心が低いことがうかがえることから認知率はまだまだ低い状況でございます。

人権啓発課では、人権3法を含めた人権課題の周知のため、年4回のチラシの作成及び全戸配布、また、毎月の広報紙への関連記事の掲載など、法律ごとに啓発を図ってまいりました。

今後は、これまでの周知方法に加え、愛媛県人権教育協議会西予支部等の団体と協力したイベントや学習会などでの周知活動も実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

人権3法の認知率が低いようですけれども、西予市としては、人権3法を踏まえ、どのように人権施策を推進されてこられたのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

人権3法を踏まえた人権施策をどのように推進されたのかについてお答えをいたします。

人権3法の趣旨を踏まえ、令和2年9月定例会での西予市人権尊重のまちづくり条例の全部改正に伴い、人権施策の推進に関する重要事項について協議するため、人権に関する団体の長や学校長、学識経験者及び西予市議会厚生常任委員長などによる人権施策推進協議会を新たに設置いたしました。

協議会では、これまで重大な人権問題の事案協議はありませんでしたが、電話や相談で比較的多かったコロナ禍による人権侵害、また、地域や学校などにおける人権啓発の現状と課題などについて協議をいただいたほか、協議会内での人権研修も実施いたしております。

人権啓発課においては、人権3法のテーマに沿った障がい者の人権、外国人の人権、ヘイトスピーチにつきまして、広報せいよやケーブルテレビ、隣保館だよりにより記事やコラムとして掲載するなど啓発活動を展開いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

人権啓発課が設置され3年、その間に人権啓発課に寄せられた相談件数、差しつかえがなければ相談内容、また、重要案件として人権施策推進協議会に諮った案件があればお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

人権に対する相談件数、内容、また、人権施策推進協議会に諮った案件についてお答えをいたします。

人権啓発課が設置されてから、令和5年2月末現在で32件の相談が寄せられております。内訳は、面談13件、電話15件、メール4件でございます。

相談内容につきましては、ご近所関係、障がいなどの福祉関係、地域との関わり方、コロナ感染に対する誹謗中傷、パワハラ、冷やかし、外国人の人権など様々でございます。

相談者につきましては、多くの方が匿名で、ほとんどの方がしばらく話をされて納得されるケースが多く、一度話をしてそのまま連絡のない方、複数回来られる方など様々おられます。大きな問題でご本人が希望されれば、しかるべき機関におつなぎする用意はございますが、関係する人に事情を聞いたりすることはあるものの、これまでそういった対応はございません。

なお、これまでに人権啓発課に直接相談があったもので人権施策推進協議会に諮った案件はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

最後の質問になります。

差別のない人権が尊重されるまちづくりを進めるため、今後、具体的にどのような取組をされていかれるのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

今後の取組についてお答えをさせていただきます。

多様化した人権問題の中から、テーマを絞った効果的な啓発活動や学習機会の提供を行うために、愛媛県人権施策基本方針に沿って人権教育・啓発の推進や人権擁護に取り組みたいと考えております。

また、令和4年11月に実施した人権に関する意識調査の調査結果をもとにし、人権問題に対する焦点を絞ってそれぞれの問題を正しく理解した上で考え行動できるような啓発を行っていきたいと考えております。

例えば、人権に関する意識調査において、最も関心の多かったインターネットによる人権侵害については、愛媛県では、インターネット上の誹謗中傷等を監視し、削除要請するため、インターネット掲示板などのモニタリングを推進いたしております。西予市においても、愛媛県の指導のもと、ネット上の人権侵害につながるおそれのある書き込みなどのモニタリング監視や削除要請を行うよう計画を進めております。また、教育委員会が進めております児童生徒への情報モラル教育のためのネットモラル授業とも連携し取り組んでまいりたいと考えております。

また、課題となっている人権啓発の底上げについては、子どものときからの教育が重要であることから、今年度、宇和町内の7小中学校において子どもの人権のつどい事業を実施いたしました。

この事業の目的は、子どもたちが多様な人権課題について学び、知識や理解を深めること、身近な人権課題に触れ話し合うことで、人権感覚を磨きたくましく生き抜く力を養うことを目的といたしております。来年度以降も市内小中学校に広げてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

西予市においても人権啓発課が設置され、人権3法の理念に基づいて条例も改正されましたが、まだまだインターネットをはじめ、様々な場所で差別が行われています。

差別を解消していくためには、一人ひとりの人

権意識を高めていく必要があります。

4月より公民館が地域づくり活動センターへ移行されますので、そのような場所において、人権に関する映画上映や学習会を実施して人権啓発活動を行っていただきたいと思います。

以上、一般質問を終わります。

○小玉議長

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

明日3月3日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時31分

第 3 日

3月3日（金曜日）

令和5年第1回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|------------------|----------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和5年 3月 3日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 大 森 寿 和 |
| 1. 開 議 | 令和5年 3月 3日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午前 9時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 散 会 | 令和5年 3月 3日 | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| | 午後 0時19分 | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1 番 | 和 氣 敦 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| | (午前9時17分退室) | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | | |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| | 説明のため出席した者の職氏名 | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政策企画部長 | 宇都宮 明 彦 | | |
| 生活福祉部長兼 | | | |
| 福祉事務所長 | 一 井 健 二 | | |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 | | |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 | | |
| 医療介護部長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 | | |
| 消防本部消防長 | 酒 井 広 一 | | |
| 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 | | |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

○小玉議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○小玉議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、18番酒井宇之吉君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

改めましておはようございます。

議長より許可をいただいておりますので、2点につきまして一般質問をさせていただきます。

今日は非常に寒くて、明浜のほうは出る時は4度でしたけど、宇和へ上がると1度、霜がべったりということで、ジャガイモの芽がそろそろ出るところで、ジャガイモの芽がやられたら困るなど思いながら、心配しながら上へ上がってきたわけですが、酒井君もういいかげんに一般質問たまにはやめたらどうぞと言われましたけれども、これも西予市のかじ取りをされてる理事者側に対して苦言を呈したり、そして、議員がある程度進言しながら方向性を間違えないような形をつくるのが我々議員の務めだと思っておりますので、辛口なところもありますけどお許し願ひまして質問をさせていただきます。

まず、財政につきまして、財政といいますと、非常に自治体の財政、国の財政もそうでありますけれども、家庭の経済と一緒にございまして、大福帳のようなもので、入りがあって出があるというようなものでございますので、そのような考え方で、まず市の予算、これ収入についてでございますが、一つずつ質問をさせていただきます。

市の収入につきましてはいろいろありますけど

も、主な4点について質問をさせていただきます。

まず地方交付税について、合併後の有利な各種交付金は見込めない中、今後の地方交付税でどのような財政収入計画を立てるのか。5年、10年、20年先はどのようになるのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは酒井議員の地方交付税についての御質問にお答えをさせていただきます。

当市の財政構造でございますけれども、市税等の自主財源以外の財源に大きく依存をしたものとなっております。特に御指摘のございました地方交付税につきましては、依存財源の約半分を占めておりまして、その動向が財政運営に非常に影響をいたします。地方交付税の役割につきましては、自治体間の財源の不均衡を調整し、全ての自治体が一定の水準を維持できるようにする財源を保障するものとなっております、その機能の発揮に当たりましては、まず、国の地方財政計画で必要な総額が決定をされ、その額を国の合理的な基準によりまして各自治体に配分するものとなっております。

地方交付税の種類でございますけれども、総額の94%が普通交付税、6%が特別交付税となっております。普通交付税は、各自治体の標準的な経費に対しまして配分されるのに対し、特別交付税は災害等、各自治体の個別事情を勘案して配分されるものとなっております。

令和5年度当初予算におきましては、臨時財政対策債を含めました一般財源となります普通交付税は118.8億円、特別交付税は12.5億円を計上しております。

今後の推移でございますけれども、特別交付税は災害等の特殊事情の予測ができないため、普通交付税について見ますと、先ほど御説明を申し上げましたが、国が毎年度地方全体として必要とされる金額を保障し、財政力に応じた配分がなされるという仕組みであることから、各自治体への基本的な配分額は大きくは変動をしないだろうと、そうした想定の上で、今後の公債費算入の増加等を織り込みまして臨時財政対策債を含めた普通交付税の額は、今後おおむね110億円程度で推移す

ることを見込んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

こうして、ちょっと椅子にすぐに座ってやるのは、私が年取ったからということではございません。ここへ立ったり座ったりとか非常に時間がかかるものですから、椅子でさしていただきたいということで、時間短縮のために椅子を用意させていただきました。

そこでお聞きしますが、110 億円ぐらいで大体地方交付税はいくんですけれども、地方交付税の算定といいますのは、人口数によって地方交付税が算定されたり、道路延長、広さ、いろんなもんが算定されるんですけども、一番重い人口減がこれから始まるであろうと思いますが、地方交付税における人口減少の影響はどのように考えておられますかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

地方交付税におけます人口減少の影響についてお答えをさせていただきます。

普通交付税の算定におきまして、人口、国調の人口でございますけれども、これは大きく影響しまして、単純計算では人口減少とともに普通交付税も大きく減少することになります。

ただし、国におきましては地方交付税の総額が確保されているといった状況が続く限り、算定経費の創設でありますとか、単位費用、また補正係数の調整がされることなどによりまして、過去の例からも交付額が激変、急変することはないということで見込んでおります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

今言いますのは、国が今までどおりであればという条件です。ただ国というのが、今非常にふらふらふら私から見ればしているように思いま

す。今度の少子化対策の問題にしろ、そして、国保の予算にしろ、いろんな形で財政がだんだんだんだん膨らんでおりますが、それも国債発行してのボリュームが大きくなってるという不安定さを私は感じておりますので、国の地方交付税も今までどおり 100%、110 億円で推移する、5 年先、10 年先もするというのはいかがかと私は思っておりますけれども、次に移らせていただきます。

次に、市税についてお尋ねをいたします。

人口減少に伴って、市税収入がこれから見込みはどのようになるのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

市税についてお答えをいたします。

まず、令和 3 年度決算におけます市税の額でございますが 32.2 億円となっております。10 年前の平成 23 年度と比較をすると人口減少の中ほぼ同水準となっております。

今後の見込みでございますが、人口減少はございますが、おおむね 30 億円から 31 億円の水準で推移することを見込んでおります。これは、人口減少が直接影響する税目としては市民税が挙げられるわけですが、企業誘致による給与所得者の増、また、賃金の上昇による給与所得の増、年金所得者の増、扶養していた子どもの転出によりまして扶養控除がなくなった扶養者の税の増額、これらから大幅な減収はないものと見込んでおります。また、当市の基幹税の一つでございます固定資産税でございますが、新築増築家屋、また、再生可能エネルギー設備の増設、これらによる増収を見込んだ上で、3 年に一度の評価替えも勘案し、こちらも大幅な減収はないものと見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

主な市民税とそれから固定資産税でございますが、どちらも大きくは減収はないと見込んでおるといってでございますけれども、今の世の中の件とか、人口減少の、非常に、この間発表ありましたように、西予市の人口も 1 万 2000 人ぐらい

になるというような下降現象の中で、そういう社会情勢の中で、市民税だとか固定資産税の減収はないというように見込んでおるといのは、私は少し甘いんじゃないかなと、こういうように考えております。

続いて移りますが、基金からの繰入について、基金の増加も将来見込めないと思います、現在の財政状況におきましては、基金のこれまでの推移、現状、今後についてお尋ねをいたします。

また、目的別基金を財政調整基金に組み入れる考え方はあるかないかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

基金に関する御質問にお答えをさせていただきます。

災害の発生等に対しまして、機動的な財政出動を行う上で、一定規模の残高確保が必要となりますのが財政調整基金でございます。この財政調整基金の残高でございますが、毎年度の財源不足に対応して取崩しを行ってまいりました結果、直近の令和3年度決算におきまして24億円、最も多かった平成28年度で48.3億円、そういうことで約半分となっております、今後も減少することが見込まれております。

次に、減債基金でございますが、令和3年度決算での残高が12.7億円となっておりますが、公債費の大幅な増加に対処するため、今後減少の見込みとなっております。

その他の特定目的基金につきましても、毎年度その目的に沿った事業に充当することによりまして、こちらも年々減少している状況でございます。

市税・地方交付税等の一般財源総額が大きく伸びないという中、仮に現在の財政規模を維持したまま基金の取崩しを続けると、財政調整基金をはじめとした基金が将来的には枯渇してしまう可能性があります。それを回避するためには、遊休資産の処分、ふるさと納税の推進など歳入確保とともに既存の事務事業の思い切った見直しを行い、必要な事業を厳しく選択した上で、予算編成方針に掲げております適正な収支バランスに基づく予算規模の実現を目指すことが重要と認識をいたしております。

それと、基金のいわゆる財調への組入れの関係でございますけれども、各基金の目的、現在の使用状況、将来計画等を十分に吟味した上で、既に目的を達成したと判断される基金につきましては、財政調整基金への組入れも検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

今、全体の基金の残高は幾らあるかをお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

来年度当初予算の段階になりますけれども、期首の段階で約100億円になるかと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

収入を得るために遊休資産の処分だとか、ふるさと納税の推進、昨年実績多分3億円で、今年は5億円を目指していると、このように聞いておりますが、このような収入を増やして、事業の思い切った見直しだとか、そして必要な事業を厳しく選択するということがございますが、この辺りのバランスに基づく形を市民の納得いくような住民サービスが低下しない形の中で、しっかりと市民の意見を聞いて、そして、我々もその橋渡しをする役目として、その役目をしながら西予市の財政を健全な形でこれからも保っていく努力をしたいと思っております。しっかりと市民とのコンセンサスをとれるようなシステムをつくるようお願いを申し上げます。

続きまして、起債についてお尋ねをいたしますが、今後、合併特例債、過疎債、辺地債等の起債借入はどのように考えておるのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

起債につきましてお答えをいたします。

起債全体の市債の残高でございますが、令和3年度末では396.3億円となっております、合併時の平成16年度321.4億円と比較をいたしまして、約75億円の…。

○小玉議長

暫時休憩します。(休憩 午前9時17分)

○小玉議長

再開します。(再開 午前9時17分)

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

令和3年度末で起債残高が396.3億円、平成16年度と比較しますと約75億円の増となっております。この残高の増加が公債費の上昇にはね返っているといった状況となっております。

今後、各事業の実施に当たりましては、過疎対策事業債、合併特例事業債等の交付税措置の有利な起債を選択しながら進めておりますが、償還の全てが交付税措置されるわけではございません。この交付税措置されない金額の積み上がりが、財政力の低い当市におきましては大変な重荷となっております、財政調整基金、減債基金残高の減少、先ほども説明申し上げましたが、そちらの基金の減少につながっているというところでございます。

このように交付税措置されない金額が非常に積み上がってきておりまして、厳しい財政状況の大きな要因となっていることを勘案しますと、今後、過疎債を含め、また、起債の借入れにつきましては、有利な交付税措置がある起債に関しましても今まで以上に慎重にならざるを得ないと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

借入れするには、先ほど説明ありました合併特例債にしましても過疎債にしても辺地債にしましても、各自治体によって限度額があると思うんです。辺地債が借りれないところもあれば、過疎債

が借りれないところもあるし、合併特例債も借りれない自体が各あるわけです。西予市の場合はいろんな形で借入れますけれども、簡単に言えば、あとどれぐらい借金してもかんまんぐらいの余裕があるんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

あとどれぐらい借りられるかという話でございます。

当然起債の制限というものが全体としてはあるかと思いますが、合併特例債で言いますと、令和6年度で一応借入れの終了ということになりますので、今後予定をしております大型事業と消防の本署の建設等で合併特例債を用いますと、その先はほぼほぼ合併特例債についてはもう借りることはできない。

過疎債につきましても一定額考えておりますが、これにつきましても過疎計画に基づいた形での使用ということで、枠としては県の枠がまた示されようかと思いますが、できるだけそういった起債についても、先ほど申し上げましたとおり、慎重に判断をした上で今後は借りるといったことで全体としましては公債費を抑制していくという形で進めてまいりたいと。具体的な金額はちょっと手元にございませぬのでお答えできないんですけれども、そういった方針であるということで答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

今まで、市の予算の収入について大体主だったものをお尋ねいたしました、いろんな収入があるわけでございますので、まだまだこれから工夫をして収入は増やすと。ただし、借金しながら収入を増やすのはやめるということでございますね。そのような考え方の中でやるとすれば、これから人口減の中で施策そのもの、政策そのもの自体も変わってくると思います。その辺りも含めまして、理事者と議会が一体になって、市民の住民サービスが低下しないような形で取り組んでいく覚悟をしっかりと示していただきたい。我々も協力いた

します。

続きまして、市の予算の支出について、主だった支出についてお尋ねをいたします。

人口減少で運営が難しくなることが予想される特別会計、それから企業会計の支出はどのように考えているのか。水道会計なんかでも、耐震率19%、そして、これからどンドンどンドン老朽化していく。そして、病院会計などについても、これから一般会計からの支出が、想定されるのは年に5億円ぐらいずつ持っていかなきゃ、5億円ぐらいずつ損をするのかな、赤字になるだろうと思いますが、そういうものにつきまして、一般会計からの繰出金はどのように見込んでいるのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

繰出金につきましてお答えをいたします。

令和3年度決算におけます繰出金の額でございますが、特別会計全体で24.9億円、企業会計全体では15.4億円、合わせまして40.3億円となっております。

当市におきましては国の示す繰出基準に基づいて繰り出すことを基本姿勢といたしておりますが、一部の企業会計に関しましては、経営基盤強化等の観点から基準外の繰り出しを行っているのが現状でございます。基準内の繰り出しに関しましては、一般会計の場合と同様に交付税措置がありますが、その全額が措置されるわけではございませんので一部は一般財源対応となります。また、基準外の繰り出しに関しましては、そもそも交付税措置がありませんので、全額が一般財源での対応となります。起債のところでお答えをさせていただきましたが、当市におきましては交付税措置されない部分の負担が非常に重い状況でございます。したがって、今後、繰出金につきましても、料金の改定等を含めまして、各企業会計の経営状況も勘案しながら、まずは、基準外繰出金の縮減を図ることが必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

特別会計だけではなくに、今委託金だとかそういうことで出てる第三セクターだとか、そして、そういうものに対しての補助金に近い委託金だとか、そういうものについても今後どのように考えているのか。これは質問を出しておりませんのでお答えは要りませんけれども、これからはしっかりと考えていかなきゃならない、対応していかなければならない。またそうすることによって住民サービスなりが低下していく。これもまたなかなか対応が難しい。その辺りのバランスのとり方はしっかりと理事者側でもよく考えていただきたいと思います。

そして、一つお尋ねしますが、基準外の繰り出しというのがあるんですが、基準外の繰り出しというのは、一般財源の対応となるわけでございますので、これはどのようなところでどのように支出をしているのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

基準外の繰り出しでございますが、先ほども御説明しましたけれども、各特別会計または企業会計でそれぞれ基準外の繰出金は現実にございます。これらにつきましては、国が示しております繰り出しで基本的に交付税措置されているもの以外のものにつきましては、基準外という取扱いになりますので、それらについて主なところで言いますと、上水道の会計につきましては、基準外で4600万円程度を支出いたしております。具体的な内容についてはちょっとこの場では細かくなりますので御答弁は控えさせていただきますが、そういったことで基準外のものそれぞれの繰出金の中に含まれているということで御理解いただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

基準外の支出というのは、やっぱり生のお金っていいとおかしいですけども、自分たちの稼いだ形で借入れたり補助金があったり対象になるような形ではないんで、実際何にでも使ってい

お金をこういうところへ出していくってのは、これからは抑制できるような運営をしていただきたい、かように思う次第でございます。

続きまして、インフレ（物価高騰）が、非常に今始まっておりますけれども、対応の支出についてお尋ねいたしますが、電力やガスなどの値上がりなどの諸費用を見込んで当初予算はどのように組んでいるのか。また、これから物価高騰への対応について、そしてまた、これから国がいろんな形で対応しておりますけれども、それにつきましての補正予算などはどのように対処するのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

物価高騰対策でございますけれども、令和5年度当初予算につきましては、この物価高騰がこのまま続くと想定をした上での光熱費を計上いたしておりますが、さらなる高騰に際しましては、補正予算での対応を予定いたしております。この光熱費の高騰に係る財源につきましては、地方公共団体の施設につきましては、その高騰を踏まえまして、令和5年度におきましては、国の地方財政計画におきまして700億円の増額計上がされておまして、各自治体の普通交付税で算定される予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

国も当初予算なんかはこの物価高騰の組み込みは非常に苦慮しているようでございますが、そして日銀総裁も変わりました、金利のはね上がりというものも、この物価の中とか経済を動かす中に大きな要因になっております。この金利とかそういうものを自治体では余り出てきませんけれども、やはり財政担当の人たちはこの金利というのはしっかりとらえて、そして市中の流れというものをとらえていただいて、自治体にもそれが大きな影響があるということを認識をしていただきたい、このように考えております。

続きまして、人件費についてお尋ねをいたしま

すが、支出の主なものの中に、人件費が非常に多ございますが、これにつきまして、社会的に大手なんか非常に今、賃金アップをやっております、岸田総理も賃金アップを、物価と上昇で、私も賃金と物価の悪循環論という勉強をちょっとしたことあるんですけれども、賃金が上がる、物価も上がる、好循環だったらいいんですけど、悪循環で回るときは、これほど厄介なものは、経済を運営する人には大変なことなんです。それをお尋ねしますが、賃金アップが続いておりますが、職員の給与はどのように考えておられますかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

公務員の給与に関する御質問でございますけれども、公務員の給与等に関しましては、民間企業の給与水準調査をもとに、国の人事院、また県などの人事委員会が勧告を出しております。

当市におきましても、勧告内容や愛媛県の対応方針に準じ、給料表や賞与など関係する条例改正を実施いたしまして職員の給与に反映をさせているところでございます。会計年度任用職員におきましても、正職員との給料バランスを踏まえまして、上限は設けておりますが、職員と同様の給料表を適用しております、人事院勧告などの対応につきましても、県の対応に準拠して給料及び賞与に反映をさせております。

今後といたしましても、基本的にはこの勧告に基づきまして愛媛県、また県内の各市町の状況を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

民間企業の給与水準の調査の後で人勧がやるわけです。今までどおりやるということの答弁だと思っておりますけれども、非常に民間より後で来るんですよ、人勧は必ず。民間の統制見ながらやるんで、結局今民間は非常に今動いてるんですよ、大手とか。そして初任給のアップなんだとか、そ

ういうものについても上がってからだから、大体1年遅れになっただけです。1年遅れでもっと遅くなるかな。そういう考え方で見ますと、今人がいないんですよ。人がいないから初任給を上げようとしてるのに、西予市、自治体が国家公務員の成り手もなくなってんですよ。その中で、人材確保をしっかりと、特にまたこれから西予市の将来のために優秀な人材を確保するためには、やはりこの人件費の問題を、ラスパイレスなんかでもまだまだ西予市は低いほうなんです。その辺りも含めて、実際のところ、これから人材確保は難しくなるよと肝に銘じていただきたい。そして、ラスパイレスなんか、他のところよりも負けんような形で上げていくということも、財源がないとそれはできないんで、苦肉の策だと思いますけど、痛しかゆしのところを多分やっておられるんだと思いますが、このいい人材をしっかりと取っていただくためには、生活ができる人件費、財政の中の人件費は増やさなくて、その中でしっかりと給料を上げていただきたい、そのように思うわけです。非常に難しい難題をお願いしてるわけですが、西予市の将来のためでございますので御理解を賜りたいと思います。

続いて、子育て財源についてお尋ねしますが、子育て財源をまず聞くまでに、子育ての時期について、まずお尋ねさせていただきたいんですが、子育てってのは、時期でございますが、義務教育まで、成人式まで、社会人になるまで、いろんな解釈によって財源の出し方が全部違って来るんですよ。その辺りも含めて、子育て財源に時期はどういうものであるか総務部長かまいませんでしたらお答え願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

子育て支援の対象となる世代でありますとか時期ということであろうかと思いますが、基本的な考え方といたしましては、当市のこれまでのそういった子育て支援に係る施策等の状況を踏まえ、基本的には自立するまで、つまりは社会人になるまでが子育て支援の対象期間という捉え方になるかと考えております。ただし、幼少期、中・小、高校・大学、それぞれの世代により

まして求められるニーズも異なってまいりますので、それぞれの世代に応じた対応、支援策を適宜とる必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

やはり子育ては親が育てる場合、社会が育てる場合、行政、政治システムが育てる場合、いろいろ違うと思うんですよ。愛情の持ち方はやはり一番親というか、そういうのが愛情を持って子育てをする。これが一番原則でございますので、子育てってのは、行政の予算を出して、今、政府がやってるような形で、今はお金、お金、お金ではなしに、教育のときから子育てってのは理念から始まっていかないと、やはり本当の子育てじゃないんじゃないかと、私はこのように思っておりますが、佐藤議員の質問の中で、いろんな予算的なものは説明がありましたので、その点は割愛していただいても結構でございますが、実際のところ、子育ての難しさってのはもう今日の中学校の校庭に入ったような形でも、社会が過激な動画を流すことによってああいうものが生まれたのかなというような形もしないではないです。

そういうことでございますので、難しい社会になったのかなと思います。私らのときには中学校までで卒業してすぐに社会人になった、自立したということです、先ほど部長が言いました。今は高学歴化になって、専門学校、4年制大学行くのが70%ぐらいまで行ってますんで、それまでは自立しないんですよ。高学歴になったことによって、また生まれる人たちが、子どもを産むのがなかなかできにくい、少子化になっていく、このような問題が起きてるんじゃないかと、かように思っております。

次に移りますが、起債の償還についてお尋ねをいたします。起債の償還残高は、またこれからの償還計画についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

起債の償還につきましてお答えをさせていただきます。

きます。

まず、起債の残高につきましては先ほど申し上げましたとおり、令和3年度末で396.3億円となっておりますが、その返済がございます公債費についてその推移を説明させていただきたいと思っております。

平成28年度は33.8億円でしたが、大型事業の実施等の影響によりまして、令和3年度は42.9億円と急増をいたしております、令和10年度には50億円に達する見込みでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

例えば、この起債が家計、大福帳みたいなもんだって初めに言いましたけども、家計に例えればどのような形で説明できますか。先般、県の予算については愛媛新聞に、家計に例えてるのが出ておりましたので、西予市ではどのようになるのか、かまいませんでしたら説明願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは家計を用いまして市の財政状況について簡単に説明させていただきたいと思っております。

令和3年度の一般会計当初予算を用いて、そのモデルを例えてみたいと思っておりますが、なかなか言葉だけでは伝わりにくいということもありますので、今回試行的に家計モデルイメージを作成いたしましたので御覧をいただきたいと思っております。

まず、夫婦と大学生の子ども1人の3人家族、持家の家庭で、1年間の生活費を400万円と設定をいたしております。

収入につきましては、夫婦共働きの収入68万円では困難であるということから夫婦の実家から258万円を援助してもらい、また貯金や定期預金32万円を取崩して、さらには、金融機関から42万円を借入れて生活費400万円を確保し1年間の生活を送っているということになります。

近年は、実家からの生活費の援助も減少している、交付税が減ってきているということになりますけども、その生活費の不足分を補うため、60万

円から80万円借入れて何とか生活をしているといった年も出ているといった状況です。

このことにつきましては、本市の財政運営における税金などの自前で調達できる財源が少なく、地方交付税や補助金など国や県からの支援に依存していることを表しております。

また、基金を取崩した上に地方債を借入れて、つまりは借金をして運営をしているといったこととでございます。

この収入の使い道、支出につきましては、食費や医療費、光熱水費や日用品の購入、区費の支払い、そうした経常的な経費のほか、大学生である子どもへの仕送りや家電製品等の買い換え、また老後の貯蓄など様々な経費がかかっております。特に、借金返済を見ますと、62万円の支払いがあるにもかかわらず新たな借金をしながら生活をしているといった状況になります。今後、その借金の返済額が70万円ほどにまで膨らむという見通しとなっております。将来の蓄えとして9万円の貯金を行っておりますけれども、定期を含めた貯金を32万円取崩してございまして、確実に財産、貯金も減ってきていると。特に普通預金については、数年後には底をつく状態が見込まれるということになります。

このことは本市の財政運営に置き換えますと、歳入に見合う以上の歳出を予算化し、地方債の借入れとなる借金を重ねながら運営をしてきた、そういったところでありましたが、その借金の返済が、今後財政運営に大きな影響を与える状況になっていることを表しております。

したがって、今後はまず第一に、取崩しにより普通貯金を減らさないよう、生活日用品やサークル代、そうした交遊費などの生活費の支出の節約が必要になってくる。そして第二に、借金返済は当分続くということで、そのローンで買う車であるとか、家電製品、こういった買い換えを先延ばしして平準化するなど、新たな借金を抑制して生活をしていくことが必要であるということ、今後取り組まないといけないと考えております。

本市の財政運営につきましては、これら今ほど説明したということ踏まえまして、地方債を借入れて実施をしている事業量を縮減し、また、その他の事業につきましても、縮小、凍結、廃止な

ど、年間の総事業量を圧縮することで歳出を抑制、また、歳入に見合った歳出となる予算規模を実現しまして、持続可能となる財政基盤の確立に取り組んでいく必要があると考えております。具体的には、今後消防本部署の庁舎でありますとか、養護老人ホームの建設等の補助、こういった大型事業が一段落をいたします令和7年度以降におきましては、毎年度の起債の額は25億円程度に枠を設定させていただきまして、将来の公債費の抑制を図ると、そういった計画を立てているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

なかなか大変でございますね、ということで他人事ではございません。これから異次元の少子化対策というような形で国が指導しておりますけれども、西予市では、少子化対策強化元年というような形で、財政支出もやはりまだまだ一遍にゼロに近くするわけにまいりませんので、このような施策をしっかりとやっていただきたいと思いますが、先ほどお話がありました西予市家計簿モデルだとか、今の西予市の財源の問題、財政運営の問題を市民にどのように理解さしていただいて、市民にどのような協力をしていただくのかをお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

財政状況の市民の理解についてお答えをいたします。

先ほど来から総務部長が説明しましたとおり、財政大変厳しい見通しでありまして、現在の財政規模を維持することは困難になると考えております。そうしますと、様々な面で市民サービスへの影響が出てくるということも予測されます。

財政状況については、予算、決算等の情報に関しましては、広報せいよ、ホームページ、行政情報番組等でお伝えしておりますところではありますが、今後の市民サービスの影響を考えますと、もっと

身近に財政状況に対する御理解をいただくことが重要であると、そのように思っております。

先ほど起債の償還でお答えしましたように、当市の財政状況を家計簿モデルに例えて説明するような、そういうような市民の皆様の御理解がいただける方法というものをつつ積み重ねて考えていきたいと思っております。

今後、より一層説明方法を検討させていただきたいと、そのように思っているところであります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

先ほど市長が言いましたように、市民あつての行政でございますので、ジョンFケネディさんが言いましたような、人民による人民のための…その辺りで、住民を大事にして行政を行っていただきたいと。大変厳しい財政運営になろうかと思えますけれども、行政、議会、そして市民が一体となって、西予市はほかの自治体には負けないぞというようなことで頑張りたいと思っておりますので、お互い協力し合ひましょう。

続いて、公園設置について質問をいたしますが、現在進めております計画、そして財源についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

公園設置の計画についてお答えをさせていただきます。

現在、子育て、親育ちを支援するために、市内の子育てを支援する公園の適正な維持管理と市民に身近な公園を整備することを目的に、子育て支援公園遊具設置計画を策定中でございます。

この計画は、地域づくり活動センター区域を単位といたしまして、既存の遊具公園がある地域はそれを活用し、ない地域においては、地域の方と立地や将来人口の推移などをもとに相談しながら各地域づくり活動センターに1カ所の遊具公園整備を計画するものでございます。

令和5年度には、地域づくり活動センターの協力のもと、計画を完成させ、財政状況を勘案しな

がら補助事業を有効に活用し、5年程度の計画で進めていく予定でございます。

また、どんぶり館横に建設予定の大型木製遊具を有した児童公園の整備については、人口減少対策の一環として、子どもたちの遊びと交流の場として、市外からも子育て世代の方が訪れていただけるような機能が充実した公園を整備いたしまして、西予市の子育て環境を広くPRすること、また、移住定住の促進につなげるよう森林環境譲与税基金、ふるさと応援基金、過疎債を財源に令和5年7月完成を目指しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

今聞きますと、2つの方法の公園ということだと思うんですが、喫緊にありますのが、どんぶり館横に建設予定の公園、名前もまだついていないようでございますが、みずすましのところだと思います。そして、もう一つにつきましては、地域づくり活動センターの各27の中にできるところからやっていく公園という解釈でよろしいのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

先ほど御答弁いたしましたとおり、地域づくり活動センターを単位とする設置する公園につきまして、特に遊具等につきましては、ブランコやら滑り台、シーソーなんかを考えておるところでございます。計画的に協力して取り組んでまいりたいと考えております。

また、どんぶり館横の遊具等につきましては、先ほど申しましたような令和5年7月を完成にということで、これは2カ年度計画として進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

続いて、遊具の内容についてお尋ねします。

2つのところが、先ほども、地域づくり活動センターのほうは3つの遊具ということになりましたけども、どんぶり館の近くの公園につきまして、内容的に、年齢ごとに異なる遊具を設置する予定か。また、高齢者の健康増進的な器具の設置は考えておられないかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

どんぶり館横に建設中の児童公園の分でございますけれども、この施設につきましては西予市産材を全体の8割を使用した計画となっております。乳児、身体に障がいを持ったお子さんなども遊べる遊具を設置してユニバーサルデザインを取り入れております。

複合遊具につきましては、高さ7メートル、幅30メートルの大型木製総合遊具で約24種類の遊び機能を備えておりまして、中でも滑り台は上級生用が約3メートル、低年齢用が約2メートルの高さからスリリングなフリーホールが体験できる滑り台を設置する計画でございます。

公園内にはまた高さ3メートル、直径約23メートルの人工の築山をつくりまして、その上にブランコを設置し、写真を撮る角度によっては宙を飛んでいるような写真とか、時間によってはアンパンマン列車が背景に撮れるようなものとして設計をいたしております。また、四阿も2棟設置をいたしまして、夏の猛暑対策、熱中症対策としてミストクーラーの設置をしております。また、防犯対策として防犯カメラの設置、安全対策としましては遊具周辺の安全領域の確保とゴム製のクッションを遊具の着地点などに施工することでけがの軽減対策を講じております。

なお、高齢者に対する機材等につきましては、例えばベンチ等のところで一部そういった健康的な機能を備えるもの、そういったものも考えられようかなと思います。今後検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

先般、厚生常任委員会で、日本でも1、2を争

う公園設置の多いところ、公園のそういう福祉をやっておられるところの大和市へ視察に行っていました。そのときに、管理者、設置者、そして利用者、その辺りのことの義務・責任的なものを、これは、万が一事故があったとき、ないようにするような運営、これをしっかりとやっていったことを見学させていただきました。

そこでお尋ねしますが、設置者、管理者、利用者はどのように設定するのか。それぞれの責任と義務についてお尋ねをいたします。といいますのは、この滑り台は何歳から何歳まで、この器具は親がついてないと使われませんかとか、いろんな仕様がありました。それらについて、設置者、利用者、またそれぞれの責任と義務について問います。特に、利用者についての指導は、責任と義務についてどのように教育していくのか。その辺りもお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

設置者、管理者、利用者の責任・義務についてお答えをさせていただきます。

遊具の危険でございますが、遊具側に欠陥がある場合、いわゆる物的ハザードと、利用者に危険の原因がある場合、人的ハザードということに分類をされようかと思えます。

市が設置いたしました公園の遊具管理につきましては、物的ハザードへの対応として、国の指針に沿った年1回の遊具点検の実施を中心に、定期的な目視、打診等の点検を実施いたします。また、遊具の腐食、変形、その他危険を発見した場合には、当然必要な措置を講じながら遊具の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

また、人的ハザードに対しましては、利用遊具の説明看板を設置いたしまして、遊具の適切な利用というものを促して、安全の啓蒙に努めますとともに、保護者や地域の方が、子どもの遊びや遊具に対して関心や見守りを持っていただき、より安全性の高い公園となるようお願いしたいと考えております。

建設中の児童公園については、当面の間、市直営で維持管理を行ってまいりますけれども、公園全体を監視できる防犯カメラの設置などにより、

公園内の安全性を高めて適切な維持管理を行ってまいります。地域の公園につきましては、地域づくり活動センターをはじめ、地域関係者の御協力によりしっかりと維持管理をお願いしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

地域活動センターは、完全に3つの器具が入るということですか。1つの場合もあるということだけお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

原則3つの遊具というもの、先ほど申しましたものを考えておりますけれども、その他の遊具、あるいは健康遊具との組替えも可能となるよう計画はしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

質問はいたしません。

私が義務と責任と言いましたのは、公園を設置するのに、何かにかけて、何かの事故があったときの責任を明確するために、設置者、管理者、そして利用者、これについてのことを、やはり使用する側、設置者、管理者に対して、そして利用者はこうしたらいかんよと、そういう義務とか責任だとか、そういうものをしっかりと打ちつけて、そして、公園運営に当たっていただきたい。これは将来、多分どっかであると思えます。ブランコでも親子が乗ったり、7メートルのところ、今度高学年と低学年あるんですが、それでも、高学年のところ、低学年が乗って落ちたとか、そういう問題も出てくると思うんです。その辺りの仕様をしっかりとやって運営をしていただいて、立派な公園運営にさせていただきたいと、かように願いまして一般質問を終わります。

○小玉議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時 59分）

○小玉議長

再開いたします。（再開 午前10時 15分）

次に、15番二宮一朗君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

公明党の二宮一朗でございます。

議長より許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

久しぶりにマスクを外してさせていただきますのでよろしくお願ひします。また、先ほどの酒井議員と同じように、こちらの椅子を使用させていただきますので御了承のことよろしくお願ひします。

いよいよ来月から地域づくり活動センターがスタートいたします。これまでの間、市民検討委員会や三瓶の分館制度分科会の皆さんの熱心な議論等を積み上げてまいりました。そして、その結果で今日があること、また、将来にわたり持続可能な住民自治を目指して地域づくり活動センターがスタートをすることを確認して来月を迎えたいと、そういう思いで質問をさせていただきます。

まず最初に、地域づくり活動センターですけれども、4月からスタートできる体制について、センター長や地域任用職員について、27の地域全てで準備ができていますのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

組織体制についてお答えをいたします。

これまで地域づくり活動センターについて、市民の皆様へ御説明させていただき、その主体的な活動を担っていただく市内27の地域づくり組織の皆様へ、地域任用職員の雇用をはじめ、様々な依頼をさせていただいております。

市も初めての試みであり、手探りの中での取組であることから、準備においては配慮が不十分で行き届かなかった点もあったかと思ひます。

そのような中におきましても、各地域では、センター化に向けた検討組織を立ち上げていただき、多くの検討や協議を重ねていただきましたことを

この場を借りてお礼を申し上げます。

さて、各地域の準備状況でございますが、センター化における一番の課題でありました地域任用職員の雇用ですが、令和2年度から狩江地区の地域任用職員の試験運用をはじめ、現在では12の地域で先行して地域任用職員を配置していただいております。

また、新年度から地域任用職員を配置する地域におかれましても、既にほとんどの地域が地域任用職員について内定済みであると同っており、着々と準備が進められております。

また、センター長の地域の推薦につきましても、現在21の地域から推薦をいただいております、4月1日から全ての地域に必要な人員が配置されることとなります。

そして、センター化に合わせまして、各地域でも各種団体の組織の在り方や運用の見直しが進められているようです。

各種団体におきましては、役員重複や担い手の問題を解決するため、組織の統廃合などの組織再編に着手をした地域もあるようでございます。また、区や団体役員任期など統一されておられませんので、年代わりから年度代わりで見直すなどの取組が、このたびのセンター化が、各地域の在り方を見直す機会となっているようです。

4月1日から西予市は新たなスタートを切ることになりますが、あくまでもスタートでございます。

これから地域づくり活動センターを運用しながら、目まぐるしく変化する社会情勢や人口減少社会に順応をすることのできるまちづくりを目指したいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

おおむね大丈夫というふうな答弁でしたので安心しております。

27の活動センターですけれども、我が地域をこれからどうすればいいのかと、向かうべき方向性というのは定まっているのか。これまでの地域づくり組織の活動においては、多少温度差があった

ように理解しております。

今の時点でですけれども理事者の認識をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

活動センターの方向性についてお答えをいたします。

地域づくり活動センターは、人口減少社会において、地域を現場で支える仕組みを構築し、地域づくり活動をより支援することを目的としております。

ただし、地域で抱える課題は様々であり、同じ課題があったとしても、課題に対する取組の手法はその地域の特性によるところであります。

これからの地域では、センター職員と地域任用職員とが連携をし、センターがやるべきこと、センターにしかできないこと、地域でできること、センターと地域が協働してできることなど、双方の役割を認識しながら地域課題に対して互いに向き合っていきたいと考えております。

各地域づくり組織では、5年、10年後の地域の未来を描き、地域づくり計画書を提出していただいております。このたびセンター化を迎えるに当たりまして、新たな計画書を提出していただくこととしております。

地域づくり計画書は、地域の課題や魅力に対してどう取り組んでいくか計画に示されるものであります。地域が目指す方向性は、これからも地域内で話し合いがされ、共有されるものであると考えております。例えば、自分たちの地域は地域づくり活動に重点を置くのか、これまでの公民館で実施してきた生涯学習をさらに発展していくのか、こういった方向性について、センター長の諮問に応じて、15名以内で構成されますセンター運営委員会で話し合いの場を持つことができるようになっております。地域の多様な考え方を反映した形で、活動センターの方向性が定まるものと考えています。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今の御答弁にもありましたけれども、センター職員と地域任用職員との連携についてですけれども、行政職員と地域採用の職員、ここがうまく連携をできるのかどうかと、行政事務や行政の当たり前ということを押しつけをしてはならないというふうに考えておりますが、その点いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

地域任用職員の配置につきましては、令和2年度から試験運用により実施をしておりますが、公民館職員（センター職員）と地域任用職員（地域づくり組織）による関係は良好であり、むしろ地域づくり活動の推進、連携が図られていると伺っております。

今後におきましても、センター職員と地域任用職員が連携、協力がとれる関係を築いていきたいと考えております。

また、地域任用職員は市の職員ではございませんので、行政業務を携わることはございませんし、事務の流れなど行政の仕組みを地域づくり組織へ押しつけるといったこともございません。

それぞれの立場を理解して、地域の合意形成のもと、地域づくり活動を推進していただければと思います。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

おおむね良好ということでもいいんですけれども、今も言われましたように、地域任用職員の方は行政職員ではありませんので、一方では、地位の不安といいますか、そういうものも抱えておられるのではないかなというふうに思います。そういう点をしっかり考慮してあげた連携というものを望みたいなと思っておりますのでよろしくお願いたします。

次にですけれども、住民の認知度についてお伺いをいたします。

いよいよというこの3月に来て、地域住民の

意識ですね、意識が活動センターに対してどのような認知度があるのか、そういうことはどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

住民の認知度についてお答えをいたします。

地域づくり活動センターの市の構想を、令和元年度の市政懇談会で初めて市民の皆様にお示しをしてから4年目が終えようとしております。

これまで、広報紙をはじめ、西予ケーブルテレビでの行政情報番組、地域づくり活動センターだよりなどを発行し広報には努めてまいりました。

また、これまで地域づくり組織の皆様が中心となって、センター化に向けた検討組織を立ち上げていただき、センター設置に向けて協議を重ねていただいておりますが、地域住民の中にはまだ十分にご理解をいただけていない方がいらっしゃるかと認識しております。

今後も引き続き、広報紙をはじめ様々な媒体を活用して本事業の取組について広報活動に努めていきたいと考えております。

そして、令和5年4月に地区公民館が地域づくり活動センターとして稼働していく中で、これからのセンターがこれまでの地区公民館以上に市民の皆様によりどころとなるよう、地域の皆様の活動を支援し、行政サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

よその市では、こういう今回の西予市の制度改正的な大きな取組をした場合に、住民アンケートというものを取り組んでいるところがたくさん見当たりました。西予市においても、今はスタートしてすぐですけれども、割合早い段階で、住民の皆様さんの意識アンケートというものをしているかどうかと思うんですけれども、お考えはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

今議員から住民意識のアンケートについてご提案がありました。実施時期も含めて検討させていただいたと思います。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

次に、人材育成について御質問をしたいと思っております。

27の組織がスタートできるためには人材育成やリーダーシップについて、これまでの一般質問で何度も質問をさせていただきました。

地域づくり組織の取組については、団塊の皆さん、当時ですね、団塊の皆さんが参画していただくことが重要ではないかと。これはこの活動センターにおいてではなくて、地域づくり交付金がスタートした時期からそういうことを申し上げて、本当に団塊の世代の経験豊かな皆さんが定年を終えて地元に戻ってこられた。この人材を活用すべきではないかということをやっと言い続けてまいりました。

やっこここのスタートを迎えるんですけれども、団塊の世代の皆さんが、残念ながらと言ったら怒られますが、後期高齢者の域にちょっと入ってしまった感がありますので、そこが今、やっぱり私が心配するリーダーシップなので、何度も今回質問をさせていただいたんですけれども、今の現状認識、人材育成とかリーダーシップについてどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

人材育成の成果と現状、地域のリーダーシップについてお答えをいたします。

これまで、市民検討委員会や令和3年度に開催いたしました市政懇談会においても、多くの地域で地域任用職員の人材確保に対する不安の声をいただきました。そして、人材育成の取組について強く御要望もいただいているところでございます。

市では、これを受けまして、令和3年度より地

域人材を育成することを目的として地域人材育成セミナーを開催しております。受講生には、各地域づくり組織からの推薦枠を設け、当セミナーを積極的に活用していただいております。

セミナーでは、会議の進め方などファシリテーションのスキルやSNS等を活用した情報収集の発信、仲間の集め方、やりたいことを実現する手法などについて学び、さらに、学びの場だけではなく、多様な意見を持つ受講生同士の交流やつながりづくりの場にもなり、地域を巻き込む人材の育成に努めてまいりました。

これまでの2年間で94名の方が受講をしていただき、現在、先行して地域任用職員として活躍されている方のうち10名がセミナーの受講生です。今年度の受講生の中からも、令和5年4月から地域任用職員として地域づくり組織から雇用される方もおられるようです。少なからずお役に立っていると感じております。

また、これまでの受講生につきましては、受講だけで終わらせることなく、受講後の支援として受講生同士のネットワークを構築し、受講生が相互に情報交換を行いつつ、市からの情報提供も継続して行っております。

セミナーの開催を通じまして、地域の垣根を越えて楽しみながら地域づくりを行う人が増え、個人の思いを具体的な形にする取組も見えはじめたところです。

これまで、地域人材の育成につきましては、地域発「せいよ地域づくり」事業における地域づくり活動の中で、それぞれの地域を牽引するリーダーとなる人材が育成されてきました。

セミナーにも、団塊の世代に該当される方を含めて、多世代の参加者に受講をしていただきました。

議員御指摘のとおり、これまでに豊富な人生経験を積まれた団塊の世代の方にますます御活躍をいただくとともに、年齢・性別を問わず多様な人材が地域づくりに参画いただくことが重要であると考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

センターがスタートをしているいろんな事業をしていく中で、また、先ほど言われました、私も言いましたけれども、団塊の世代の方や今まで余り関心がなかった人も取り込めるというか、参加していただけるように、そういう努力をしていただければなと思っておりますし、願っております。

次に、事業についてですけれども、事業のPDCAサイクルについてですが、センターが行う事業について今までと同じような事業を行うのか、一度白紙に戻して取り組み事業を決めていくのか。そして、事業の検証や次につながる見直しなどPDCAサイクルと言われるようなことをどのように行っていくのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

まず、行政側のPDCAサイクルについてお答えをいたします。

地域づくり活動センターでは、センター長がセンターの活動方針を地域の運営委員会に諮問をし、委員会の御意見を参考にセンターの年間活動方針を決定されますことを市としては想定しております。

センターごとに、これまでの公民館活動を継承して生涯学習に重点を置いた活動方針、福祉に重点を置いた活動方針、地域づくり活動への支援へ重点を置いた活動方針など、地域の特性に合わせた計画が話し合いにより決定されていくこととなります。

御質問にありました同じ事業を行うのか、一度白紙に戻すのかということにつきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、センター長により方針が定まるものとなります。

市としては、センターの運営に対して一律的な方針を定めるものではありません。センターごとに検討された地域の考え方を支援してまいります。

また、センターの運営委員会では、折を見て事業の振り返りをしていただき、反省点を次回の計画に反映することや次年度の予算要求に反映されることを市としては想定をしております。

次に、地域づくり活動におけますPDCAサイクルについては、各地域の地域づくり計画書に基づいて、手上げ型交付金や基礎型交付金を活用し

た年間事業が実施をされております。各地域で実施された事業を見直しして、翌年度の事業計画を立てられるサイクルとなっております。

また、地域づくり活動によって得られた収益は、次年度以降の活動の財源として予算に反映することができるため、PDCAサイクルの好循環が生まれ、更なる地域の活性化につながるものと期待をしております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

今の御答弁でも、最後に予算の話が出ましたが、センターの予算について質問させていただきます。

今回の3月議会での当初予算において計上されておりますセンターの予算について、積み上げてきた内容について、どのようになっているのかをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

センターの予算についてお答えをいたします。

令和5年度当初予算案においては、まず、総務費の地域振興費において、地域づくり活動センター推進事業として1億9653万2000円の事業予算を計上いたしております。内訳といたしましては、地域づくり組織に対して交付をする交付金1億9000万円のほか、地域づくり人材を養成するための人材育成のセミナーの開催経費、地域づくり組織の活動を側面から支援する地域担当職員の勤務手当等でございます。

次に、センターの維持管理経費などについては、総務費の総務管理費におきまして、地域づくり活動センター費として1億5642万円の予算を計上いたしております。主に会計年度任用職員であるセンター長と事務職員の人件費、施設の維持管理経費となります。

次に、生涯学習の推進経費につきましては、教育費の社会教育費において、生涯学習推進費として1325万3000円の予算を計上いたしております。各センターで生涯学習を推進するための経費となっております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

前の答弁にもありましたけれども、地域づくり組織による営利活動ですけれども、そこで得られた収益、それを次年度以降の活動の財源として活用することができるというふうな答弁がありました。

市の交付金で行った事業から生まれた収益ですけれども、次年度以降の事業に活用する場合、市に対して計画や報告というのは不要でもいいのかどうかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

ただいまの質問にお答えをいたします。

交付金の決算書・予算書にて市への報告は必要になります。地域づくり交付金を活用した事業で収益を得た場合は、決算書の収入項目に利益が計上され、次年度にその利益を活用される場合は、支出項目に繰越金額の内容が計上されることとなります。

また、翌年度の交付金の交付申請時の事業計画に、収入として前年度の繰越金が計上されることとなります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

今の関連ですけれども、得た利益を、今年度、来年度、3年目、4年目、5年目と何年間かプールをしておいて、それをまとめた資金になったときに地域に何か役立てるような独自の事業を展開する場合については、どのような手続きになるのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

お答えをいたします。

地域づくり活動を通じて得た利益を積立てて、それを原資として、独自の事業を展開されることについては、市への報告は不要であります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

それと、今民間組織、先ほどの酒井議員の質問でも民間は活発に経済活動しているというふうなお話がありましたけれども、そういう民間活動、特に大企業とか、そういう資金が余裕にあるところ、そういうところとのコラボをして事業を行う場合、これも同じく不要ということでもいいのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

地域づくり組織が事業を実施される中で、民間組織と連携した各種取組を実施されることは多くあるかと思えます。

地域内の話合いにより決定された民間組織との連携については、市としては特に報告を求めるものではありません。

可能であれば、西予市内の事業所と連携を深めていただきながら、効果的な地域づくり交付金の御活用をお願いしたいと存じます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

また同じく、国とか県のメニューですけれども、これは地域づくり組織が直接コンタクトをとって行うことができるのかどうかについてもお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

まず補助事業につきましては、事業の実施主体が補助メニューごとに規定をされております。事業の実施主体が地域づくり組織等の民間団体であ

れば、直接国や県に相談することも可能であり、地域づくり活動センターとしてもその取組を支援してまいります。

国や県の補助対象団体が、市などの地方公共団体として規定をされている場合は、市を通して相談等をしていただくこととなりますが、この場合も、上級官庁への取次ぎなど、パイプ役として地域づくり活動を支援してまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

それと、今、流行りというたらあれなんですけれども、地域づくり組織の事業をクラウドファンディング等で行うことができるのか。また、その地域づくり組織に寄附を受けることができるのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

お答えをいたします。

クラウドファンディングや寄附の受入れなど、地域づくり組織が事業を実施することについて特に問題はございません。財源を確保するための手段の一つとして、地域内での話合いを進めていただければと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

もっともっと細かく言えばたくさん聞きたいことはあるんですけれども、地域づくり活動センターが目指すものは、行政主導による行政サービスではなくて、地域と行政が協働をできることであります。

スタートに当たり、行政がいかに市民目線で地域と向き合えるのか、ここが重要ではないかと思っております。行政の当たり前が、市民の当たり前ではないことがたくさんあります。私も議員をやらせていただいて 15 年になりますけれども、そういうところはたくさん感じてきました。やっぱ

協働という、また、今から先の人口減少を見据えたこの西予市の骨組みを変えるようなこのスタートにあたり、やっぱ行政職員から、言うたら子育てで子ども目線になるときに、しゃがんで保育士さんがしゃべられるような、そういうスタンスで地域づくり組織に向かい合っていたきたいと。行政の組織が住民の非常識にならないことを切にお願いして、次の質問に移りたいなと思っております。よろしく申し上げます。

次に、人口減少についてであります。

人口減少については、昨年発表の人口動向調査結果で 2060 年の人口が示されました。今議会でも再三議題にはなっておりますけれども、何もしなければという注釈がありまして、西予市では 2060 年 1 万 2000 人を下回るという結果となっております。

そこで、何もしないわけにはいかないの、今回はその中で 3 つ質問をさせていただきますのでよろしく申し上げます。

まず、今回の地域づくり活動センターでも、地域で考えるということを求めているわけですが、その中で、市の職員についてはどうなのかというところを最初に質問をさせていただきます。

定員管理計画ですけれども、定員管理計画につきましては、計画策定後の一昨年 12 月議会でも質問をさせていただきました。

策定時も、当然人口減少を視野に入れた計画ということを理解しておったわけですが、昨年の発表を聞いて、改めて今後の計画を見直す時期、またその考え方についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

定員管理計画につきましてお答えをさせていただきます。

定員管理計画につきましては、行政が担うべき役割の明確化とともに、再任用制度、定年延長制度の運用、また今後の新規採用職員の任用、これらを的確に把握した上で、市民生活に不可欠な行政サービスを持続的かつ安定的に提供し続けるため、令和 3 年度から令和 15 年度までを計画期間としまして計画を策定いたしておるところでございます。

令和 5 年度の人員配置につきましては、支所及び教育委員会の組織再編に伴い、業務の一部を本庁へ集約するとともに、教育委員会の業務の一部を市長部局へ移管、またライフラインの維持管理、減災・防災対策、地域自治組織との連携など、人命に関わることや地域密着の行政サービスにつきましては、その拠点となる各支所及び地域づくり活動センターで対応することといたしております。そうしたことから、新たな組織に沿った適切な職員配置を行うことといたしております。

令和 6 年度以降についてでございますが、頻度の低い業務でありますとか専門性の高い業務につきましては、本庁に一括して対応し効率的に運用をしていくということ、また、あわせて部・課・係など、統合を含めた組織再編による行政のスリム化に取り組むことで、令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間で、段階的に職員を 50 人程度削減してまいりたいということで考えております。

なお、この定員管理計画につきましては、2 年に 1 回見直すことといたしております。まずは、ICT の活用などによりまして業務の本庁集約化と働き方改革による業務の効率化、今後の人口減少を踏まえた行政のスリム化に取り組んでいく中で、正職員、再任用職員、また、会計年度任用職員を含めた適切な人員配置を模索してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

一昨年の 12 月の質問のときの答弁ですけれども、所属を越えた連携による業務遂行が可能となるような業務の状況に応じた兼務や任命の発令をし体制を整えていきたいというふうな御答弁がございました。

ちょうど今日が内示と聞いておりますけれども、今回の人事異動において、そういうことが反映をされているのかどうかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

お答えさせていただきます。

今回の人事異動といいますか、今回の組織再編におきましては、今ほど議員がおっしゃられました新しい所属を越えた連携がとれる業務遂行が可能となるような体制ということで、その顕著な一例としましては、地域づくり活動センターの運用ということが挙げられようかと思えます。地域づくり活動センターに配置されました職員は、部局を越えた広範な行政事務に関しまして、窓口対応を主といたしまして担任することを予定いたしております。令和4年度におきましては関係各課で対象業務の調整を行ってまいりました。令和5年度の組織再編、人事異動に際しましては、こうした点に配慮して行っております。

今後、人口減少時代が続くと見込まれる中で、職員数も限られてまいりますので、その中で体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございました。

次に、職員の働き方改革についての考え方をお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

国におきましては、社会情勢に即した行政課題への対応に加えまして、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態の公正な待遇の確保などを図ります働き方改革の取組を推進いたしております。

その一方で、人口減少が本格化し、社会・経済環境が大きく変化していく中で、行政課題や行政へのニーズがますます多様化、複雑化しており、職員への業務負担は増加しているという状況でございます。

このような中で、職員数を全体的に段階的に削減していく、効果的で質の高い行政運営を実現するためには、必要とされる業務の精査、そして、効率化、業務量に対する適切な人員配置は当然でございますけれども、やはり職員一人ひとりの意

欲向上が必須と考えております。そのためには、職員が生き生きと働ける職場環境を実現するためのワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方改革が重要となってまいります。

加えまして、職員数が減少する中でも、多様な働き方を推進し業務を効率的・効果的に展開をするため、令和4年度におきましては年間を通じて早出・遅出勤務制度を開始いたしております。また、令和5年度からになりますけれども、サテライトオフィス勤務制度を新たに導入する予定いたしております。加えまして、必要に応じたプロジェクトチームの設置、そして、兼務・併任辞令の発令など、所属を越えた横断的連携による業務体制づくりも必要と考えておるところで、これらを総合的に進めていくことで、行政サービスの維持を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございます。

人口が減ったからといって同じように職員を減らさないかということではないと私は思っております。やっぱり住民サービスということが第一義であって、その中でいかに効率的な職員構成にしていくかということが今から求められるのではないかとということで、今の答弁にありましたようにしっかりお考えはいただいていると思っております。

私も今回質問するに当たりちょっといろいろ見ておりましたら、人口減少時代の自治体職員像というのが首都大学東京大学院社会科学部教授の大杉さんという方が出されておりました。その中を見ておきますと、人口減少時代の自治体職員像について、文書の中には、現場実践力と政策企業力が求められること。また、庁内の組織の縦割り、近隣自治体間、行政界、国と地方の役割などを越境する自治体職員が必要ではないかというふうなことがあり、読んでいて確かになど、こういう職員がいたらすばらしいやろなというふうに感じました。

それで、西予市の中でというか、今何が求められるかというか、必要かということをお自分なりに

考えたときに、今、職員ここ近年ですけれども、技術職員とか専門職員というのがやっぱり少ないというのは感じております。

そこで、人事異動に口出しするつもりはありませんけれども、例えば今まで3年で回していた4年で回していったところを、何人か希望者とか、得意そうな人がいたら、2年、3年長めにしてみても、専門家的な人を増やしていくということが必要になるんじゃないかと思うんですけれどもそういうお考えはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

専門性の高い職員の育成ということになるのかと思いますけれども、行政課題が高度化、複雑化している中で、職員の専門性は今まで以上に求められるといったことは当然想定されるところでございます。

当市におきましては、高い専門性を求められる業務分野につきましては通常一般の事務であれば3、4年での異動を基本といたしておるところ、その職員の適性等も鑑みた上でございますが、5年以上の中長期間異動を行わず、その間のスキルの向上また経験を積み上げることで業務の効率化、合理的な推進を図ることといたしております。

今後も、職員の養成とその配置につきましては、社会的ニーズの動向等も踏まえまして取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

既にやっておるといふ答弁やと思うんですけれども、ちょっと弊害となつたらいかんので、余り長過ぎると弊害みたいなのところもちょっとありまして、どうかと思うところもありますので、そのところは塩梅をうまくやっていただけたらと思っておりますのでよろしくお願い致します。

それでは次に、ICTの活用についてですけれども、これについても過去にも何度かICTやAIを活用してはどうかということを質問させていただきましたけれども、改めて今回、今の職員の

働き方とかを質問するに当たり、もう一度考えをお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

ICTやAIの活用についてお答えいたします。まず、ICTを活用いたしました行政事務の事例といたしましては、電子決裁、ノートパソコン等を用いた会議等によりペーパーレス化の推進を図ることができ、複合機の印刷枚数で言いますと、令和2年度に比べ、令和3年度は約65万枚の削減となりコストの削減を図っております。

また、オンラインの会議システムにより、どこでも協議打合せができるため、移動時間の削減、燃料費の削減効果等につながっております。

さらに、ICT化により意思決定のスピードも向上させることで、解決に要するコストの削減だけでなく、市民の皆様へのサービス向上にもつながっているものと考えております。

次に、AIを活用いたしました行政事務でございますが、チャットボット、議事録作成等があり、これまで職員が考えて答えを出していたものがコンピューターにより対応が可能なものとなってきております。具体的事例でいきますと、現在、音声データを文字データに変換する議事録作成のシステムを導入しており、議事録作成の時間の削減を図っております。また、愛媛県と県内市町の共同で行っております行政手続きのオンライン化に関する窓口の申請に関しましても、AIを使用して手書き申請書をデータ化する事業に西予市としても参画をしております。

現在、AIにつきましては飛躍的なスピードで性能が向上しております。今後ますます行政事務においても活用が期待されることから、コストとのバランスを鑑みながら、市民サービスの向上につながるものについて導入検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

先ほど答弁の中にあつたチャットボットですけれども、兵庫県三田市ではA I と L I N E を使用した 24 時間の質問受付の自動応答システムを活用していると。また、北海道の室蘭では、これ以前も質問のときに言いましたけれども、車載カメラを画像解析して、道路のひび割れとか損傷状況の可視化をして優先順位をつけているとか。また、婚活支援センターにおいては相性診断とかマッチングアプリ、こういうので価値観や希望項目をすり合わせて紹介するとかそういうふうな自治体も実際にございます。

今、答弁のあつた最後に、コストとのバランスというのがありましたけれども、コストのバランスは当然なんですけれども、財政が厳しいことありきで考えるとなかなかA I を活用するということが進まないと思いますので、ぜひそのところは積極的な活用をお願いしたいなと思っております。

次に、子育て世代について質問させていただきます。

1 番の西予市子育て世代の取組につきましては、昨日、佐藤議員が質問をされまして、その答弁でおおむね私自身は理解をいたしましたので、重複しますので今回割愛をさせていただきます。

2 番の子育て世代の移住定住について、人口減少を緩やかにするためには出生率を上げることというのは必須であり、したがって子育て世帯が増えるということが求められるものであります。

国においても、岸田総理の次元の異なる少子化対策を最重要政策としてというお話があり、今国会で議論をされていると認識をしております。

この福祉政策とか子育て政策を国が行うということは本当にありがたいことで、私が今までいろんな福祉の質問をしたりしたときに、当時の市長、今の市長もそうですけれども、の答弁でも国がすべきこととか国がしてほしいとかいう答弁がたくさんありました。

今その時代がやっとな追いついてきて、今、それになろうとしております。それはそれでありがたいことで本当にいいことだなと思っておりますが、一方で、今回のこの移住定住で西予市に子育て世代を取り込もうとしたときに、国全体がそういうふうになってしまったら差別化ができない。西予市に来るメリットというのが見当たらないというふうになります。

そこで、西予市の特色を出すために何か施策はないのかどうか。例えばですけれども、西予市ジオパークの特性を生かした山村留学をこの地域づくり組織とカップリングして何かできないのかとかね。また、給食費の無料化とか、以前も質問しましたけれども病児病後保育所を増設していくとか、そういうふうなことが考えられるのではないかなということが私の中ではあるんですけれども、市の考えというのを伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

子育て世代の移住定住への取組についてまずお答えをさせていただきたいと思います。

子育て世帯や出身者等の移住促進を図ることを目的に南予子育て移住促進協議会を設立し、協議会での情報共有や大都市圏での移住相談会なども行っております。そして、移住体験機会の提供として、移住体験オーダーメイドツアーの受入れを西予市では5世帯行っておりまして、魅力ある暮らしの情報発信として、県の移住ポータルサイトでの専用ページの立ち上げや、いろんな移住情報専門誌やウェブサイトへの掲載なども行っているところであります。

県のほうでも令和5年度では、大阪での移住コンシェルジュの配置や県内自治体と連携した大型移住フェアを今まで実施していたフェアにプラスして開催するなど、移住交流の促進については推進していく予定と聞いておりますので、本市としても広域連携の中でしっかりとPRを行っていきたいと思います。

次に、定住への取組として、移住者住宅改修支援事業においては、県外からの移住者が行う住宅改修等に要する経費について200万円という限度はありますが、補助しております。子育て世帯については限度額400万円内の支援としているところでございます。

また、令和5年度から、子育て世帯を対象に定期借地権付きの土地の貸付けや住宅取得応援金、せいで子育て応援金の支援を行いまして、この本市の地理的な優位性も鑑みながら、移住・定住を促進させて取組を始めたところであります。

このように子育て世帯に向けた支援制度や来年度から始まるせいよ将来人口究明&対策プロジェクトでの各種支援制度については、いろんなフェア等でチラシを配布するなどしながら、引き続き子育てに優しい西予市のPRに努めてまいりたいと思っております。

先ほど議員が山村留学について御質問がありましたので、それについてお答えしますが、子育て世代にとりましては学校における教育環境が移住を選択する上での重要な選択の一つになると考えております。

本来、山村留学は、留学生が豊富な自然体験を行い、自ら生きる力を育てることを目的とした教育制度であります。留学生やその家族との交流を通じて、地域住民や子どもたちがふるさとのよさを再発見するという側面的な効果もあると考えております。

山村留学には里親方式、そして寮方式、学園方式、家族方式など様々な形態がありますが、交流・関係人口の増加、さらには、子育て世代の移住定住の促進の観点を見ると、家族方式が即効性のある一つ的手段ではなかろうかと考えております。それに合わせまして、現在西予市が進めております移住定住促進の取組を考えると、さらに西予市独自の方法を考える必要があると、このように思っております。

学校においては、平成29年に文部科学省から発出されました通知「地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について」というのが示されております。移住を検討している家族については、区域外通学が認められるなど移住定住への協力を行うことが可能でありまして、地域づくり組織と連携した移住体験などを合わせて行うことでそういうことが可能であると、その手だての一つであると考えております。

これは平成28年から徳島県で始まったデュアルスクール制度と呼ばれるもので、この制度というのは全国に広がっておると聞いております。

このように、山村留学の取組が、子育て世代の移住定住につながり、また、学校生活を西予市で過ごした児童生徒が、卒業後も西予市を第二のふるさととして将来にわたり関係を持っていただく。関係人口、そして交流人口が増加し、ひいては、地域活性化につながっていくのではないかなとそ

のように思っており、一つの手法であるということは十分に言えると考えます。

今後、西予市の特性を生かした独自の取組が可能かどうかを含めまして、教育委員会と一体となりまして調査研究を進めていきたいと、このように思っております。

また一方で、市内の学校で行っておりますジオ学習を充実させて、四国西予ジオパークの特性を生かした魅力ある学校づくりを発信したり、地域づくり組織による地域の魅力化、ジオの魅力も大いにアピールしたりすることによりまして、子育て世代の移住促進を強力に進めていきたいと思っております。

そして、給食費の無料化についてでございますが、このことにつきましては、令和4年第4回定例会において、和気数男議員からの一般質問に御答弁を申し上げたところであります。

憲法26条における義務教育の無償化については、授業料及び教科書の無償ととらえております。現時点においては、学校給食法第11条及び同法施行令で示されている学校給食の運営に関する負担の原則どおり、人件費や施設整備費につきましては、設置者であります市が負担し、食材費については、引き続き保護者にご負担をいただきたいと考えております。

また、病児保育の増設につきましては、令和4年第2回の定例会一般質問において、二宮議員に御答弁申し上げたとおりでございまして、やはり専門的な知識や経験を持った看護師や保育士の人員配置が必要でございますので、現段階で増設することはなかなか困難であると考えています。

なお、今後の国の動向や社会情勢を十分に注視しながら、子育て支援や教育環境の充実に努めてまいりたいと思います。

長くなりましたけれども答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君、残り時間5分を切っておりますので、次の質問に入れません。

○15番二宮一朗君

もう1点スポーツ振興について予定をしておったんですけれども、今の「チン」が鳴りましたので、残念ながら答弁はいただけないということな

んですけども、最後の趣旨だけちょっとお伝えしたいなと思っております。

今回のスポーツ振興については、昨年のワールドカップ、皆さんも記憶に新しいと思いますけれども、その興奮は今も残っております。このスポーツというのが、人の気持ちを高揚させるとともに、人と人の気持ちをつなげるという効果というのが絶大なものであると考えております。

コロナ禍において、市内のスポーツイベント、学校の運動会等もそうだったんですけども、中止をされたりしました。運動会は今、再開をしましたが、市内においてはまだまだスポーツイベントの復活というのは見られないというふうな中で、今回の地域づくり活動センターとそういうのがスタートするに当たり、それをもう一度、市民の皆さんのスポーツ意識を高めて、気持ちを豊かにしていただくということをお願いしたいということと、今の移住定住もありましたけども、今野村ダムマラソンでやってるようなああいう市内、市外、県外にアピールできるようなイベントにおいて、西予市に注目してもらうようなイベントができないかどうかというところを質問したかったわけですけど、機会がありましたら、次にまた答弁ということで、教育部の皆さん大変申し訳ございませんでした。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○小玉議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 13 分）

○小玉議長

再開いたします。（再開 午前 11 時 25 分）

次に、7 番河野清一君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

○7 番河野清一君

議席番号 7 番河野清一であります。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書、会議規則、申し合わせ事項に基づいて質問をさせていただきます。

本日は、毎回質問されております先輩議員 2 人の後であります。本日トリということで、久しぶりの一般質問登壇であります。緊張しておりますのでよろしくお願ひしたらと思います。

まず最初に、林業振興についてであります。

西予市は、皆さんも御存じのように、面積の 75% が森林であり、県内屈指の林業地であると思っております。森林は、地球温暖化の防止、国土の保全、水源涵養など多面的な機能を有しておりますとともに、地域の安全、安心な暮らしや地域経済の発展、活性化などを支える重要な財産と考えております。

その財産である森林の管理をする上で、重要な振興策について質問をいたします。

森林組合、エフシー等の認定林業事業体につきましては、国・県の補助事業いろいろあると思いますが、それ以外の個人、グループ等で作業されている林家に対する支援事業は何があるのか、まずお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

お答えさせていただきます。

森林組合を含む認定林業事業体以外に対する支援事業でございますが、国、県、市それぞれにございます。

まず、国庫補助事業といたしまして、美しい森林づくり基盤整備事業がございます。西予市では、当事業を林道整備事業に活用しておりますが、令和 5 年度から森林整備事業にも取り組みます。

次に、県単独事業といたしましては、自伐林家支援事業がございます。こちら森林整備に対する補助となりますが、県への直接申請となります。

それから、市単独事業といたしましては、令和 2 年度より西予市次世代森林産業体制整備事業費補助金として、西予市の自伐林家ネットワークに所属している方に対しまして、安全対策用具を購入する際に要した経費に対する補助がございます。これはソフト事業でございます。令和 4 年度からは、西予市次世代森林整備対策事業費補助金として、森林所有者または森林所有者から森林経営の委託を受けた者に対し、森林整備及び森林整備と一体となった路網整備に対する支援を行っております。これはハード事業となります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

○7番河野清一君

今の答弁の中に、令和4年度から実施されている補助事業、西予市次世代森林整備対策事業費というのがありましたけれども、その内容について再質問したいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

補助金の内容について答弁させていただきます。

国や県の補助対象とならない森林経営計画を樹立していない森林整備や森林経営計画を樹立している施業地までのアクセス道の補修に対する助成で、森林整備の計画がある施業地への作業道開設や生コンなどの原材料支給費補助、林道の維持管理補助を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

○7番河野清一君

個人あるいはグループで作業されている林家の方に、今、材はいいという状態ではない、また下がってきておる状態じゃなかろうかと思えます。そういった補助事業を有効活用するように周知徹底をしていただけたらと思えます。

次に、森林経営管理制度についてであります。

今まで何人もの議員が質問されておりますけれども、令和3年9月に井関議員の質問に対して「意向調査を566.35ヘクタール実施し、10.77ヘクタールにおいて経営管理集積計画を策定し、森林環境林整備を実施している。」との答弁でありました。

その後の進捗状況をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

森林経営管理制度についてお答えさせていただきます。

森林経営管理制度につきましては、法律の施行されました令和元年度から取り組んできており、令和3年度には、西予市における森林経営管理制

度の運用及び第1期西予市意向調査全体計画を策定いたしまして、令和12年度までに順次意向調査を行うこととしております。また、意向調査により、森林所有者から市へ委託希望があり、不採算林であると判断した森林につきましては、経営管理権集積計画を策定し環境林整備を実施してまいります。

この全体計画の特徴といたしましては、平成30年度に林野庁が実施していただきました航空レーザー計測データをもとに、本市で森林資源量解析を実施し、その結果から、森林整備が遅れていると判断した森林を対象として森林経営の意向を調査することとしているところでございます。これにより、森林所有者の方との意思疎通もスムーズになり、森林の現況を確認する件数の削減にもつながり事務効率の向上にも役立っております。

また、森林経営管理制度の現在までの取組実績でございますが、令和4年度までに意向調査を1,366.9ヘクタール実施し、そのうち経営管理権集積計画を29.14ヘクタール策定し、環境林整備を24.946ヘクタール実施しております。

なお、意向調査は令和3年度から計画に沿って遂行しており、全体計画の進捗としては約1割ですが、おおむね計画どおりに進んでおる状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

○7番河野清一君

意向調査は1割の進行であるけれども、計画どおりであるという答弁でありました。

意向調査に基づいて、その後の経営管理権集積計画、あるいは環境林整備等々に、計画どおりといたしますか、実施をお願いしたらと思えます。

続きまして、3番目でありますけれども、自伐林家等の育成状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

自伐林家等についてお答えさせていただきます。自伐林家の育成につきましては、令和2年度に

自伐林家ネットワークを立ち上げ、チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育の実施や安全装備への支援を行ってきております。また、森林整備に対する補助事業の新設に取り組んできており、令和5年度からは国庫補助事業となります。美しい森林づくり基盤整備事業に取り組むこととしており、国、県、市の事業により自伐林家の方の森林整備補助を行うことで経営の継続を支援していきたいと考えております。

林業の技術は特殊で高度な技能であり、それは、林業事業体にも自伐林家にも通じます。林業界全体での就業人口の減少を防ぐことが第一と考えておりますので、今後とも林業事業体だけ、自伐林家だけではなく森林林業全体での対策を続けて考えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

○7番河野清一君

答弁の中に、今年度から取り組む美しい森林づくり基盤整備事業というのがありました。

これはどのような事業ができますかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

美しい森林づくり基盤整備事業についてお答えさせていただきます。

西予市はこの事業を活用いたしまして、森林所有者が自ら行う森林整備のうち、間伐とそれに伴う森林作業道の整備につきまして、事業量に応じた補助を行うこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

○7番河野清一君

今年から実施していただきます美しい森林づくり事業、林家の方に周知徹底をしていただきまして、多くの整備ができることをお願いしとつたらと思います。

続きまして、4番目であります。

本年度、間伐材出荷促進対策事業を廃止し、木材価格安定対策事業を実施されております。

その狙いと目的、直近の実績をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

お答えさせていただきます。

御質問でございます今年度廃止いたしました間伐材出荷促進事業は、市町村合併前の旧城川町において、当時はまだ木も細く切捨て間伐が主流で搬出間伐が進まないことから、市場への出荷に対する費用補助として始まった事業でございます。しかし、現在は木も育ち、搬出間伐が主流となり、国の各種補助事業も変遷してきており、間伐材出荷促進事業につきましても見直しを行うことといたしました。

今年度新設いたしました木材価格安定対策事業は、木材価格が下落した場合にも山林所有者が安定的に森林整備を行えるようにするものでございます。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、木材価格が下がった令和2年度を除いた過去3年間の同月で最も安価な単価より1,000円以上下回る場合に、流通した木材に対して1立方メートル当たり1,000円を補助し、木材流通の安定化及び森林所有者の負担軽減により、森林林業の継続的な経営を図ることを目的としております。

これまでの実績でございますが、昨年からのウッドショックによる木材価格の高騰の影響もあり、今年度、令和5年2月までに対象となる月はございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

○7番河野清一君

今年度新設された事業、木材価格安定対策事業、対象になる月はなかったということであります。

ある林家の方と道で会ったときに話されたことがあります。私たち細々と材を切って出荷して、その出荷奨励というような感じで、今まで間伐材で補助をいただいていた。今年になってその楽しみがなくなったのよと言われる方もありました。

何とか前年までの補助事業のように出せば、補助対象価格が下がった場合にはいいかもしれませんが、なかなか下がる要素の今見えない状態ではなからうかと思っております。そういったことで再考をお願いしたらと思います。

続きまして、5番目であります。

公共施設等への市産材の活用についてでありますけれども、公共施設等の建設の説明の折には、いつも木材をふんだんに使って、温かみのある建物にしたいと理事者側から説明をされます。

過去2年間一体どれくらいの木材を使用しているのか。そのうち市産材の使用割合、市産材である確認はどのようにして確認されているのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

お答えさせていただきます。

御質問のありました公共建築物の木材使用量について、令和2年度が、野村町の野村保育所など8件で639.69立方メートル、令和3年度は、宇和町の一の瀬団地など7件で317.36立方メートルを使用しております。

また、市産材の割合は、令和2年度が95%、令和3年度が43%となっております。

確認方法につきましては、出荷番号で伐採者と所有者を管理している原木市場から、製材業者への購入証明及び製材業者から施工業者への納品証明などを請負業者が市へ提出し、市産材の使用量を確認しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

○7番河野清一君

令和2年、3年の実績でありますけれども、令和2年が639.69立米、令和3年が317.36立米で、市産材の割合は95%、43%ということでありました。

実際に2年間で建築しました公共施設の市産材の使用量が多い建物を具体的にお教えいただきたいのと、また、令和2年度が95%、令和3年度が43%ということでありましたけれども、その少な

くなった要因等も教えていただけたらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

お答えさせていただきます。

令和2年度の野村町の太田団地が、木材使用量280.5立方メートル全てにおいて市産材を使用しており、野村保育園が273立方メートルのうち245.7立方メートルの市産材を使用しております。

令和3年度の市産材使用量の割合が少ないことについては、木材使用量317.36立方メートルのうち、一の瀬団地の木材使用量が232.60立方メートルで、そのうち市産材使用量が69.86立方メートルでありました。一の瀬団地には、西条市で加工したCLTを143.22立方メートル使用しており、一度入札不調となったこともあり、工期内の市産材の調達・加工の調整ができず、やむなく県産材を使用したことが主な要因でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

○7番河野清一君

令和3年度一の瀬団地において入札不調というようなことで、工期が不足、そのために市産材の調達ができなかった。これにつきましては、後の質問でも関連しますので、後ろのほうで質問したいと思います。

次に、令和4年6月の信宮議員の質問に対しまして、森林環境譲与税についてでありますけれども「林野率が77.3%となり、令和3年度から譲与税が増額となっている。」と御答弁されております。

未活用の譲与税については基金として積立てられていると聞きますが、令和3年度末と直近の基金残高をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

お答えさせていただきます。

御質問の森林環境譲与税について、令和元年度から令和3年度末までに1億8134万円が西予市

に譲与され、3年間で9657万7000円を森林整備及びその促進に関する費用として各種事業に活用しております。

令和3年度末の基金残高は、利子収入を含め8476万4000円となっております。また、今年度は1億615万円の譲与を見込んでおり、1億1018万3000円を活用し、令和4年度末基金残高は、3月補正予算計上後で8073万2000円を見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

○7番河野清一君

基金残高8000万円という話でありました。そういった基金を活用しまして次の質問でありますけれども、将来における公共施設等建築用の木材をストックする考えはということであります。先ほども建築現場において工期内の市産材の調達ができずにほかの県内産材を使用したとあります。そういったときのために、この森林環境譲与税、少しでも活用してストックしておくお考えはないのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

公共施設等建設用木材のストックについてお答えさせていただきます。

令和3年度市内製材所の原木取扱量は14万2742立方メートルに対して、市内の素材生産量は5万4842立方メートルと取扱量の約4割ほどでありまだまだ不足しているため、ストックとして置ける量の確保が難しい状況でございます。

しかしながら、今後担い手を育成するなど素材生産量が向上し、供給側のバランスがとれれば、将来的には公共施設等の木材利用の促進の観点から、御提案のありました公共施設等建設用木材をストックするなど方策を立てて考えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

○7番河野清一君

今の答弁で、まだまだ市産材は不足している、原木市場の取扱いの4割ほどであるという話でありました。

林業事業者等々の育成もしていただきまして、市産材の搬出といいますか、原木の量の確保にお願いしたらと思います。まだまだ、西予市におきましては、今後、消防庁舎の建築、養護老人ホームの建築、また、宇和地区におきましては、小学校再編等に係る改築あるいは建て替え、さらに中学校もそのうち寿命が来るのでなかろうかと考えております。そういったときのために市産材をストックして備えておくという考えをぜひとも進めたいと思います。そのために、環境譲与税の活用を考えていただきたいと思います。

次に、城川における観光振興についてお伺いします。

前回、令和4年第4回定例会において、山本議員が、昨年4月に開館した四国西予ジオミュージアムに係る観光振興について詳しく質問をされました。その中に、ギャラリーしろかわについてないようでありましたので、今回私から質問させていただきます。

ギャラリーしろかわは、皆さんも御存じのように、旧城川町の時代に建設され、収蔵品を収集されたと聞いております。今年ギャラリーしろかわは30周年を迎えるに至りましたが、入館者数は年々減少していると聞いております。その推移をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

ギャラリーしろかわの入館者数の推移ということでございますが、ギャラリーしろかわが開館をしましたのは平成5年度でございますけれども、ここ5年間の入館者数についてお答えをいたします。

平成30年度が8,148人、令和元年度が7,805人、令和2年度1,723人、令和3年度4,445人です。特に、令和2年度と3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため施設を臨時休館したこともございまして、大幅な入館者減少となっております。本年度、

令和4年4月から2月28日までの入館者数は6,910人と回復傾向にあります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

○7番河野清一君

今年4月から2月末までの入館者数が6,910人、前年、令和3年度もコロナの関係があったかもしれませんが、1.5倍ぐらいに増えております。その要因について、分かっておれば御答弁願ったらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

令和4年4月にオープンをいたしました四国西予ジオミュージアムへのジオツアーなどの団体利用による増加に加えまして、令和2年から全国的にG・O・T・Oキャンペーントラベル事業が継続されたことや、令和3年から新型コロナウイルス感染症に対する行動制限緩和の取組等が相乗効果となり入館者の増加につながったものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

○7番河野清一君

次に、館内の収蔵品についてお伺いしたいと思います。

今回、開館30周年記念として、巨匠たちの集い～四季の彩り～と題し、横山大観、智内兄助、ノーマンロックウェルたちの絵画、その他多くの作品を展示されております。

しかし、収蔵庫には多くの収蔵品があると聞いております。いったい何点あって、その評価はどのようになっているのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

現在、ギャラリーしろかわで収蔵をしております美術品の総数は、寄贈をされたものを含めまし

て全体で610点ございます。内訳といたしましては、先ほどおっしゃいました横山大観の作品など日本画が32点、ノーマンロックウェルの作品など洋画が157点、陶磁器やガラス工芸品111点、ブロンズ像等の彫塑が32点、かまぼこ板の絵展覧会審査員の作品143点、その他リトグラフやデッサン等135点の多岐にわたる作品がございます。

また、作品の評価でございますが、購入時の金額が作品の評価額であると考えております。時代時代によって物の価値・評価等は変動する可能性はあるものの、現在でも購入当時の価値があるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

○7番河野清一君

寄贈されたものもあり、なかなか評価がしにくいのではなからうかと思っておりますけれども、再評価でありますけれども、時代時代で評価が変わるという内容の答弁もありました。そこら辺の考えはあるのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

収蔵品の再評価ということでございますけれども、収蔵品は、鑑定は評価の仕方や見方によってその評価が変わること、また、鑑定を行った際、作品の種類によって異なりますが、1作品当たり約2万円程度かかり、610作品全てを単純に計算いたしますと約1220万円と高額になることから、現時点では鑑定による再評価は考えていないというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

○7番河野清一君

テレビ等でも、なんでも鑑定団というような感じで、高額な評価が出る場合もありますけれども、なかなか収蔵品全ての再評価というのは難しいのかなと感じております。

ギャラリーしろかわ最後の問題でありますけれ

ども、ギャラリーにおきましては、全国「かまぼこ板の絵」展覧会、今年で 28 回目になろうかとしております。その展覧会の今後の取組、だんだん入館者数も減ってきて「かまぼこ板の絵」展覧会もマンネリ化がしておるのではなかろうかと思っております。

今後の取組、さらには、今回、開館 30 周年記念企画展を催されておりますけれども、今までもこのような展覧会を実施されたのか。また、今後とも計画があるのかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

まず、全国「かまぼこ板の絵」展覧会でございますが、同展覧会は、平成 7 年度に始まり、次回、令和 5 年の開催で 28 回目を迎えることとなりました。2 月 1 日から 4 月 20 日まで、現在全国公募を行っているというところでございます。

市内の皆様方だけでなく、全国のファンの皆様方に支えられてきましたこの展覧会をこれからも継続していく予定でございますが、新たに募集テーマや応募作品の部門を設定するとともに、SNS や新聞・テレビ・ラジオなどのメディアを活用した意識高揚の PR を図るなど、より多くの方に注目いただける展覧会にしたいと考えております。

続きまして、ギャラリーしろかわの企画展のこれまでの取組と今後の計画はという御質問であったと思いますが、収蔵品の展示に加え、せいよ子ども美術展、日本一短い手紙とかまぼこ板の絵のコラボ展、富永一朗先生の芸術漫画原画展、展覧会審査員の招待作品展、子規の俳句とのコラボ展など、ギャラリーしろかわでしかできない独自の企画展を開催してきたところです。

開館 30 周年を記念した企画展としましては、3 月 5 日まで、開館前のギャラリーしろかわを写生した当時の子どもたちの絵やノーマンロックウェルなどの作品を展示したほか、3 月 11 日からは、お雛様とかまぼこ板の絵のコラボ展を予定しており、令和 5 年度に入りましても、かまぼこ板と消しゴムはんこを使った企画展などの検討を進めていくこととしております。

今後も、幼児から高齢者までの幅広い世代の方に楽しんでいただけるよう、ジオミュージアムや

市内各施設と連携し、相互の入館者増加につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

○7 番河野清一君

かまぼこ板の絵展覧会、あるいは、企画展にしましても、なかなかカンフル剤みたいな取組はないのではなかろうかと思っております。

そこで、私のほうから提案をさせていただいたらと思っておりますけれども、今かまぼこ板の絵展覧会につきましましては、応募につきまして無料でありませぬ。保育園から小学校、中学校、学生の間は無料でもいいかと思っておりますけれども、大人の方になりますと、プロあるいはセミプロの方の応募も多数見受けられます。そういった大人の方の出品につきましましては、1 点幾らか、100 円でも 200 円でもかまいません、そういった有料にしてみてもどうかということと、収蔵品が 610 点もあります。1 回企画展をしましても、20 点、30 点の展示であります。広く西予市民の方に収蔵品を知っていただくために、西予市本庁などのセキュリティー対策がしっかりとれている場所での展示、あるいはほかの市町の美術館等との共同企画展等の取組はお考えないのかお伺いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

大人の方の応募を有料にしてみてもどうかというような御質問であったかと思っておりますが、全国「かまぼこ板の絵」展覧会は、食べ終えた後の廃棄されるかまぼこ板をキャンバスとして再利用いたしますが、誰もが自由に絵を描いて応募し、ギャラリーしろかわで一堂に展示することで、個性の輝き、幅広い世代のいろいろな価値観をお互いに認め合い、心の交流を図るという趣旨で始められたものでございます。

これまで無料で自由に応募できた展覧会を有料にするということで、応募者数がどのような推移となるか不透明で心配な点もございますが、幼児から高齢者までの幅広い世代の方々により関心を持っていただける方法など、自由に絵を描き楽し

むことができる本来の目的を失うことがないように慎重に検討していきたいと考えております。

また、続いての質問で、関連したところで、収蔵品の館外活用、また他館との共用企画等とはいうことでもございました。

収蔵品の中には、貴重で高額な美術品が多くあり、館外活用、また他館との共用企画を実施する場合のどちらにおいても、展示会場の温度や湿度管理のほか、盗難・破損等にかかる保険料や警備等も必要になってまいります。

これらの課題を解決し、貴重な市民の財産が有効活用できるよう類似施設の状況を参考にしながら検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

○7番河野清一君

ギャラリーの収蔵品、有効活用というような観点で、ぜひとも実施に向けて検討していただきたいと思っております。いろいろな問題があるかと思っておりますけれども、ぜひとも考えていただきたいと思っております。

観光振興についての2点目であります。

城川町内の公衆トイレについてお伺いいたします。

城川の公衆トイレ、場所的に申しますと、魚成のコンビニエンスの前、魚成の小萩橋のたもと、遊子川の下遊子のバス停横、土居古市の三差路、窪野男地橋のたもと及び、川津南の穴神鍾乳洞の前の6カ所であろうかと思っております。私も実際に回ってみましたけれども、中には衛生管理が届かない公衆トイレも見受けられました。

その所管と管理及び改修計画についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

藤川城川支所長。

○藤川城川支所長

御質問にありました城川町内の6カ所の公衆トイレにつきましてお答えいたします。

城川町魚成のコンビニ前にございます公衆トイレにつきましては、商業集積地として地元から要望があり建設したものでございます。このトイレ

につきましては、維持・管理ともに地元で行っております。

次に、魚成古市の小萩橋にあります魚成小萩橋公衆トイレ、遊子谷の下遊子バス停横にございます下遊子公衆トイレ、土居古市の三差路にあります古市三差路公衆トイレ、この3施設につきましては、城川生活福祉課が所管となります。これらのトイレにつきましては、地元からの要望により通学生徒やバス利用者のためにバス停付近に設置した経緯から日常的な管理は地元で行っております。このうち下遊子公衆トイレにつきましては、地域の高齢化によりまして管理が困難との申出がございまして、遊子川地区で協議をしていただいた結果、廃止という方向で御理解いただきましたので、昨年の9月から使用禁止としており、今年度末で廃止とすることになっております。

それから、窪野男地橋元にありますトイレ及び川津南の穴神鍾乳洞にありますトイレにつきましては、城川産業建設課所管の公衆トイレでございます。この2カ所のトイレは、生活福祉課の管理方法と同じく地元管理をお願いしております。

これら6カ所の公衆トイレの消耗品、また、電気・水道・くみ取り料等におきましては市の負担としております。破損等が生じた場合の修繕におきましては、適宜担当課で対応しております。

また、これらの施設の改修計画につきましては、地元からの要望もなく改修等は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

○7番河野清一君

改修計画はないという答弁でありましたけれども、令和4年9月補正でE-BIKE27台を導入し、ジオミュージアムに5台置く予定との答弁があったと思っております。さらに、そういったE-BIKEを活用しまして、ジオミュージアムを起点にジオを核とした市内周遊促進を図るという答弁もありました。

観光の振興を考えた場合、遊子川地区のトイレでありますけれども、廃止ではなく改修して継続すべきだと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

藤川城川支所長。

○藤川城川支所長

下遊子バス停横にあります公衆トイレにおきましては、昭和 60 年度建設で築 37 年となっており耐用年数も経過しております。また、くみ取り式の公衆トイレであり利用頻度も低く、地元管理も高齢化に伴い困難なことから廃止の申出により方向づけをしたものでございます。

城川町内にも、新たなジオミュージアムという施設ができて、来訪者が増えることにより、道路沿いにある公衆トイレの必要性もございますが、公園などを含めた各施設にトイレを設置しておりますので現時点では改修の計画はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

○7番河野清一君

遊子川地区、食堂リコピンズというところもあります。そこには、毎週たくさんの観光客といえますか、集客がされておる現状もあります。今のところ計画はないという答弁でありますけれども、何とか再考をしていただきましてトイレの設置をお願いしとつたらと思います。

最後の質問になります。

高校魅力化事業、中高校生への対策ということでもあります。

昨年 10 月に議会運営委員会で山形県遊佐町に視察に行きました。少年議会は、平成の大合併が行われました 2003 年、当時の遊佐町長が、町の次世代を担う若者が町外へ出て行ったり、地元の活動に参加しない状況を危惧し始めた事業で、20 年目を迎えたということでありました。正式名称は、遊佐町少年町長・少年議員公選事業と言いまして、全ての中高校生に選挙権と非選挙権があり、年間 45 万円の独自予算が設けられていると聞いております。

西予市におきましても、高校魅力化事業ということで、公営塾の運営を行って高校生の確保に尽力されておりますけれども、現実として、宇和高校三瓶分校は募集停止となってしまいました。今年も、先日新聞に載りましたが、宇和・野村高校とともに、高校の入学志願者は定員割れの状

況であります。

こういった状況を考えたときに、中学生のときから地元に関心を持ち、西予市を愛してもらえることが高校生の確保に至るのではないかと考えます。

遊佐町のような少年議会でない方法もあるかもしれませんが、市の考え、そういった考えがあるのかないのかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

少年議会の取組についてお答えをいたします。

本市では、高校魅力化を進める手段の一つとして、令和 2 年 9 月から地域おこし協力隊を活用しまして、学習支援などを行う公営塾の運営を行っているほか、令和 5 年度からは、市内高校への通学に伴うバス代や単車・自転車購入費の一部を補助する遠距離通学費補助事業を始めることとしており、市内高校への進学を促す取組を進めているところでございます。

今回、河野議員から御提案をいただきました少年議会の取組に関しましては、いち早く人口減少や少子高齢化への危機感を持った山形県遊佐町において、地域の中心となっていく若者の力によるまちづくりを推進するため、20 年前から継続して実施されている事業と伺っております。

遊佐町では、中学生、高校生が自らの代表者を投票して選び政策を実現していくことで、学校外で民主主義を実際に体験・学習することにより社会の構成システムを学ぶとともに、未来を担う若者の視点から町政への提言や意見を町が積極的に取り上げることを通じて、若者の町政参加を促されており、このように子どもの頃から地元に関心を持ってもらうことは、愛郷心を育み、将来的に地元に残ってもらうことやまちの活性化にもつながるようなすばらしい取組であると感じております。

また、山形県は、近年の国政選挙の投票率が連続して 60%台を記録し全国 1 位となるなど、その背景には、少年議会の活動に刺激を受け、ふだんから政治に関心を持つ裾野が広がっているのではないとも言われているようです。

本市では、令和 2 年 1 月に高校生と議会との意

見交換会を初めて開催し、若者の視点での政策提言などいろいろなアイデアをいただいております。令和3年に提案いただいた高校生料理対決を高校生主体の実行委員会で検討を重ね、令和5年度に実施することとなっております。

このように高校生の提案を実現することによって、市の政策にも関心を持っていただいていると実感しているところでございます。また、1月に野村町で実施をされたサテライト市長室でのNージオチャレの中学生との意見交換会においては、「他の町との中学生との活動がない。同じ市として交流できる場をつくってもらいたい。」といった意見もありました。

少年議会に取り組むことによる様々な効果も期待できることから、今後実現に向けての調査・研究を進めてまいりたいと考えます。

なお、この高校魅力化事業につきましては、来年度からは教育委員会に移管されることとなっております。

また、この少年議会の実現に向けましては、中学校との調整等や市においてどのような手法が適切なのか十分な検討が必要となってくることから、関係機関と連携して検討してまいりたいと考えます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

○7番河野清一君

今、答弁にありましたように、中学校と高校であります。中学校は市の教育委員会、高校は県の教育委員会であります。そこら辺の調整、話合いも十二分にさせていただきました。今後、実現に向けての調査・研究を進めていきたいという答弁でありましたので、大いに期待をして本日の一般質問を終わりたいと思います。

○小玉議長

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

3月6日は午前9時より一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

第 4 日

3月6日（月曜日）

令和5年第1回西予市議会定例会会議録（第4号）

- | | | | |
|------------------|----------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和5年 3月 6日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 大 森 寿 和 |
| 1. 開 議 | 令和5年 3月 6日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午前 9時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 散 会 | 令和5年 3月 6日 | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| | 午後 1時24分 | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | (午前10時55分退室) | |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| | (午前10時05分入室) | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| | 説明のため出席した者の職氏名 | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政策企画部長 | 宇都宮 明 彦 | | |
| 生活福祉部長兼 | | | |
| 福祉事務所長 | 一 井 健 二 | | |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 | | |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 | | |
| 医療介護部長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 | | |
| 消防本部消防長 | 酒 井 広 一 | | |
| 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 | | |

議 事 日 程

- | | | | | | |
|---|-----------|---|-----------|----------------------------|---|
| 1 | 一般質問 | | | | |
| 2 | 議案第 3 号 | 財産の無償譲渡について | 議案第 2 2 号 | 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 4 号 | 財産の無償貸付について | 議案第 2 3 号 | 市道路線の認定について | |
| | 議案第 5 号 | 財産の無償貸付について | 議案第 2 4 号 | 西予市営土地改良事業の施行について | |
| | 議案第 6 号 | 財産の無償貸付について | 議案第 2 5 号 | 西予市過疎地域持続的発展計画の変更について | |
| | 議案第 7 号 | 財産の無償貸付について | 議案第 3 6 号 | 令和 5 年度西予市一般会計予算 | |
| | 議案第 1 0 号 | 西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 7 号 | 令和 5 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算 | |
| | 議案第 1 1 号 | 西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 8 号 | 令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計予算 | |
| | 議案第 1 2 号 | 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 9 号 | 令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算 | |
| | 議案第 1 3 号 | 西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 4 0 号 | 令和 5 年度西予市介護保険特別会計予算 | |
| | 議案第 1 4 号 | 西予市保育所条例等の一部を改正する条例制定について | 議案第 4 1 号 | 令和 5 年度西予市水道事業会計予算 | |
| | 議案第 1 5 号 | 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 4 2 号 | 令和 5 年度西予市簡易水道事業会計予算 | |
| | 議案第 1 6 号 | 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 4 3 号 | 令和 5 年度西予市下水道事業会計予算 | |
| | 議案第 1 7 号 | 西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 4 4 号 | 令和 5 年度西予市病院事業会計予算 | |
| | 議案第 1 8 号 | 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 4 5 号 | 令和 5 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算 | |
| | 議案第 2 0 号 | 西予市野村茅葺き民家交流館条例の一部を改正する条例制定について | 3 | 議案第 4 6 号 | 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 2 1 号 | 西予市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について | 4 | 陳情第 1 号 | 森林・林業基本計画の推進並びに林野関係予算の確保及び拡充を求める意見書の提出についての陳情 |

本日の会議に付した事件

1 一般質問

- 2 議案第 3 号 財産の無償譲渡について
 議案第 4 号 財産の無償貸付について
 議案第 5 号 財産の無償貸付について
 議案第 6 号 財産の無償貸付について
 議案第 7 号 財産の無償貸付について
 議案第 10 号 西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 11 号 西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 12 号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 13 号 西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 14 号 西予市保育所条例等の一部を改正する条例制定について
 議案第 15 号 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 16 号 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 17 号 西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 18 号 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 20 号 西予市野村茅葺き民家交流館条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 21 号 西予市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 22 号 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 23 号 市道路線の認定について
 議案第 24 号 西予市営土地改良事業の施行について
 議案第 25 号 西予市過疎地域持続的発展計画の変更について
 議案第 36 号 令和 5 年度西予市一般会計予算
 議案第 37 号 令和 5 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
 議案第 38 号 令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計予算
 議案第 39 号 令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 40 号 令和 5 年度西予市介護保険特別会計予算
 議案第 41 号 令和 5 年度西予市水道事業会計予算
 議案第 42 号 令和 5 年度西予市簡易水道事業会計予算
 議案第 43 号 令和 5 年度西予市下水道事業会計予算
 議案第 44 号 令和 5 年度西予市病院事業会計予算
 議案第 45 号 令和 5 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
 3 議案第 46 号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について
 4 陳情第 1 号 森林・林業基本計画の推進並びに林野関係予算の確保及び拡充を求める意見書の提出についての陳情

開会 午前9時00分

○小玉議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○小玉議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、6番中村一雅君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

おはようございます。

議席番号6番中村一雅です。

小玉議長より発言の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。質問は一問一答にて、通告書及び申し合わせ事項に従い行います。よろしくお願いいたします。

放射冷却で早朝は寒いのですけれども、昼の春の日差しが降り注ぎまして、昼間はだいぶ暖かくなってまいりました。私昨日は、宇和島の宮下ふれあい広場というところで、孫のスポーツ少年団のソフトボールに行っておりまして、終日日差しに当てられまして、少し日焼けしてヒリヒリしております。よろしくお願いいたします。

では、一般質問に移ります。

西予市が合併して、平成16年のことですが、ほぼ19年がたちました。三好前市長で3期12年、そして管家市長で2期7年が過ぎようとしております。

旧5町が合併して、合併当初は4万7000人あった人口が、今や3万5100人まで減少しております。人口減少は非常に大きな問題であるということになってございますけれども、この間の当初予算の規模についてまずお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

平成16年度からの当初予算規模の推移についてお答えをいたします。

合併後の平成16年度の当初予算規模は294億円でございます。その後、国の三位一体改革等の影響によりまして、平成24年度までは250億円前後で推移をいたしておりましたが、それ以降、防災行政無線デジタル整備、汚泥再生処理施設建設などの大型事業の実施によりまして270億円を超える水準で推移し、平成30年7月豪雨災害後の令和元年度につきましては331億円と過去最大の規模となりました。令和2年度以降におきましても、復旧・復興事業に加えまして、新型コロナウイルス感染症の影響もあり300億円を超える高い水準で推移をいたしております。

令和5年度当初予算におきましては284億円、野村支所庁舎建設、土居地区地域づくり活動センター建設などの大型事業が完了しまして、豪雨災害前の予算規模となっております。

当市の市税、地方交付税などの一般財源総額を勘案いたしますと、この270億円程度が適正な収支バランスに基づく予算規模と想定をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

今回一般財源の主に当初予算についてお尋ねしております。今の西予市の財政状況というものを、私どももおさらいしつつ市民の方にも周知徹底したいと、そういう思いからお聞きしておりますのでよろしくお願いいたします。

2番目の質問に移ります。

当初予算の歳入における地方交付税の推移とその算定根拠についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

地方交付税の推移とその算定根拠についてお答えをいたします。

臨時財政対策債を含めました普通交付税の推移を見ますと、合併後の平成 16 年度から 19 年度につきましては、地方財政ショックと呼ばれます地方交付税の大幅な削減、また、国の三位一体改革により影響を受け、合併算定替制度による特例措置があったにもかかわらず、110 億円前後の低い水準で推移をいたしておりました。

その後、平成 20 年のリーマンショックに起因をいたします景気低迷による財源不足への様々な対応の結果、平成 22 年度から 26 年度にかけては 130 億円前後の高い水準で推移をいたしましたが、平成 27 年度からは合併算定替えの特例措置の段階的な縮減が始まり、一本算定となりました令和 2 年度は約 112 億円となりました。

令和 3 年度、4 年度につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策などによりまして一時的には増加をいたしておりますが、令和 5 年度当初予算におきましては一本算定となった令和 2 年度と同程度 111.8 億円を計上いたしております。これにつきましては、酒井議員の御質問にもお答えをさせていただいておりますが、国は毎年度地方財政計画を策定いたしまして、地方全体として必要とされる地方交付税を確保するとともに、各自治体の財政力に応じた配分を行っております。

今後の推移でございますが、人口減少などが減額要因とはなりますが、今ほどの財源保障機能、そして財源調整機能が適切に発揮されることによりまして、各自治体への基本的な配分額は大きくは変動しないと想定した上で、今後の公債費算入の増加等を織り込みまして、地方交付税のうち、臨時財政対策債を含む地方交付税の額はおおむね 110 億円前後で推移するということで見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6 番中村一雅君

人口減少が減収要因となるかもしれないけれども大幅な減少がないと見込んでいるということでございました。

酒井議員の御意見でもありましたように、これは見込みということで、なってみないとわからな

いという不確定要因もございますので、しっかりした財政基盤のもとに西予市の財政を運営していくということについては、やはり少し危惧が残るような気もいたしております。

続きまして、歳入の部で、西予市の財政力の現状についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

当市の財政力の現状についてお答えをいたしません。

各自治体の財政力を示す指標といたしまして、財政力指数というものがございます。この財政力指数は、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額、いわゆる税金などの自前で確保できる収入、これを基準財政需要額、この自治体を運営するのに必要な経費、これで割った数値となっております。端的に申しますと、各自治体の課税力を表すものでございまして、この数値が低いほど普通交付税に依存した財政運営と言えます。

当市の令和 3 年度の財政力指数は 0.24 でございまして、県内の市の中では最下位となっております。財政力指数が低いということは、交付税措置されない経費に対する財源が少ないということを意味いたしております。

したがって、当市のように財政力指数が低く、かつ公債費の負担が大きい場合は、非常に厳しい財政運営を余儀なくされるということになります。こうしたことから、公債費の抑制が大きな課題と認識をいたしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6 番中村一雅君

財政力指数値 0.24 ということであります。私どもの家計の暮らしに例えますと、100 万円の経費がかかる暮らしをしているのに、稼ぐ力は 24 万円しかないのだみたいなことで、あとは国や県の補助金や交付税頼みというような脆弱な財政力ということになっていようかなと思います。管家市長の自前のこれがやりたい、あれがやりたいというような思いを縛りつけるようなことがある

のかなあというふうに少し不便な思いがあるのではないかなと推察をいたしております。

続いて、歳出についてお尋ねをいたします。

まず、義務的経費の割合についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

義務的経費につきましてお答えをいたします。

この義務的経費とは、人件費、扶助費及び公債費の合計となっております。当市の令和3年度決算におけます義務的経費の額は139.6億円、歳出総額に占める割合は約43%となっております。市税と臨時財政対策債を含めました普通交付税の合計額は151.4億円でございますので、ほとんどが義務的経費に使用されているということになります。

この状況からも、毎年度の財源不足を財政調整基金で取崩し補う、そういった当市の財政構造が見てとれようかと思えます。義務的経費の削減は、その性質上困難ではございますが、将来の公債費負担は起債額の抑制を図ることによりコントロールは可能と考えておりますので、毎年度の起債額の枠設定などを通じまして、中長期的な視野に立って公債費の削減に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

義務的経費の抑制は困難であるという御答弁でありました。

人件費は確かに困難であろうと。扶助費については、現状この数年ずっと伸びて高止まりしているように見えておりますが、この扶助費が伸びている要因についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

扶助費が伸びている要因についてお答えをいたします。

令和3年度決算における扶助費の額が46.7億

円、歳出総額に占める割合といたしましては約14%となっており、合併以来一貫して増加傾向にございます。国の地方財政計画におきましても、毎年度確実に金額が伸びている項目が、社会保障関連経費を含む一般行政経費でございまして、当市における扶助費の伸びは、国の政策と歩調を合わせて対応している結果とも言えます。この扶助費の例といたしましては、生活保護費が挙げられるところがございますけれども、近年は子ども・子育て支援新制度に基づきます教育・保育給付費支給事業、自立支援医療制度に基づく障害者自立支援医療費給付事業など、様々なニーズに対応した多岐にわたる内容となっており、これらの事業に対応するためには、扶助費の額は今後も高止まりをすることが見込まれておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

子育てをするなら西予でというようなスローガンも挙げられて、子育てについては今後も力を入れていかなければならないところだということ、これは、抑制というよりは、盛り込みたい項目にあるのかなというふうに考えたりいたします。めり張りをつけないとなかなか予算は成り立っていないのかなあというふうに感じているところでございます。

続きまして、令和5年度の当初予算編成、歳入と歳出のバランスをとることに大変苦慮したというふうにお聞きいたしております。今回財政における一般質問を私がしたいと思ったきっかけもそこにありますけれども、2月14日に財政課で勉強会を持っていただきまして、財政のことには少し議員でも勉強させていただきました。今日はそのおさらいということになるかと思いますが、市民の方々も聞いていらっしゃることもあろうかと思っておりますので、そこについてまた再度お聞きするというところで御容赦をいただいたらと思います。

予算案を見ますと、令和5年度の当初予算編成は既往3カ年と比較して緊縮財政となっていると思います。その原因についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

令和5年度の予算編成に当たりまして苦慮をした点、また、今ほど議員から御指摘もありましたが、緊縮財政となった要因についてお答えをさせていただきます。

まずは当初予算編成におきまして苦慮した点でございますが、令和5年度の予算編成におきましては、当初の査定に入る段階で18億円という多額の財源不足が見込まれまして、その対応策が焦点となりました。その対応策の概要を御説明申し上げます。

最初に全体的なことでございますけれども、毎年度、不用額が生じている事業につきまして、特に積算内容を厳しく精査いたしました。また、消耗品、旅費などの事務の経費につきましては、必要最低限の計上といたしております。

次に、補助金等の見直しでございますが、既存の補助金事業について限られた一般財源を有効活用するという観点からの再整理を行っております。また、特別会計・企業会計への繰出金につきましても、特に基準外の繰り出しについては、経営状況を勘案しつつ、可能な限り削減を行っております。次に、市債事業につきまして、中長期的な公債費負担軽減の観点から、金額の抑制、事業年度見直しなどを図っております。

そのほか歳入面におきましては、事業内容に応じた特定目的基金の活用、決算実績に応じた市税の計上などを行いまして、財源不足を解消することができました。

このような財源不足の状況につきましては、令和5年度の当初予算編成のみではなく、今後も一定期間続く見込みでございます。市税、地方交付税等の一般財源総額が大きく伸びない中、公債費の上昇、財政調整基金残高の減少、こういったものを考慮いたしますと、当面の間は既存事務事業の思い切った見直しが必要と考えております。

続きまして、緊縮財政となった要因ということでございますけれども、大きく2点挙げられようかと思っております。

1点目は、先ほどから出ております公債費負担の大幅な増加。2点目が、財政調整基金残高の減少でございます。この2点が顕在化したことが非

常に厳しい財政状況の要因となっていると考えております。

まず1点目の公債費負担の大幅な増加でございますが、令和3年度の公債費は42.9億円、令和10年度には、これが50億円に達する見込みでございます。例えば、過疎対策事業債、合併特例事業債は70%の交付税措置がございますが、残りの30%については一般財源での対応となり、この積み上がりが大変重い負担となっております。

それに対して、当市は財政力指数が低い、先ほど申し上げましたけれども、つまりは交付税措置されない経費に対応する財源が乏しいという大変アンバランスな財政状況でございます。このアンバランスを解消するために、毎年度、減債基金3億円程度取崩しをしておりますけれども、頼みの減債基金でございますが、これも数年で枯渇することが見込まれております。そうなりますと、見合いの一般財源の確保が新たに必要となりますので、他の事務事業への影響が懸念されるというところでございます。

次に、2点目の財政調整基金残高の減少でございますが、平成28年度に48.3億円ございました財政調整基金残高は、毎年度の財源不足を補うため取崩しを行ってまいりました結果、令和3年度は24億円と約半分まで減少をいたしております。現在の予算規模を維持して、このペースで基金の取崩しを行いますと、数年後には財政調整基金は枯渇してしまうという見込みでございます。財政調整基金残高の減少は、1点目の公債費の大幅な増加と因果関係があると分析をいたしております。将来の公債費抑制を財政面での最大の課題と認識をいたしておるところですが、公債費を短時間で削減するということはなかなかできませんので、当面の間はその他の経費の見直しをはじめ、予算規模を抑えた緊縮財政とならざるを得ないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

毎年度減債基金を3億円ほど取崩しているということでございます。公債費の負担率は大きくなっていて取崩しもやむを得ないということでき

れているのだらうと思いますけれども、やはり弾力的な財政運営ということについては基金は取崩しをしないにこしたことはないというのが健全だということにならうかと思えます。

また、財政調整基金の残高も減少している。これは平成 30 年の豪雨災害の復旧・復興にかけるということも関係しているのではないかと思います。万が一のことがあった場合に取崩すものが財政調整基金であるとすれば、これが数年で枯渇するかもしれないということも大変に財政の危機ではないかなというふうに考えます。節約をして歳出を抑えるという一方で、歳入もやはり増やしていけないといけないのだなということも考えないといけないんですけれども、なかなかそこに考えが至らないというようなことではないかと思えます。

続きまして、公債費というのは起債をしてその借金を返していくということであろうかと理解しております。大きな事業をする、大きな箱物をつくる、そうすると、そのときには起債をして、過疎債だとか合併特例債だとかを使うということになりますけれども、3年ないし5年の据置き期間を経てそれはやはり返していけないといけない。これが公債費負担の虫となって、令和 10 年度に 50 億円という数字ではね返ってくると、そういうことではないかと考えております。

ここ数年の市債の残高と公債費の推移について再度お尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

市債の残高と公債費の推移につきましてお答えいたします。

市債の残高でございますが、令和 3 年度末では 396.3 億円となっております。合併時の平成 16 年度 321.4 億円と比較をいたしまして約 75 億円の増となっております。事業の実施に当たりましては、交付税措置の有利な起債を選択しておりますが、大型事業の実施等によります市債残高の増加が、近年の公債費の上昇を招いている状況でございます。これが財政調整基金、また減債基金残高の減少につながっているところであります。

この公債費の推移でございますが、平成 28 年

度では 33.8 億円ございましたが、大型事業の実施等の影響によりまして令和 3 年度は 42.9 億円と急増いたしており、令和 10 年度には 50 億円に達する見込みでございます。当市では、一般財源の総額を表します標準財政規模に占める公債費の割合が、県内の類似団体と比較いたしましても非常に大きく、その分自由に使用できる一般財源が制約されているということから、この公債費負担の軽減が財政面での大きな課題であり、早急に起債額の抑制を図る必要に迫られていると認識をいたしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

早急に起債の抑制を図らなければならないということでございます。

今後の財政運営について、どうされる方針か再度お尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

今後の財政運営についてお答えをさせていただきます。

非常に厳しい財政状況を改善するため、繰り返しになりますけれども、将来の公債費負担の軽減を財政面での最大の課題であるととらえております。しかしながら、市債の償還期間が長いため、公債費の抑制は短期間では達成できないことから、今後も引き続き、厳しい財政運営を強いられることが想定をされます。起債事業の削減、年度間の平準化等、中長期的な視野に立ちまして公債費を削減することが必要と考えます。具体的方策としては、消防本部署庁舎建設、養護老人ホーム三楽園等の大型事業が終了する令和 6 年度を一つの区切りと考えております。それ以降の起債額につきまして、毎年度 25 億円程度の枠設定を行うことによりまして、将来における公債費削減を図る計画としております。

また、財政調整基金でございますが、今ほどの公債費の削減が、中長期的に残高減少の歯止めに

寄与することと考えますが、短期間での効果は見込めませんので、財政調整基金への依存度を低くするためには、当面の間、既存事務事業の思い切った見直しが求められます。

当市の適正な規模を約 270 億円程度としますと、令和 5 年度当初予算の 284 億円も大きい規模でございますので、さらなる縮小が必要でございます。できるだけ早期の適正な収支バランスに基づく予算規模の実現が健全財政の鍵であると考えておりますので、そういう方向で進めていきたいと、そのように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6 番中村一雅君

まだここ当面、緊縮財政は続くのだということで承りました。

次に、市が保有する普通財産についてお尋ねをいたしたいと思っております。

現状市が保有する普通財産はどのようなものがありますか、お答えをいただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

市が保有をいたしております普通財産についてお答えをいたします。

普通財産でございますが、行政財産以外の公有財産でありまして、行政目的を喪失して遊休化しているもの、また公共的団体の敷地として貸付けしているものなど多岐にわたるものがございます。現状につきましては、令和 3 年度末現在になりますけれども、土地が 982 件、面積では 356 万 1000 平方メートル、そのうち山林が大部分を占めておりまして 294 件、面積は 284 万 5000 平方メートルでございます。また、建物が 183 件、面積は約 6 万 3000 平方メートルとなっております。

これらは令和 3 年度末現在の数値といたしまして決算書の財産に関する調書に計上した一般会計に区分された値となっておりますので、決算書とあわせてまた御確認をいただけたらと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6 番中村一雅君

普通財産についてお聞きしました。普通財産の中で、公共施設、西予市の公共施設総合管理計画というものが平成 28 年に策定されたかと思いません。それに基づく個別の施設計画も昨年策定されたと記憶してございます。

その個別の施設計画の中で、維持をしていくものと処分をしていくものとの仕分はどのようになっているかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

個別施設計画で維持していくものと処分していくものとの仕分についてお答えをいたします。

本市におきましては、市民の皆様の貴重な財産である公共施設を次の世代に健全な状態で継承するとともに、今後も効果的かつ効率的に管理運営し、住民サービスの維持向上を図り、公共施設の最適化に取り組むために、昨年 12 月に西予市公共施設個別施設計画を策定いたしました。

この個別施設計画では、安全性、必要性、有効性、効率性、この 4 つの視点から検証し、分析・評価を行い、公共建築物 504 施設の今後の方向性を示しております。

まず、今後も現在の建物を継続して使用するものを維持としております。その中でも有効活用できており、耐震性があり、計画的な改修を行うことによって長寿命化を図る施設が 125 件、当分の間必要な改修を行いながら維持する施設が 20 件、必要な修繕を行いながら維持する施設が 125 件、必要な補修を行いながら維持する施設が 8 件としており、また、建て替えを行う施設が 13 件となっております。

続きまして、複合化・集約化等により不要となる施設や、役割が終了し市が保有する必要性がなくなった施設として、民間事業者や地元自治体等への建物の所有権を譲渡する施設が 43 件、廃止する施設が 81 件としております。この廃止としている 81 件に関しましては、そのほとんどが旧耐震基準で建設をされた施設となっており、現在の運営者や使用者等から譲渡等の要望があった場

合には、譲渡等について協議を行います。基本的には、各施設の状況に応じて適正な時期に除却していくこととなります。

なお、現段階では判断できない 92 件につきましては検討としており、地域や関係団体等と引き続き検討してまいります。

施設の譲渡に関しましては、現在、譲渡の仕組みづくりについて庁内で協議をしております。関係法令等を確認し、市有財産処理審議会への諮問など、必要な手続を行った上で今後進めていくこととなります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

個別の施設計画についてお伺いしました。一番興味のあるところは譲渡できるものということでございます。今回は財政状況についてお尋ねしていますので、譲渡できる施設で、何か譲渡益の見込めるものはないのかなあというふうなことが、この質問の骨子であります。そこについてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

財産処分できるもので譲渡益が見込めるものについてお答えをいたします。

まず、財産処分できる施設は、先ほど答弁いたしました施設の方向性が譲渡をする施設、廃止をする施設、検討する施設が該当いたします。

まず、方向性が譲渡する施設におきましては、機能は維持するものの、施設の運営管理や使用者が限定をされており、公共施設として行政が維持管理を行う必要がないことから、有償・無償にかかわらず、民間事業者や地元自治会等へ建物の所有権を譲渡する施設であり、施設の分類では、主に産業系の施設になります。

次に、方向性が廃止の施設は、旧耐震基準で建設された建物で、施設の老朽化に伴い廃止する施設となります。ただし、施設の運営者や使用者等から譲渡等の要望があった場合には、譲渡等について協議をする施設であり、施設の分類では、主

に住宅、教職員宿舎等にあります。

方向性が検討の施設は、施設の方向性が、個々の施設状況によりまして、現時点で方向性を定めることができないことから、今後も引き続き、方向性について、地域や関係団体等と協議、検討を行った上で方向性を定めることとしている施設でございます。施設の分類では、主に消防団の詰所とか旧小学校施設になります。

財産処分の状況といたしましては、これまでも、例えば、西予市野村農業公園、宝泉坊ロッジ、三瓶保育園など、それぞれの施設で所管課が財産処分を行ってまいりましたが、先ほど答弁いたしましたように、今回、市としての統一した譲渡の仕組みを作成しているところでございます。具体的には、耐震性や老朽化等といった建物の状況を把握し、施設の機能、利用実態等を検証した上で、譲渡の可否を判断し、譲渡の相手方と具体的に協議をするといった仕組みになると考えておりますが、施設を譲渡する場合の修繕費や、最終的に施設を解体する場合の負担をどうするかについても今後検討する必要があるのではないかと考えております。

議員が申されました譲渡益が見込まれるかということですが、公共施設は、補助金等を受けて建設しているものがほとんどであるため、有償で譲渡する場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づきまして、対象施設の耐用年数に基づき算定をいたしました処分制限期間を経過している必要があります。この処分制限期間を経過せずに有償譲渡した場合は、補助金等の返還が求められます。

次に、その処分制限期間を経過した施設の多くは、老朽化により修繕等が必要な状態となることが想定されるため補助金を受けた施設について有償譲渡により譲渡益を見込むことはなかなか困難ではないかと推察をしております。

一方、公共施設として市が管理運営を続けることにより、人件費、光熱水費、修繕料など維持管理が継続的に必要となるため、たとえ無償譲渡であっても、長期的にはコストの削減につながるという側面もございます。

また、未利用財産のうち、保有継続しない土地につきましても、周辺環境や近隣住民の意向等を確認した上で、売却可能となった場合は積極的に

売却等を進めていきたいと考えております。

なお、土地の売却にあっては、建物等がある場合は、それを解体し売却処分を進めるといった方法もございますし、また、建物付きでの売却が見込める場合は、土地代金から解体相当額を控除した額により売却するという方法もございますので、相手方と柔軟に協議できるかと考えております。

いずれにいたしましても、本市の厳しい財政状況を考慮し、西予市公共施設個別施設計画に基づき、可能なものから施設の売却等の財産処分を行うことで、不要な維持管理経費の削減や市有地の払下げ等による財源の確保につきまして、積極的に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

丁寧な御答弁ありがとうございました。

私は平成 29 年第 3 回定例会において同じような質問をいたしておりまして、そのときに宗総務企画部長の御答弁がありますので一部引用させていただきます。

除却の費用に関することについては、地方債が充当できることとなっておりますけれども、充当率が 75%、ただしこれについては交付税措置はございません。一般財源で賄っていかないといけないということでありました。維持管理経費につきましては、その当時平成 29 年当時で遊休施設の維持管理経費が年間 1200 万円程度かかっているというような御答弁がございまして、今宇都宮部長の御答弁にありました維持管理費がかからなくなる分節約にはなるなということについては、さほどに金額が見込めないというようなことでございます。譲渡益が見込める施設についても現状大変厳しい。補助金の返還の関係も考えてもなかなか難しい。除却には交付税措置がないので、自前で解体しないといけない。そうすると、更地になった土地代の売却をしてもなかなか益金は見込めないと、なかなか難しいなあというのが率直な感想でございます。やはり秘策とか特効薬とかいうものはなくて、年々に儉約し、そして収支のバランスを図っていかないといけないのかなということも改めて感じたところでございます。

最後の質問になります。

今後、持続可能な市政を運営していくために必要な指針は何か。先輩議員とかにお尋ねしますと予算書を見れば市長の考えはよく分かるんだというようなことはあったりするのかなと思うんですけども、私まだそこまで経験年数に至っておりませんので、説明をいただかないとなかなか分からないということもございます。市政の運営と財政の運営は表裏一体でそこに反映されている。国の予算につきましては、本年度 114 兆 3800 億円で過去最大、県の予算についても 2 月の中に発表されたところでは、7069 億円で中村県政最大ということになってございました。県政においては、人口減少対策における子育て支援とか、あるいは、デジタルトランスフォーメーションとかに重点的に予算を配分するというようになってございます。

一方で、防災・減災対策では 155 億円で 6 億円の減ということをお聞きしております。西予市においても、災害復興計画については、ハード整備についてはほぼ峠を越えたというようなことを前回の定例会でもお聞きしておりまして、コロナが収まれば、想定外の支出というものとはなくなってきて、普通の財政に戻っていくのかなということを考えておりますけれども、今後の持続可能な市政を運営していくための必要な指針というものについてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

持続可能な市政運営の具体的な指針についてという御質問にお答えをいたします。

当市の経常収支比率は令和 3 年度で 92.5%となっております。県内でこれは最下位でございます。経常収支比率とは市税、普通交付税等の毎年度収入される一般財源を人件費、扶助費、公債費等の毎年度必要となる経費にどれだけ充当しているかを示す指標であり、この比率が高くなるほど自由に使用できる一般財源が少なく、臨時的、突発的な財政需要や市民ニーズに即応するための事業の財源が限られていることを表しております。

一方、人口減少社会及び少子化対策等、市内における課題は山積しておりまして、これらの重点

化の取組に当たっては、国・県の補助金のほか、自由に使用できる財源を確保しなければなりません。したがって、遊休資産の処分も一つの方法でありますし、ふるさと納税の推進等の歳入確保とともに、機構改革等によりまして人件費の抑制、建設事業の計画的な実施による公債費の削減等、経常的な歳出抑制を図り、新たな財政需要に活用するための財源の捻出に努める必要があると考えます。同時に、災害等に備えた一定規模の財政調整基金の確保も重要となりますので、さらなる行財政改革が求められるところとなります。

いずれにしましても、今後、市民サービスを維持するためには、将来にわたり維持可能な財政運営が前提となります。地方自治法には「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。」と明記されており、このことを常に意識しながら、現状打破に取り組み、健全な財政運営の確立に努めてまいりますので、今後も議員各位におかれまして御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6 番中村一雅君

御答弁ありがとうございました。

ふるさと納税の推進という市長の御答弁ございました。遊休資産の処分については譲渡益を見込めることがなかなか難しい。ふるさと納税については、純粋に収入として入ってまいりますので非常にありがたいと。数年前、コロナが発生する前に、たしか私管家市長と一緒に関西三瓶ふるさと会にお邪魔して、ふるさと納税をお願いしたいというように参加された方々に丁寧をお願いしてまわったというようなことがございました。災害があって返礼品を求めないふるさと納税ということも額が増えてきて、少し希望もそこにはあるのではないかなというふうに考えたりいたします。

愛媛新聞の記事を引用しますと、2月9日のところで、岩手県の田野畑村に金の延べ板 60 キロを寄附したという記事が載りました。人口 3,000 人、予算 30 億円の規模の村に延べ板 120 枚、計 60 キロ、金額換算で 5 億 2824 万円に上ったと。

これを村では全額財政調整基金に充当して、今後の施策に役立てたい、ありがたいというふうに率直に村長が申されていた。西予市の規模に当てはめると、50 億円ぐらいの規模になるのかなと思います。寄附にしろふるさと納税にしろ、そういうことも日本の全国のどこかにはあるのだなあということが少し心に残りまして、ここに御披露させていただきました。

もしそんなことが西予市にあったならば、それは非常にありがたいなあというふうに私も思うのですけれども、昔西予市にはお世話になったけんとか、ふるさと西予市のために何か役に立てたいけんとか、そういうことがもしあればですね、この機会を通じて市民の皆様にもお願いしたい、全国の皆様にもお願いしたいと、そのような思いで私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○小玉議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 9 時 49 分）

○小玉議長

再開いたします。（再開 午前 10 時 05 分）

次に、14 番中村敬治君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

議席番号 14 番中村敬治です。

ただいま議長より許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

まず最初に、広域行政、広域連携についてお尋ねいたします。

既に西予市では少子高齢化が急速に進み本格的な人口減少社会となっております。先月 22 日に、管家市長の令和 5 年度施政方針及び予算案説明もありましたが、昨年 9 月 9 日、愛媛県人口問題総合戦略推進会議が将来の人口推計を公表しております。そこでは、西予市の人口は 2060 年に 1 万 1816 人とあります。37 年後になりますが、さらに人口は現在の 3 分の 1 程度に減少すると推計されております。

人口減少による社会経済や地域社会の急激な変容は、地域住民の暮らしを支える公共サービス水準の維持を困難にしており、いかにして公共サービス提供体制を持続可能なものとしていくかが問

われているところです。具体的には、人口減少社会での自治体運営の厳しさを踏まえた運営の見直し方策や対策であります。

財政状況の悪化を背景に、既に正規職員数や支所等の規模縮減も行われております。

そこで、地方自治体がその行政能力を補い合い、さらには高めていく手法として、以前は広域行政と言われていましたが、最近では広域連携と言われる手法がとられております。地方公共団体が共通する事務を持ち寄り協力して、または一体的に処理する地方自治法上の共同処理の取組状況についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

取組状況についてお答えをいたします。

広域行政とは、行政区域を越えて、市町村が広域的に連携して事務事業を行うことで、効率性や利便性、質の向上が図られるといったメリットがあり、個々の市町村はそのまま連携調整して取り組む制度でございます。具体的には、一つの市町村では適切に処理していくことが困難な事務に対応する場合や複数の市町村で取り組むことにより効率的で質の高い住民サービスが提供できる場合などに、その行政区域を越えて連携・協力する取組となっております。

本市の取組状況でございますが、地方自治法に基づく広域行政は8件となっております。構成団体といたしましては、県内全域にかかるものと南予地域に特化したものがございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

ただいまの答弁で、法に基づく広域行政は8件のことでありました。

事務の共同処理方式についてでございますが、西予市の事務で県や他の市町との共同処理の状況について、その設置件数と処理方式についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

本市における具体的な広域行政の取組となる共同処理の設置件数と処理方法について、まずは、その設置根拠であります地方自治法の区分に基づいてお答えをいたします。

まず、連携協約につきましては、現在取組はございません。

次に、協議会につきましては、取組は1件で、南予地方水道水質検査協議会となります。

次に、機関等の共同設置につきましても現在取組はございません。

次に、事務の委託は1件で、内容はごみ処理になります。

次に、一部事務組合は5件ありまして、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合、愛媛地方税滞納整理機構、愛媛県市町総合事務組合、八幡浜地区施設事務組合、南予水道企業団となります。

広域連合につきましては1件で、愛媛県後期高齢者医療広域連合になります。

全て市町村相互間での連携となっております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

ただいまの説明にもありましたように、普通地方公共団体としての協力方式である協議会が1件、事務の委託が1件の計2件、また、特別地方公共団体を設立する方式による一部事務組合が5件、広域連合が1件の合計8件のようです。

2014年の地方自治法一部改正されまして、導入された連携協約での官民契約ということにつきましては、西予市でも指定管理者制度を用いまして取組がたくさんございますが、先ほど説明がありましたが、行政間契約の取組がないのは大変残念なことだと思っております。

近年広域連携と言いますのは、公共交通施策や公共施設の管理運営でも効果が期待できると言われておりまして、また、道路の維持管理や除雪、鳥獣被害対策などで県と協約を締結するなど、共通の行政課題は地域を越えて補い合い、行政サービスを維持することが求められているところです。

次に、共同処理方式において、長所がある一方

で課題もあると思いますが、どのような課題があるのかお答え願ったらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

共同処理方法の課題についてお答えをいたします。

課題とか、デメリットにつきましては、特に、事務処理をしていく上で大きな問題点はございませんが、総務省の地方公共団体の事務の共同処理の改革に関する研究会、この報告書におきましては、まず、一部事務組合では、構成団体が増加をすれば意見調整に時間を要し迅速な意思決定が難しくなること。広域連合では、国の施策導入によって設立されたものが多くて、構成団体が自ら十二分に活用しているとは言えないこと。協議会では、会長等の会議により意思決定を行う仕組みのため、一部組合と同様に迅速な意思決定が難しくなること。事務の委託においては、委託団体・受託団体双方において、権限が完全に受託団体に移動することに懸念が生じること、このようなことが課題として一般的に挙げられています。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

今後も地方公共団体の行政執行上の需用を見ながら、共同処理方式の適正な活用を考える必要がございます。

そこで、中長期的に周辺の市町との共同処理の必要性が高い事務として、一般的に上位に掲げられているのが税の徴収、国民健康保険、ごみ処理、介護保険、消防、救急、観光、障がい者福祉、上下水道、し尿処理、火葬場等となっております。

西予市として今後具体的にどのような事務について共同処理を活用していくことが考えられるのか、またその必要性についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

今後の共同処理活用の方向性とその必要性につ

いてお答えをいたします。

まず、総務省が令和3年7月に調査をいたしました地方公共団体間の事務の共同処理の状況調べの概要では、共同処理の総件数は9,345件、関係団体数は延べ2万2465団体となり、前回の平成30年7月の調査時と比較いたしまして、総件数では156件の増、関係団体数では43団体の増となっております。これは、連携中核都市圏の形成に係る連携協約と事務の委託の増加が要因として挙げられております。

次に、共同処理の方式別の活用状況では、事務の委託が6,752件で、総件数の72.3%、一部事務組合が1,409件で、総件数の15.1%を占めております。また、設置主体別の状況では、市町村の相互間が7,055件で、総件数の75.5%、都道府県と市町村の相互間が2,255件で、総件数の24.1%を占めておるのが現状でございます。

現在、地方自治法に基づく新たな事務の共同処理については予定はございませんが、議員御指摘のとおり、人口構造の変化、インフラの老朽化、技術の進展、大規模災害のリスクなどに的確に対応し、持続可能な形で市民の皆様が快適で安心な暮らしを営んでいくためには、今後、任意の協議会などは必要性に応じて随時設置されていくものと考えております。

また、本市におきましては、人口減少等社会状況の変化に対応し、地域における公共サービス提供体制を持続可能とするために、令和5年度から設置をいたします地域づくり活動センターを十分に活用したいとも考えております。

加えて、官民連携につきましても、民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、業務効率化を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

答弁にもございましたが、今日の変化の激しい社会情勢や人口の急激な減少を踏まえながら、また西予市の地域事情も検討した上で、弾力性、機動性を保ちつつ、中長期的な広域連携の方向性を定めることやそのためのビジョンを持つことが大

変重要になっていると思います。

続きまして、西予市の水道事業についてお尋ねしたいと思います。

昨年 10 月 3 日に和歌山市の紀の川に架かる全長 546 メートルの水道用のアーチ橋の中央付近約 60 メートルが突然崩落し、約 6 万戸が 1 週間断水となりました。今年が法定耐用年数を迎える老朽化した水管橋でございました。

御承知のとおり水道は市民の生活や経済活動に欠かせない社会資本です。安心安全な水道水の安定的な供給が求められているところでございます。

一方、30 年以内に 7、80%の確率で発生が予測されております南海トラフ巨大地震にも対応した災害に強い水道施設の耐震化や老朽化した施設の更新等の維持管理対策を確実に推進することが必要となっております。

西予市では施設の維持管理や老朽化施設の対応はどのようになっているか。また、耐震化対策はどのように取り組まれているのか。浄水場、配水池、基幹管路等についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

施設の維持管理、老朽化施設の対応、耐震化対策への取組についてお答えをいたします。

西予市では、上水道施設の維持管理について、職員により直営で行っております。365 日 24 時間の体制で、施設に異常が発生した場合は、担当者に警報が届き対応を行っております。

老朽化施設への対応と耐震化につきましては、これまで西予市では、浄水場や配水池などの主要施設を中心に老朽化対策及び耐震化を行ってまいりました。宇和の明石浄水場及び配水池、上松葉浄水場及び配水池、野村の愛宕配水池等であります。現在は、三瓶の津布理浄水場及び野村の第一浄水場の老朽化対策に取り組んでおります。

しかしながら、主要施設の対策には多額の費用がかかるため、基幹管路の耐震化までは手が回っていない状況であり、以前報道でもございましたが、西予市の基幹管路の耐震化率は、令和 2 年度の実績では 19.7%と県内の市町で下から 3 番目となっております。基幹管路の延長が約 87 キロと長く耐震化が伸びていない状況でございます。

現在、事後保全的に漏水が頻発する区間について、布設替えを行うとともに耐震化も行っておりますが、今後は計画的に基幹管路の整備を行っていきたくと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

続きまして、重要施設への給水、耐震化対策についてお尋ねしたいと思います。

災害時の医療・救護活動に必要な水を確保するため、救急医療機関や指定避難所までの給水ルートの耐震化の状況はどうなっているか。また、その計画があればお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

重要施設への給水、耐震化対策についてお答えをいたします。

西予市における重要施設は市民病院と野村病院になります。これら両病院につきましても、緊急時には最優先で給水を行う必要があり、病院の次に、指定避難場所等への給水対応となります。

西予市では、消防署に容量 5 立方メートルの水槽車と、上下水道課に容量 1.5 立方メートルの給水車を配備しており、これらを活用して緊急時に給水を行います。

次に、耐震化対策につきましては、配水池から重要施設の間だけを耐震化しても、付近で大量の漏水が発生しますと重要施設への給水が困難となります。このため、配水池から重要施設までの広範囲の耐震化が必要となり、対策には長期間を要します。耐震化も進めながら、現時点では、確実に水が運べる水槽車や給水車の使用が適切と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

ただいまの答弁の中で、西予市の重要施設とは西予市民病院や野村病院と説明がございましたが、

そこでの水道タンクの容量や給水方法などの対応状況、また、既存タンクのみで開院してありましたときには何日間程度その水量で維持できるのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

両病院への給水方法、そして病院のタンクの容量、タンクのみで持続日数はどれぐらいもつのかについてお答えをいたします。

市民病院と野村病院への給水方法は、両病院の受水槽の給水口の高さが、市民病院では4メートル、野村病院では2.8メートルと高いところがございます。給水車のポンプを使用して水を送ることとなります。給水車自体は、容量は1.5立方メートルですが、水槽車と連結をすれば最大6.5立方メートルの水を一度に給水できます。

次に、タンクの容量等につきましては、市民病院では、受水槽から加圧ポンプで加圧をして院内に給水しており、受水槽の容量が50立方メートルであるため、受水槽の水だけの場合は、最大限節水をすれば2日間程度賄うことができると見込まれます。また、野村病院は、受水槽が高架水槽に水を圧送して院内に給水しており、高架水槽の容量が18立方メートルであることから、最大限節水をすれば1.5日分程度賄うことができると見込まれます。

大規模災害時等には、これらの限られた時間の中で、両病院へ給水を開始し、病院事業の継続を図っていきたくと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

ただいま答弁いただきました中で、受水槽だけでは野村病院では最大もって1日半、市民病院でも最大もって2日程度しかもたないと、非常におぼつかないなと思ったわけですが、南海トラフ巨大地震が発生したら、当面通行障害で給水車自体も全く対応できなくなってしまうのではないかと。また、応援給水で、西日本は駄目としても東日本から応援を待つということで、応援の給水車の到

着も計画どおりには進まないと思っております。大変な困難が待ち受けているのかなと思っておりますが、早急な基幹管路の耐震化が必要であるということがここで十分お分かりいただけると思います。

続きまして、応急給水栓の整備についてお尋ねしますが、災害時に指定避難所で、市民の方々にできるだけ早く生活用水を届けられるよう施設整備が求められておりますが、その実態はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

応急給水栓の整備についてお答えをいたします。

現在、地震時に自動で弁が閉じて水を確保できる緊急遮断弁のある配水池を宇和の明石配水池と上松葉配水池、野村の愛宕配水池に設置しております。また、三瓶では、中央配水池に緊急遮断弁を設置する工事を行っております。これらの配水池の水は、水槽車や給水車への補充用に使用することができます。

また、明浜支所と野村小学校に飲料水兼用耐震性貯水槽を設置しております。この貯水槽では、複数の蛇口からなる給水スタンドを設置することで、エンジンポンプや手動ポンプにより住民の皆様への応急給水が可能となっております。

応急給水に関しましては、市民の皆様が容器を持参していただければ助かりますが、市でも6リットルの給水袋3,000枚備蓄しております。

このほか、主要な避難所等でも給水所が開設されますので、住民の皆様の応急給水が可能となります。

これらの給水場所への給水につきましては、市では、全国組織であります公益社団法人日本水道協会に加入しているため、会員等による相互応援の仕組みにより、大規模な災害時に給水車等による給水などの支援を受けることができます。また、市内の水道工事業者等で構成する西予市環境設備協同組合と災害時における復旧作業に関する協定を締結し、迅速な被災時の復旧に関し、支援要請が可能な体制を整えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

続きまして、経営改善の取組状況についてお尋ねしたいと思います。

経営努力としての施設の統廃合や施設の長寿命化、財源確保としての企業債の効果的活用、適正な水道料金の検討など、また、浄水場の運転、設備の保守点検、施設の修繕等の包括的な外部委託、職員数の削減、借入金の繰上償還等の方策が考えられると思いますが、これまでどのように取り組まれてきたのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

経営改善に向けたこれまでの取組についてお答えをいたします。

平成 26 年度に 4 つの上水道と 5 つの簡易水道、1 つの県条例水道を経営統合して経営基盤の強化を図っております。長寿命化につきましては、主要な浄水場や配水池の改築更新を行っております。

次に、財源確保につきましては、事業の実施に当たって、国庫補助金や企業債の活用を行っております。水道料金に関しましては、平成 26 年度に改定をいたしております。現在、適正な水道料金への改定に向け作業を進めている状況でございます。包括的な外部委託につきましては、現在のところ業務を職員による直営で行っているため、現在のところ検討はいたしておりません。借入金の繰上償還につきましては、以前金利が高かったときの借入金について補償金が免除されたため、繰上償還を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

続きまして、今後の投資額と財源についてお尋ねしたいと思います。

原則、独立採算制の水道事業におきまして、人口減少により使用水量が伸び悩む中、老朽化施設を更新し、また、災害への備えを着実に実施し、さらに近年の電気代や燃料費の急激な高騰など取

り巻く環境の変化への対応も迫られております。健全な経営を維持しながら収入と支出のバランスのとれた財政運営が求められております。

施設の耐震化や老朽化に伴う維持管理に、今後どの程度の投資額を見込んでいるのか、その財源についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

今後の投資額と財源についてお答えをいたします。

現在のところ、起債等も利用して事業を実施しておりますが、企業会計では交付税措置がないため、借りたお金は利子を付けて返すこととなります。このため、起債償還が負担となり、新たな事業展開ができない状況になりつつあります。

施設の老朽化対策及び耐震化に必要な予算は、経営戦略でも触れておりますが、今後、基幹路の耐震化及び老朽管の更新を中心に、年間 1 億 6000 万円程度を見込んでおります。財源としましては、国庫補助金や企業債の活用などを検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

次に、水道料金の値上げについてお尋ねしたいと思います。

先月 22 日の管家市長の令和 5 年度施政方針及び予算案説明では、「水道事業について、将来の安定的な経営のためには料金改定に踏み込まなければならない状況にあります。」との発言がありました。

水道施設を適切に維持、更新し、将来にわたって安全な水を安定して届ける。また、災害に強い水道を構築し、次世代に確実に引き継いでいくため、必要な財源を確保し、持続可能な水道を目指すためには、今まで答弁を聞いておりますと、なるべく早く水道料金を値上げすることはやむを得ないのかなど、私は思ってきました。

市の考えについて、その辺お尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

水道料金の値上げについてお答えをさせていただきます。

水道料金収入は、先ほど中村議員も言われましたように、人口減少に伴い今後も減少していくと見込まれます。しかしながら、維持管理に要する費用は、昨今の電気代の高騰、人件費、資材費も大変高騰しております。そういうことにより費用が増加しております。水道事業のような公営事業では、原則独立採算を求められ、その事業そのものが使用料によって賄われるべきものであります。

このため、水道事業を継続させていくためには、適切な水道料金に改め、持続可能な事業として存続させる必要があり、現在、令和6年度の料金改定を目指し作業を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

ただいま市長から、令和6年度の料金改定を目指し作業を進めているとの答弁がございました。

この件については、今後市の広報紙やホームページ、西予CATVを通して、市民の皆様へ早くお知らせいただき、市民の理解を得ながら水道整備促進につながることを期待しております。

関連質問になりますが、電力料金が高騰が続いております。水道の維持管理費における電力料金がどの程度のウエイトを占めているのかお尋ねしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

水道の維持管理費に占める電力料金がどれくらいのウエイトを占めているのかについてお答えをいたします。

水道事業の維持管理経費に当たります経営費用における電力料金の割合は、令和2年度決算で11.1%、令和3年度決算で11.9%、令和4年度決算見込みで14.8%、令和5年度当初予算ベースで

16.1%になっております。比較をしますと、電力料金で、令和5年度は、令和2年度に比べまして約1.8倍となる見込みです。なお、令和4年度には、急激な電力料金の高騰を受けまして予算不足が生じるため、12月補正予算におきまして、当初予算7780万2000円の約40%に当たります3084万6000円を増額しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

令和元年10月1日に水道法が改正され施行されております。その改正水道法の目指す水道事業の基盤強化を図る広域連携推進、官民連携推進に係る今後の取組があればお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

広域連携、官民連携推進についてお答えをいたします。

広域連携の取組につきましては、愛媛県において愛媛県水道広域化推進プランが策定され、西予市もこの広域連携の枠組みに参加をしております。施設の統廃合などは困難ですが、資機材等の共同調達等は有効となると考えております。

官民連携につきましては、先ほどの答弁の中でも包括的な外部委託に触れましたが、業務の外部委託につきましても、西予市は4つの給水区域に分かれているなど不利な要素が多く、民間への外部委託により経費の削減につながるか、また、委託した場合にデメリットが生じないかなど、今後研究を重ねていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

続きまして、流域治水に係る田んぼダムについてであります。

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化、頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設、再生などの対策をより一層加速するととも

に、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が共同して水害対策を行う考え方があります。

肱川水系の流域治水プロジェクトのロードマップでは、水田貯留の実施主体は西予市となっております。具体的な取組として、氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策として、西予市宇和盆地での水田貯留の検討として3点掲げられておりまして、その中の2番目として、宇和盆地の水田を田んぼダムとして活用することを検討。3番目として、大雨時に水田に一時的に雨水をため、水田から時間をかけて少しずつ流すことで、河川排水路が急激な水位上昇であふれるのを抑え、流域内の集落や農作物の浸水被害を抑えることや下流への流出抑制を期待するとなっております。

令和4年度の当初予算を見ますと、田んぼダム治水効果調査委託料400万円、田んぼダム排水調整作業委託料45万円が計上されております。合計445万円となっておりますが、令和4年度の調査委託の概要と調査結果の成果報告概要はどうなっているかお尋ねしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

お答えさせていただきます。

調査委託の概要ですが、令和4年5月2日に日本工営株式会社と西予市田んぼダム実証実験業務契約を締結しており、委託料は141万9000円で、履行期限は令和5年2月28日でございます。

消耗品といたしまして、V字堰板を637枚199万6000円で購入いたしまして、約20戸の農家に配布をいたしております。

また、V字堰板管理料として、堰板1枚当たり1,500円を多面的機能支払交付金事業に取り組む清沢地区と杵所地区の活動組織に支払い、清沢地区で約32ヘクタール、杵所地区で約15ヘクタールの田んぼにV字堰板を設置いただきました。

日本工営株式会社へ委託した業務内容といたしましては、杵所のV字堰板設置田んぼ4カ所と田苗真土のV字堰板未設置田んぼ4カ所に水位計をそれぞれ設置いたしまして、雨天時の雨の降り方でどの程度水位が上昇し、時間経過とともに水位が減少していくのか計測をしております。

また、田んぼから排水される水路にも水位計を3カ所設置いたしまして、V字堰板を設置した水路と未設置水路との水位を比較して流出抑制効果を分析しております。

成果報告としては、令和4年9月18日から19日の台風14号通過による出水で、普通の堰板を設置している圃場では、平常時2センチの水位が一時的に12センチまで上昇し、その後、急激な水位低下が見られました。

一方、V字堰板を設置した圃場では、平常時4センチの水位が一時的に19センチまで上昇した後、緩やかな水位低下傾向が生じており、田んぼダムの貯留効果が発揮されていることが確認できております。

V字堰板を設置した田んぼダム取組水田では、一時的に雨水を貯留することができ、一気に水路へ排水することを抑制する効果が見られ、その結果、水路の水位も急激に上昇することがなく、排水が水路に集中することを抑制する効果があることが確認されております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

関連質問になりますが、ただいまの説明の中でV字堰板という説明がございましたが、この堰板の材質はどういうものなのか。また、堰板の排水部分がV字形になっておると思いますが、堰板にはいろいろなタイプがある中で、この形を採用した理由と、今後もこの型がいいということになればこれを継続して採用していくのかどうか、今年の調査の中でね。そういう方向性が出たのかどうかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

V字堰板で使われている材質でございますが、レジ袋とか食品の容器などに使われているものの再利用で再生ポリエチレン製のものを使用しております。

それから、田んぼダムの堰板には、今回のV字型や円形型、筒みたいなものもあつたりとか、板

の中に穴が空いているものとか、四角形型のものがありますが、V字型にすることで、豪雨時に田んぼの水位が上昇しても、水路への排出量が徐々に増えるため、耕作者の営農への不安を払拭できると考えております。

また、田んぼダムとしての効果も見られるため、今後もV字堰板で面積拡大を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

続きまして、令和4年度の調査を踏まえ、令和5年度の取組はどのように計画されているのか、その計画概要についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

お答えさせていただきます。

令和5年度の取組としては、当初予算でV字堰板570枚を166万8000円で購入いたしまして、V字堰板管理料として、堰板1枚当たり1,000円を令和4年度から取り組んでおります清沢・杵所地区と、令和5年度から新たに取り組む田苗真土・大江・加茂地区の多面的機能支払交付金の活動組織に支払い、取組面積の拡大を行う計画でございます。

令和5年度から新たに取り組む面積は、中川地区の田苗真土で約16.5ヘクタール、大江で約11.7ヘクタール、加茂で約12ヘクタールの合計40.2ヘクタールで予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

今年の調査結果から、田んぼダムの一定の効果が確認されたようですが、田んぼダムを新規に取り組むためには、農業者の協力を得ながら取組の継続や面積の拡大が必要になってくるわけですが、そこでは事業主体である西予市の役割が大変重要になってくると考えます。

今後の実施に向けた市の役割と費用負担はどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

市の役割と費用負担についてお答えさせていただきます。

今年度の調査によりまして、田んぼダムを実施することによって、集中豪雨や台風など、大雨時に水田に一時的に雨水を貯水し、水田から時間をかけて少しずつ排水することで、排水路及び河川の水位が急激に上昇することを抑える効果があることが明らかになりました。

急激な水位上昇を抑えることで、流域内の集落や農作物の浸水被害を回避することや下流域への流出抑制ができることとなります。

地域の防災・減災を図り、人命や財産を守ることは行政の責任であると思っております。

今後においても、西予市の防災アドバイザーを務めてもらっております愛大の森脇先生や、西予市だけでなく肱川流域治水協議会で一緒に考えることが必要であるかと思っております。

田んぼダムの推進においては、中村議員が言われるとおり、農家の皆様の協力なしでは面積の拡大や事業継続ができないことから、田んぼダムの効果を農家の皆様に説明し、地域の防災・減災、市民や下流域の安全・安心確保のため、御協力いただくようお願いしてまいります。

また、費用においては、現在、V字堰板管理料を西予市が負担しておりますが、今回のV字堰板管理料はモデル事業として支出しておりますので、面積が拡大するに伴い経費が多額となってくることから、今後については検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

関連質問になりますが、今年度取り組んだ清沢・杵所地区の農家の方々の反応はどのようなであったかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気産業部長。

○和気産業部長

お答えさせていただきます。

調査委託と合わせまして 20 戸の農家の皆様にアンケート調査を実施し 18 戸から回答をいただきました。

「V字堰板を設置したことで、生育に影響がありましたか」という設問に対して、18 戸全ての農家が影響なしとの回答でございました。「V字堰板を設置したことで、作業は以前より増えましたか」の設問に、増えたが 2 戸、減ったが 2 戸、変わらないが 14 戸でございました。増えた理由として、V字のごみの除去やV字の幅が狭いため水量の調整が難しいとか、V字堰板周辺の畔が壊れたとの回答もありました。減ったと回答した理由は、板は腐るがV字堰は腐らない。また、設置後は腐らないので触らなくてよいという回答でございました。「来年度もV字堰板の設置に御協力いただけますか」の設問には、18 戸全ての農家が協力すると回答をいただきました。「田んぼダムの取組を他の地域にも広げていきたいと思いませんか」の設問には、18 戸全ての農家が思うという回答がありました。

稲作への影響はなく、作業的にも負担になることもなく、堰板が長持ちすることに喜んでもらっていると考えております。

今年度、V字堰板を設置いただいた農家の皆さんは、田んぼダムの取組に協力的であり、他の地区にも拡大していくことも望まれていることが分かりました。

また、実証実験で設置いたしました水位計の数値は、スマートフォンの専用アプリで確認できることから、水位計を設置した 4 圃場の農家の方々から「田んぼに行かずに水位を確認することができるので楽になった。」との声もありました。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

最初の質問での答弁の中で、今年度の調査では 4 センチの水位が一時的に 19 センチになったと

報告がありました。このことは、約 15 センチの貯留水深が確認できたということになりますので、仮に宇和地区での取組が今後拡大し 1,000 ヘクタールぐらいになれば約 150 万トンの一時貯留となりますので、関地池 100 万トンの約 1.5 倍の貯留量が一時的に確保されるということで、流出抑制が十分期待できるのではないかと考えております。

今後に期待しておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○小玉議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 10 時 55 分）

○小玉議長

再開いたします。（再開 午前 11 時 10 分）

次に、1 番和気数男君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

1 番日本共産党和気数男です。

議長の許可がございましたので、通告のとおり質問を行います。

今回は、体調が悪く少なく絞っておりますので、御丁寧な回答をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

まず、西予市の保育士配置基準及び人数についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

当市の保育士配置基準及び人数についてお答えいたします。

厚生労働省令児童福祉施設の設置及び運営に関する基準第 33 条の規定により、ゼロ歳児が子ども 3 人に対し保育士 1 人、1、2 歳児が子ども 6 人に対し保育士 1 人、3 歳児が子ども 20 人に対し保育士 1 人、4 歳児以上が子ども 30 人に対し保育士 1 人を配置いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

ただいま回答がありましたとおりですが、4、5歳児の1人の保育士が受け持つ人数は30人で、調べてみると何と70年前に決まった基準でずっと変わっておりません。

一方、小学校のクラスの人数は、2年前ですか、40年ぶりに40人から35人になり、令和3年度から段階的に行われております。

保育士の見直しもぜひ必要ではないかと思いません。

再質問です。

公立保育所の園児数と保育士数についてそれぞれお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

公立の園児数と保育士数についてお答えをいたします。

令和5年3月1日現在でございますが、俵津保育所で園児数49名、保育士数、園長以下14名、野村保育所では、園児数103名、保育士数、園長以下25名、しろかわ保育所では、園児数62名、保育士数、園長以下15名、スマイル保育園では、園児数14名、保育士数、園長以下10名でございます。なお、全ての保育所において、園児数に対し国の基準を遵守した配置人数となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

今お答えがありました。

驚くことに、各園とも正職員より軒並み会計年度職員さんが多くなっております。全部合わせて計算してみますと、会計年度任用職員さんの占める割合は63%です。特に、フル会計年度任用職員さんは、正職員から指示を受けることなく、自分の責任と判断で正職員さんと同じ仕事、責任を持って保育をされておるわけです。やはりこういう実態の中ではできるだけ早く正職員を配置すべきだと思いますがお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

保育士の正規採用のことについてお答えをさせていただきます。

保育士の採用につきましてですけれども、公立保育所につきましては、西予市公立保育所（園）の在り方に関する方針に基づき、保育所の民営化や統合を進めてまいりました。民営化や統合、少子化などの影響に鑑みまして、近年は正規職員としての採用について見送っておりますが、退職者が増加したため、本年度、保育士の採用試験を実施いたしまして、令和5年4月から正規職員として保育士1名を配置することといたしましたが、近年、応募される方自体も少ないのが現状でございます。今後も安定した施設運営ができるよう計画的な保育士の採用を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

昨年ですか、幼稚園だったと思うんですが、送迎バスの中に園児の置き去り事件がありまして、尊い命が亡くなったということもありました。そういうふうな痛ましい事故が起こりかねないなというふうに私は感じておるわけでございますが、現在の配置基準で今後も子どもの命と安全を守るのかについてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

現在の配置基準で今後も子どもの命と安全を守るのかについてお答えをいたします。

保育の質を向上し、安心・安全な保育を実現するためには、保育士の十分な人員配置が必要ではございますが、保育士不足の中、保育士の配置について、現状では国の基準を遵守することが賢明な状況でございます。

安心・安全な保育所運営のためには、保育士が余裕を持って保育に当たることが重要でございます。心身をリフレッシュするための休憩や休暇を取ることは、保育の質の向上には欠かせないと考えております。そのため、そのような時間をし

っかりと確保できるように配置人数に余裕を持って保育士を配置できるよう保育士確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

先ほど、来年度、令和5年度久しぶりに正規の保育士さんを採用して配置をするというお答えがありました。

今まで長い間正規の保育士さんの採用がなかったということを知っています。何か理由があったのか。今後の正規保育士さんの採用計画はどのようになっているか伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

先ほどの今後の計画、そしてこれまでの原因でございますけれども、先ほど御説明しましたように、公立保育所等の在り方に関する計画によりまして、保育所の統廃合等がございまして、その分、保育士の採用を控えておったところでございます。

今後は、退職者について随時補充という計画のもと計画的に今後進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

前回、令和5年度で採用するその前に採用されずからずっと採用されていない年数というか、期間、かなり長いというふうに聞いておりましたが、今後は計画的にやっていくということで期待しております。

次の質問ですが、ゆとりある保育で有効な子育て支援を行う考えについて伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

ゆとりある保育で有効な子育て支援をについて

お答えをいたします。

近年、新型コロナの影響もございまして、保育に関わる周辺業務が増加し、保育士の負担が増加する傾向にあります。年度途中は保育士不足により市内保育所等で待機児童が発生している状況でございます。

このような保育士不足の中、当市では、保育士の業務負担を軽減して保育の質の向上を図るとともに、労働環境を整えて保育士不足の解消を図るためのICT化を推進しております。また、令和5年度からは、民間事業者へ国庫補助事業を活用した清掃業務等の周辺業務を行う保育補助者の雇用対策により、ゆとりある保育の実現ができるよう環境整備を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

ゆとりある保育の対策を行っておるということでございます。

この中で、労働環境を整えて保育士不足の解消を図るためのICT化推進をするというふうにお答えがありましたが、どのようなことなのか伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

保育所等のICT活用についてお答えをさせていただきます。

保育士の業務負担を軽減するとともに、保育の質の確保向上、また、保育所と保護者との間の連絡手段のデジタル化によりまして、迅速な情報共有や保護者の利便性の向上、負担軽減にもつながるものと期待されているところでございます。

民間、公立それぞれ内容は違いますが、公立の一例としましては、保育業務支援システムというのを導入しておりまして、保育現場の業務負担軽減に資する機能としまして、帳票、日誌等の作成や管理、午睡チェックセンサー記録アプリなどがございます。また、保護者とのコミュニケーション支援機能といたしましては、インターネットの写真販売、連絡帳、保護者連絡アプリ、お

便り・お知らせ一斉配信などがございます。このほか、施設の運営支援機能といたしまして、登降園の打刻の管理、保育料の計算、口座振替、そういった機能を有しております。そういったシステムについてICT化で推進しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

保育士さんといろいろ話しておりますと、児童が時間いっぱいまでおって、帰られた後、いろんな記録やら管理の仕事があると、そのことがかなり負担になっておることをよく聞いております。

ICT化で全て解決できると思いませんが、そういう方向でこの事業を推進していくということですね。

それから、周辺業務を行う保育補助者の雇用対策ということですが、これは例えば、清掃とか園庭の整理とかそういったことだろうと思うんですが、ぜひそういうふうな負担軽減になるようなことを今後もどしどしと行っていただきたいと思います。

以上で、1番の質問を終わらせていただきます。

次、会計年度任用職員について、まず、西予市の会計年度任用職員の状況についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

当市の会計年度任用職員の状況について御答弁申し上げます。

会計年度任用職員につきましては、令和5年2月1日時点での任用人数でございますが、パートタイムが489人、フルタイムが173人となっております。職種別では、一般事務員が122人、資格などを必要とする専門事務員が18人、保育職が50人、看護師が24人、介護職が15人、学校生活支援員、学校校務員や清掃センターなどに勤務をする業務員などその他の職種が433人となっております。

性別で分けますとパートタイムの男性が147人、

女性が342人、フルタイムの男性が22人、女性が151人となっております。先ほど申し上げました全体の人数662人のうち、令和4年度から5年度に任用される人数につきましては、令和5年度は3カ年度ごとに一般公募とする年度となることや、組織再編や地域づくり活動センターとなること、一般事務員や公民館などの日夜直の見直しも行ったこともありまして、令和5年度におけます募集枠の総数は減となっておりますが、在職する職員が令和5年度も任用となる人数につきましては、2月20日の時点で、今確認ができてる人数となりますが、470人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

662人から470人の方を来年度も採用するということで、差引き192人ですか、の方が雇い止めになるということであろうかと思えます。

この中で特に目立つのが、女性が342人ということで、半数以上の方が女性、それから、保育職の方が50名、看護師が24名、介護職が15人ということで、やっぱり専門職と言われる方の数がかなり多いようでございます。

この大量の離職についてなんですけど、お伺いいたしますが、労働施策総合推進法により、大量離職をする場合は、大量離職の届けと通知、それから、再就職支援事業を行わなければいけないとおって思っておりますが、そのことについてのように行われているかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

議員の御質問にお答えさせていただきます。

今ほどの労働施策総合推進法に基づきます大量離職通知書の関係でございますけれども、こちらにつきましては、現在令和5年度の対応として勤務形態とか事業所の捉え方、これらにつきましては国のほうからも具体的な詳細が示されてない、こちらのほうで把握をしてないということもございまして、ハローワークのほうに具体的な内容について照会をさせていただきます、その回答を

受けて適切に対応をしたいと考えております。

その辺りの情報収集が遅れていることについては大変申し訳なく思っておりますが、今後適切な対応をとってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

それでは令和4年度に雇止めになる方の就職援助計画とか支援計画とか、届出、通知などは一切行っていないということですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

現段階におきましてはそういった通知等は行っておりません。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

現段階では行っていないが、年度内に行うという答えでよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

その辺りも含めまして、ハローワークのほうと協議を進めながらその指導を受けて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

これちゃんと法律化されて、恐らく通知も来ておると思います。再就職援助計画ということであれば、192人の方ですか、にとっては非常にありがたい施策だろうと思います。

もうこのような計画は行わなくてもいいのかなのか。例えば、一般人であれば法律で決まったことはちゃんと守りなさいよということと言っ

てきておるんですが、公の場合はそんなことを法律ができてもしなくてもいいのかなのかどうか、そこら辺をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

今ほど御指摘がありました再就職援助計画につきまして、これは民間の事業所が適用されるものでございまして、地方公共団体に直接の適用があるものではございません。大量離職通知書の内容の中に、そういった再就職の支援等に係る項目がございますので、その点につきましては、先ほどから申し上げておりますが、ハローワークとも協議を進めながら対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

私もこのような法律があると初めて知りました。再就職援助計画ということであれば、失業された方には非常に心強い法律だろうと思います。民間の場合だけの適用という回答があったんですけども、やっぱりこのような法律の趣旨にのっとって、公務員であれ、会計年度任用職員だからやらないということではなくて、そういうふうな精神をもって私は接していただきたいと思います。

この通知が多分来た、恐らく再通知が来たと思いますね。これ西予市だけではないんです。全国の自治体も似たようなことなので、やっぱり厚労省もこのような実態があるということをつかっていた上でやってきておりますから、できる範囲で私は対応していただきたいと思っております。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

ハローワークとその辺り十分協議をして進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番和気数男君

一つよろしく申し上げます。

退職される方には、非常に困って私のところにもSOSが届いております。

そのような実態のあることを認識されて採用計画なども進めてもらいたいというふうに思っております。

次に、処遇改善とか正規職員化すべきではないかということですが、先ほどの保育士さんとか看護師さん、介護士さん、いわゆる専門職でないといけない職場ですかね、その方などについては、私はやっぱり正規職員化すべきではないかと。正規の手続を経て正規職員に置き換えるというようなことをすべきではないかと思っております。このことについて質問をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

今ほどの御質問でございますけれども、専門職等につきましては必要に応じて配置をしておりますが、どうしても不足が生じている状況でございます。その上で、その不足を担うために会計年度任用職員を雇うわけでございますけれども、会計年度任用職員を正職化できるかという話につきましては、基本的には労働契約法に基づきます有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換ということが規定をされておりますが、地方公務員にはその適用がないということがございますので、現在のところ会計年度任用職員をそのまま正職員化するという仕組みは当市においてはございません。

今後におきましては、その会計年度任用職員の方が実際に正職員を希望される場合におきましては、競争試験等を受験いただきましてその能力実証を確認した上で採用するといった流れになるかと思っております。実際にそういった事例もございませんので、会計年度任用職員の方につきましては、そういった道をまた選択等いただければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

私は会計年度任用職員さんを正職員にせよと云うてるのではなくて、資格といったものが必要な職場においては、やっぱり有資格者を正規に採用すべきではないかというふうに思っております。ぜひそのように努力していただきたいと思っております。

以上で会計年度任用職員についての質問は終わりいたします。かなり早いですね。

次、就学援助制度についての質問をしたいと思います。

この就学援助制度の充実が必要だということで、全国でいろいろ取組が行われております。少子高齢化対策とかそういったこともありまして、今議会で西予市においてもこの議論がありました。

私は、この少子化の問題の根源は、まず、結婚したくても子どもをつくりたくてもできない低賃金の若者が増大しておることだろうと思っております。早くから結婚も子育ても諦めている悲しい現実があります。

一方で、コロナ禍の中でも、大企業は史上空前の内部留保をため込み、大企業や一部の大資本家はますます富んで貧富の格差が広がる一方です。なぜ低賃金の国になったのか。理由は、非正規雇用増大が主な理由です。政府が雇用の流動化が経済を成長させると旗を振って、企業が派遣労働者を社会保険料の負担もボーナスや退職金の支払いも要りませんよというふうな制度をつくって活用してきたからであります。

会計年度任用職員制度も、私は同じような発想から生まれてきた労働者の使い捨て政策であると思っております。新自由主義をやゆする言葉で、今だけ金だけ自分だけという言葉があるんですが、私はそういったことをどうしても想起をするわけでございます。

問題の2つは、保育施設など、子育てインフラが全体として貧弱であること。3つ目は、社会全体が子育てに対する理解が乏しく、女性にばかりしわ寄せがいつていることだと思っております。

3番目については、ジェンダー平等とかそういった施策も同時に進めていく必要があるんじゃないかろうかと思っております。

低賃金の横行する中、物価高騰の横行する中、今、就学援助の果たす役割は大変大きくなっております。

この支援はばらまきではなく、低所得世帯にピ

ンポイントで届く支援で、支援充実、拡大が待たれていると思います。

まず、この制度の概要を説明してください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

就学支援制度についてということでございますが、就学支援制度とは、学校教育法第 19 条に基づき、経済的理由により就学が困難で支援が必要な児童生徒等の保護者を対象として、学用品費や学校給食費等の支援を行い、教育機会の均等を図る制度となります。

就学援助の対象者は、大きく分けて要保護と準要保護の 2 つに分かれます。要保護とは生活保護を受けている方で、準要保護は生活保護に準じる程度に困窮した方となります。

準要保護者の認定要件については、各市町村により独自に定められており、西予市では、生活保護が停止または廃止された方、市民税が非課税の方、市民税が免除されている方、個人事業税が減免されている方、固定資産税が減免されている方、国民年金保険料が減免されている方、国民健康保険料が減免されている方、児童扶養手当を受給されている方、生活福祉資金貸付補助金を受給されている方、世帯所得が認定基準額以下である方で、これらのいずれかに該当する方を対象としております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

西予市の認定基準についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

西予市の認定基準額の算出方法ではありますが、生活保護法の保護の基準額に基づき、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、生業扶助に加えまして、障害者加算、児童養育加算、母子加算を各世帯の状況に応じ合計し、年額に算出した額に 1.3 を掛けた額を判断基準額としております。この額を世帯

の合計所得金額が下回る場合に認定となります。

認定基準額の例についてでありますけれども、家族構成や年齢等により金額が異なるため、あくまでも目安となりますけれども、例えば、30 歳代の母と小学生の子の 2 人の家族では約 184 万円、30 歳代の父母、小学生の子と 4 歳児の 4 人家族では約 257 万円が認定基準額となります。認定基準額については、近隣市と比較をいたしましてもほぼ同等の基準額と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

再質問です。

係数 1.3 を採用した理由についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

1.3 倍を採用した理由につきましては、平成 28 年度までは、要保護に準ずる程度に困窮している者として、準要保護の認定基準は、生活保護の基準額に 1.0 倍の係数を掛けた額を認定基準額としておりました。

しかし、当時県内でも 1.0 倍の係数を採用している自治体は、西予市を含め 2 つの自治体であったこと、他市町と比べ西予市の認定率が低かったことなどから、県内他市町とほぼ同等となるよう認定基準の見直しを行い、平成 29 年度からは、生活保護の基準額に 1.3 倍の係数を掛けた額を認定基準といたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

今説明がありましたように、1.3 倍に直した理由は、他市町と比べて若干低かったということで訂正をされております。この係数は 1.5 まで行うことができます。県内では 1.5 倍や 1.4 倍を採用している自治体もあるが、西予市もその 1.4 ないし 1.5 に採用してはどうかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

文部科学省が例年実施をしております就学援助実施状況調査によりますと、生活保護基準額に一定の係数を掛けたものを認定基準としております自治体は 1,360 自治体あります。そのうち 1.3 倍の係数は 751 自治体で半数以上の自治体で採用されております。

県内においても、生活保護基準額に一定の係数を掛けたものを認定基準としている自治体は 15 自治体あり、そのうち 1.3 倍を採用している自治体は 11 市町と最も多い状況でございます。

御質問のありました 1.5 倍や 1.4 倍の係数を採用している自治体の認定基準を見ますと、本市の所得金額での判定と異なり、世帯の収入金額と認定基準額とを比較して判定をされております。収入金額と所得金額を比較した場合、収入金額は、収入から給与所得控除額等を差し引いた所得金額よりも高く、生活保護基準額に 1.3 倍以外の係数を採用されていますが、金額的には本市とほぼ同等の水準となっております。

現状では、西予市の基準は、他市町の基準と比較してもほぼ同等の基準であり、就学援助制度の趣旨から見て、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者への支援として適切に運用されていると考えているところでありますが、今後も他市町の動向や社会情勢を踏まえながら適切な支援ができるよう努めてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

再質問でございます。

今、私が問題にしているのは、質問の趣旨は、ほかの市と合わせということではなくて、先ほども部長から答弁がありましたように、この運用は各自治体でできるということなんです。ですから、今、物価高騰の中、低賃金の中で、やっぱり子育て支援に向けて私はできることを最大限やってほしいと思っております。

例えば、岡山県であれば、全自治体が 1.5 の係数で計算して行っております。愛媛県で言いますと、内子町が 1.5 で行っております。2 人家族で 1.4 倍にすると、2 人家族です、202 万 4000 円になります。4 人家族では 308 万円になります。この金額が認定基準額になるわけですから、かなり支援対象家族が増えると思います。随分喜ばれるのではなかろうかなというふうには思っております。

厚労省は、昨年 12 月 23 日に、生活補助基準額を地方で 11.1%に見直すと発表しております。私はこの額を聞いてみてびっくりしたんですが、厚労省は、すきあらば基準額を下げようとしておったんですけども、今回 11.1%も引き上げるというふうには発表しております。やはり厚労省も今の物価高、低賃金の中、非常に厳しい生活を送られておる方が多いというふうには判断をしての発表ではなかろうかと思っております。

しかも適用は、昨年 12 月に発表して、今年の 10 月からというふうになっております。当然西予市もそのように取り組んでもらえると思いますが、低賃金、物価高騰の今、今ある制度を最大限活用してできる対策を行うことが必要だと思います。係数の引上げと一緒に大幅に引上げられることを期待しております。よろしく願いいたします。

次に、西予市の受給者数、世帯数、支給額についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

令和 3 年度の認定受給者数であります。児童生徒数 2,353 人に対しまして、児童 173 人、生徒 89 人の合計 262 人で、世帯数は 171 世帯でございます。これは 3 月末現在での状況でございます。

支給額につきましては、小学校 1042 万 8347 円、中学校 989 万 4157 円で、全体で 2032 万 2504 円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

予算額を見ますと年々上昇しておるとい

ようなことを確認しております。これからもぜひそのような方向でお願いしたいと思います。

次に、就学援助項目の拡充について、幾つかあるんですが、あと3つほど、特にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費などの要望が多いと聞いております。ぜひ来年度はこのような拡充をお願いしたいと思います。

先ほども言いましたように、低賃金、物価高騰の今、所得の少ない世帯をピンポイントで支援できる就学援助制度、これを使って西予市の子育て支援を充実したいものだと思っております。よろしく申し上げます。

○小玉議長

和気議員、今の質問ですか、御意見ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気議員。

○1番和気数男君

すいません。意見でした。

以上で終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○小玉議長

和気議員、次の質問、いいんですね。就学援助項目の拡大について項目上がっておりますがよろしいんですか。

○1番和気数男君

それ今私が言ったんですが、質問ですね。お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

松川教育長。

○松川教育長

御質問の就学援助項目の拡充について御答弁を申し上げます。

現在、当市で支援しています援助項目は、学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、体育実技用具費、入学準備金、医療費、学校給食費、そして、学校給食費相当額の10項目でございまして、就学援助制度の趣旨であります教育機会の均等を図るために必要な援助、つまり、学校生活を送る上で必要な経費について支援をしております。

御質問のありましたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費への就学援助の拡充の状況を見ても

すと、県内でもそういった拡充をしている市町がある実態は承知しているところでありますが、本市におきましては、就学援助制度の趣旨に鑑み、現在の援助項目での支援で一定の教育機会の均等が図られていると判断しておりまして、今後におきましても、県内他市町の動向を注視するとともに、援助項目の拡大についても適宜検討はしてまいります。当面は現状の就学援助項目で支援をしていきたいと考えております。

なお、当市では、就学援助制度のほかに、児童生徒の各種大会出場に伴います補助金や自然教室教育費補助金、課外活動や大会参加に伴います市所有バスの提供による保護者負担の軽減、スポーツ振興センター掛金の免除等と様々な支援を講じております。

今後も、現在の就学援助制度の認定に照らしまして、他の保護者との負担とのバランスを考慮しながら必要な経費への支援を行ってまいりたいと考えています。

以上、答弁とします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

西予市では様々な取組をやってもらっておることはよく分かっておりますが、さらに、今の実態からして少しずつ毎年前進をしてもらいたいというふうに思っております。

以上をもちまして私の全質問を終わります。

○小玉議長

以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時56分）

○小玉議長

再開いたします。（再開 午後1時00分）

ただいまから議案順に質疑を行います。

（日程2）

○小玉議長

日程第2、議案第3号「財産の無償譲渡について」から議案第7号「財産の無償貸付について」まで、議案第10号「西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について」から議案第18号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」まで、議案第20号「西予市野村茅葺き民家交流館条例の一部を改正する条

例制定について」から議案第 25 号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」まで及び議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」から議案第 45 号「令和 5 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの 30 件を一括議題といたします。

これより本案 30 件に対する一括質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

まず、15 番二宮一朗君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

それでは、議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」の予算書 65 ページ、2 款 2 項 2 目賦課徴収費についてですが、債権整理事業 55 万 2000 円の事業内容についてと、2 款 8 項 1 目地域振興費、せいよ地域づくり交付金 1 億 9653 万 2000 円についての質問をさせていただきますが、最初に、債権整理事業内容について及び愛媛県地方税滞納整理機構については、3 月 2 日の加藤美香議員の一般質問におきまして詳細な答弁がありましたので、私のほうは、ここでは自力執行権なしの私債権、以前の説明で 1 億 7500 万円だったと記憶しておりますけれども、例えば、住宅使用料とか市立病院の診療費及び水道料など、今までなかなか回収が困難だった債権について、今後どのような取扱いになるのかを質問させていただきます。

もう 1 点は、せいよ地域づくり交付金についてですけれども、その内訳と昨年までの予算との比較についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それではまず初めに、私から私債権の取扱いについて答弁させていただきます。

加藤議員の一般質問の中でもお答えをさせていただいておりますけれども、私債権につきましては、あらゆる手段を尽くしてもなお徴収の見込みがない債権を管理し続けるということは合理的で

はないと。これが適正な債権管理を妨げる要因ともなっているということを踏まえまして、債権管理条例に基づく要件、例えばですが、債務者が著しい生活困窮者である場合、私債権の消滅時効期間が満了している場合など 8 つの条件があるわけですが、それらに該当し、十分に本人の資力の有無についての調査をした結果、これ以上債権として管理し続けることが適切でないといった場合については、債権放棄を行っていくという考え方になります。ただし、今年 4 月に設置をいたします債権整理室におきましては、この私債権につきましては所管するものではございません。債権管理、滞納整理のノウハウにつきまして、債権整理室でそういった手順等を十分に、マニュアル的なものもつくりまして、各債権の所管課にその流れとといいますか、そういったことを指導することによって、現課における滞納整理の力を十分につけていただきまして、その後調査等を行い、先ほど申し上げましたとおり、最終的にこれらの回収の見込みがない場合には、債権放棄に入るといった手順で考えております。具体的には令和 5 年度中に内容についてはさらに詳細に詰めまして取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

せいよ地域づくり交付金の内訳と昨年との比較についてお答えをいたします。

せいよ地域づくり交付金は、地域づくり活動センター推進事業の中において 1 億 9000 万円を令和 5 年度当初予算に計上いたしております。その内訳といたしましては、基礎型交付金が 1 億 6000 万円、手上げ型交付金が 3000 万円となっております。基礎型交付金の 1 億 6000 万円は、従来の基礎型交付金 7000 万円に地域任用職員の人件費相当経費 9000 万円を合わせたものであります。令和 4 年度の当初予算と比較いたしますと、総額で 6000 万円の増額となっております。増額の内容といたしましては、地域任用職員の人件費相当額分でございます。従来の基礎型交付金と手上げ型交付金については、事業費の変更はございません。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございました。

ちょっと再質問させていただきますが、地域づくり交付金の増額分、地域任用職員人件費というふうにありましたけれども、地域任用職員の給与は、地域においてそれぞれが決めるというふうにお伺いをしておりますけれども、27 組織の任用職員の給与自体は市では把握されておるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

お答えをいたします。

現時点では全ての地域づくり組織の雇用形態、賃金形態等については把握はできておりません。

雇用、勤務、給与形態等それぞれの地域づくり組織が 300 万円の交付金の中で運用されることとなっております。なお、令和 5 年度の交付金の交付申請書が 3 月 20 日を締切りといたしておりますので、全ての交付申請書がそろいましたら一覧表にして、地域づくり組織と共有を図り、また、議会への報告等もいたしたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

もう 1 点ですけれども、交付金の財源内容と基礎型交付金の算定方法についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

それでは、まず交付金の財源についてお答えをいたします。

財源といたしましては、まず過疎対策事業債、こちらのソフト事業分として 7000 万円を基礎型交付金に、また、地域振興基金からの繰入金とい

たしまして 1 億 2000 万円を地域任用職員の人件費相当分 9000 万円と手上げ型交付金の 3000 万円にそれぞれ財源充当いたしております。

続きまして、基礎型交付金の算定方法でございますが、基礎型交付金につきましては、これまでと同様に均等割が 5 割、人口割が 3 割、面積割が 2 割として計算を行い交付金を算定いたしております。

また、地域任用職員の人件費相当額の 9000 万円につきましては、24 の地区につきましては 1 地区ずつ 300 万円、また、宇和・野村・三瓶の 3 地区については 600 万円をそれぞれ計上いたしております。

以上、答弁といたします。

○小玉議長

次に、14 番中村敬治君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」115 ページでございます。6 款 1 項 3 目農業振興費、農業後継者育成事業について 4 点についてお伺いいたします。

まず最初に、近年の西予市の就農者数や新規就農者数の推移はどうなっているのでしょうか。

2 番目として、新規就農者のうち、自営就農者、新規参入者、法人就農者 3 形態の数はどうなっているのでしょうか。

3 点目として、毎年度当初予算に 5000 万円から 6000 万円台の事業費が計上をされておるわけですけれども、令和 5 年度の主な事業概要、支援制度はどうなっているのか。

4 点目として、県の補助額が事業費の 8 割強を占めておるわけです。西予市の農業の担い手確保や育成に対して、国や県はどのような期待があり、市として目標を定めた計画的な取組となっているのかどうか。

その 4 点についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

農業後継者育成事業の 4 点のまず最初に、近年

の西予市の就農者数や新規就農者数の推移についてお答えさせていただきます。

西予市の就農者数の推移ですが、5年に一度行われます農林業センサス報告書によりますと、2010年では2,944経営体、2015年では2,435経営体、2020年では1,891経営体と、5年で約500経営体ほど減少傾向にあります。新規就農者の推移でございますが、令和元年度が12経営体、令和2年度が4経営体、令和3年度が2経営体、令和4年度が2経営体となっており、4年間で20経営体が新規就農されています。そのうち5経営体が夫婦で就農されており、人数としては25名となります。

続いて、2番目の新規就農者のうち、自営就農者、新規参入者、法人就農者3形態の数についてお答えさせていただきます。

令和元年度からの推移ですが、親から全部、または一部継承した新規就農者が、令和元年度は7件、2年度が2件、3年度が1件、4年度が1件となっております。また、親とは別の新たな経営を開始した就農者を含む新規就農者は、令和元年度では5件、2年度では2件、3年度では1件、4年度では1件となっております。新たな法人形態はございません。

3番目の毎年度当初予算で5000万円から6000万円台の事業費が計上されているが、令和5年度の主な事業概要、支援制度についてお答えさせていただきます。

令和5年度の農業後継者育成事業の概要ですが、大きい事業といたしましては、国の事業の農業次世代人材投資資金事業で、新規就農者に対して経営開始資金として年間150万円を交付するもので、最大3年間でございますが、経営発展支援事業として、農業設備の補助対象事業費1000万円の4分の3以内を補助するものでございます。この事業、経営開始資金と併用の場合は、補助上限額が500万円に減額となります。令和5年度では、事業後継者21経営体と新たに取組む新規就農者を7経営体と見込んでおり、事業費4563万4000円を計上しております。

その他の事業といたしましては、市の単独事業として、Iターン、Jターンで、農協などの研修機関で研修中の研修生に対して月3万円、年間36万円になりますが、を最大2年間交付する農業

研修サポート事業や、Iターン、Jターンで認定新規就農者として就農している就農者の農業設備を補助する、最大25万円最大3年間でございますが、農業設備投資事業を予定しております。また、明浜柑橘農業活性化計画に基づき、明浜で就農を目指す者に対して、短期、長期での研修を受ける場合に研修費を補助する明浜で農業体験しませんか事業ですが、短期コースは5日間で3万円、10日間で6万円の研修を支給するものです。それから長期研修では、家賃月額の2分の1、これ上限2万円6カ月から最大2年間でございますが、補助する明浜で就農しませんか事業などを予定しております。

それから最後、4番目の県の補助額が事業費の8割強を占めており、西予市の農業の担い手確保や育成に対して、国や県はどのような期待があり、市として目標を定めた計画的な取組になっているかについて答弁させていただきます。

国や県の事業の取組の背景には、農業従事者の高齢化や減少が進む中で、農業の担い手となりうる新規就農者への期待は高まっており、次世代の農業や地域農業を担う新規就農者を確保、育成するため、関係機関と連携し補助事業を実施することで、農業への多くの人材の呼び込みと定着に期待していることがうかがえます。

西予市といたしましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において、関係機関、団体と連携のもと、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組、新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組を重点的に推進することとしています。

西予市の持続可能な力強い農業の実現に向け、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、いろいろな補助事業を活用していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小玉議長

次に、13番井関陽一君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

井関陽一君。

○13番井関陽一君

議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」二宮一朗議員が質疑されました2款8項1目地域

振興費、同じ項目について質疑をさせていただきます。

地域づくり活動センター推進事業において、課題解決型の住民自治を支援するとあるが、地域独自の裁量にて自由に使用できる交付金があるのか。また、ある場合その金額はどの程度になっているのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

センター独自の裁量にて自由に使用できる交付金はあるのか。また、ある場合、どの程度の金額を使用できるかについてお答えをいたします。

まず、交付金につきましては、先ほどの二宮議員の質疑に対して答弁いたしましたように、地域づくり組織に対して交付をいたします交付金となりますので、センター独自の裁量で自由に使用できる交付金とはちょっと違っております。地域づくり活動センターでは、地域づくり組織が、基礎型交付金や手上げ型交付金を原資として取り込む地域づくり活動を支援するものと考えております。

各地域づくり活動センターには、公民館から引継ぎます生涯学習を推進するための予算がございます。生涯学習事業の予算につきましては、社会教育を通じて地域づくり活動を支援する取組も可能であると考えております。

令和5年4月から、地域づくり活動センターの運用が開始をいたしますが、運用する中で様々な検討を行い、今後は、今ほどの井関議員の御質問にありましたように、各地域づくり活動センターが地域の実情に応じた事業の取組も検討していく必要があると考えております。

そのためには、予算の在り方や事業の考え方を整理し、地域づくり組織と連携しながら検討していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

ありがとうございました。

二宮一朗議員の一般質問の中で、収益が出た場合、次年度の予算として組み込むことができると

いう話でございましたが、その収益が出た金額については、年度内にあっても自由に使うことができるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

○宇都宮政策企画部長

ただいまの質問は、利益が出たらその年度内にも使用できるかということでございますかね。それも可能でございます。

以上、答弁いたします。

○小玉議長

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第36号は関係常任委員会へ、議案第10号から議案第13号まで、議案第21号、議案第25号及び議案第37号の7件は総務常任委員会へ、議案第4号から議案第7号まで、議案第14号から議案第18号まで、議案第38号から議案第40号まで、議案第44号及び議案第45号の14件は厚生常任委員会へ、議案第3号、議案第20号、議案第22号から議案第24号まで及び議案第41号から議案第43号までの8件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程3)

○小玉議長

次に、日程第3、議案第46号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

〔宇都宮政策企画部長登壇〕

○宇都宮政策企画部長

議案第46号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市国民健康保険土居診療所の診療曜日の変更に伴いまして、令和5年4月1日から生活交通バス路線の見直しを行うものであります。

見直しの内容といたしましては、城川地区生活交通バスの運行路線について、利用状況に合わせ

まして、魚成中津川・今田から土居線を魚成中津川・今田から下相線と変更するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第 46 号は総務常任委員会へ付託いたします。

(日程 4)

○小玉議長

次に、日程第 4、陳情第 1 号「森林・林業基本計画の推進並びに林野関係予算の確保及び拡充を求める意見書の提出についての陳情」を議題といたします。

陳情 1 件の詳細につきましては、お手元のタブレットに配信しております請願文書表を御参照ください。

ただいま議題となっております陳情 1 件については産業建設常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会において、各議案及び陳情について十分に審査を行い、最終日の本会議において委員会審査の経過と結果について各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

3 月 16 日は午後 2 時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1 時 24 分

第 5 日

3月16日（木曜日）

令和5年第1回西予市議会定例会会議録（第5号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和5年 3月16日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 開 議 | 令和5年 3月16日 | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| | 午後 2時00分 | 財 政 課 長 | 安 岡 克 敏 |
| 1. 閉 会 | 令和5年 3月16日 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| | 午後 3時34分 | | |
1. 出 席 議 員
- | | | | |
|------|-----------|--------------------|---------|
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | | |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|-------------------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政策企画部長 | 宇都宮 明 彦 |
| 生活福祉部長兼
福祉事務所長 | 一 井 健 二 |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 |
| 消防本部消防長 | 酒 井 広 一 |
| 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 |
| 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 野 村 支 所 長 | 大 森 寿 和 |

議 事 日 程			正する条例制定について
1	議案第 3号	財産の無償譲渡について	議案第 23号 市道路線の認定について
	議案第 4号	財産の無償貸付について	議案第 24号 西予市営土地改良事業の施行について
	議案第 5号	財産の無償貸付について	議案第 25号 西予市過疎地域持続的発展計画の変更について
	議案第 6号	財産の無償貸付について	議案第 36号 令和5年度西予市一般会計予算
	議案第 7号	財産の無償貸付について	議案第 37号 令和5年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
	議案第 10号	西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について	議案第 38号 令和5年度西予市国民健康保険特別会計予算
	議案第 11号	西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	議案第 39号 令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第 12号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 40号 令和5年度西予市介護保険特別会計予算
	議案第 13号	西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 41号 令和5年度西予市水道事業会計予算
	議案第 14号	西予市保育所条例等の一部を改正する条例制定について	議案第 42号 令和5年度西予市簡易水道事業会計予算
	議案第 15号	西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	議案第 43号 令和5年度西予市下水道事業会計予算
	議案第 16号	西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	議案第 44号 令和5年度西予市病院事業会計予算
	議案第 17号	西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	議案第 45号 令和5年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
	議案第 18号	西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	議案第 46号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 20号	西予市野村茅葺き民家交流館条例の一部を改正する条例制定について	陳情第 1号 森林・林業基本計画の推進並びに林野関係予算の確保及び拡充を求める意見書の提出についての陳情
	議案第 21号	西予市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について	2 議案第 47号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第12号)
	議案第 22号	西予市給水条例の一部を改	3 発議第 1号 西予市議会の個人情報の保護に関する条例制定について
			4 発議第 2号 西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
			発議第 3号 西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

5 議員派遣の件について

追加 意見書案第1号 森林・林業基本計画の推進
並びに林野関係予算の確保
及び拡充を求める意見書
(案)の提出について

本日の会議に付した事件		正する条例制定について	
1	議案第 3号 財産の無償譲渡について	議案第 23号	市道路線の認定について
	議案第 4号 財産の無償貸付について	議案第 24号	西予市営土地改良事業の施行について
	議案第 5号 財産の無償貸付について	議案第 25号	西予市過疎地域持続的発展計画の変更について
	議案第 6号 財産の無償貸付について	議案第 36号	令和5年度西予市一般会計予算
	議案第 7号 財産の無償貸付について	議案第 37号	令和5年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
	議案第 10号 西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について	議案第 38号	令和5年度西予市国民健康保険特別会計予算
	議案第 11号 西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	議案第 39号	令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第 12号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 40号	令和5年度西予市介護保険特別会計予算
	議案第 13号 西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 41号	令和5年度西予市水道事業会計予算
	議案第 14号 西予市保育所条例等の一部を改正する条例制定について	議案第 42号	令和5年度西予市簡易水道事業会計予算
	議案第 15号 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	議案第 43号	令和5年度西予市下水道事業会計予算
	議案第 16号 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	議案第 44号	令和5年度西予市病院事業会計予算
	議案第 17号 西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	議案第 45号	令和5年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
	議案第 18号 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	議案第 46号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 20号 西予市野村茅葺き民家交流館条例の一部を改正する条例制定について	陳情第 1号	森林・林業基本計画の推進並びに林野関係予算の確保及び拡充を求める意見書の提出についての陳情
	議案第 21号 西予市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について	2	議案第 47号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第12号)
	議案第 22号 西予市給水条例の一部を改	3	発議第 1号 西予市議会の個人情報の保護に関する条例制定について
		4	発議第 2号 西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
			発議第 3号 西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

5 議員派遣の件について

追加 意見書案第1号 森林・林業基本計画の推進
並びに林野関係予算の確保
及び拡充を求める意見書
(案)の提出について

開会 午後2時00分

○小玉議長

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○小玉議長

日程第1、議案第3号「財産の無償譲渡について」から議案第7号「財産の無償貸付について」まで、議案第10号「西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について」から議案第18号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」まで、議案第20号「西予市野村茅葺き民家交流館条例の一部を改正する条例制定について」から議案第25号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」まで、議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」から議案第46号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」まで及び陳情第1号「森林・林業基本計画の推進並びに林野関係予算の確保及び拡充を求める意見書の提出についての陳情」の32件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長河野清一君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

〔河野総務常任委員会委員長登壇〕

○河野総務常任委員会委員長

総務常任委員会の審査報告をいたします。

去る3月6日の本会議において当委員会へ付託されました議案9件につきましては、7日及び8日に委員会を開催し審査を行いました。その経過と結果について御報告を申し上げます。

委員会結果はお手元に配信のとおりであり、議案9件は原案のとおり可決決定いたしました。

これより議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」について、総務課所管分では、行政連絡協議会事

業における行政連絡委託料の算定方法と金額の推移についての質疑に対し、委託料の算定方法として、旧町別に世帯数に対して1世帯当たり2,000円を掛けた世帯割、自治会数に対して1自治会当たり1万5000円を掛けた自治会加算額、高齢化率に対して2万9000円を掛けた高齢者率加算額により積算をしているとの答弁でありました。

危機管理課所管分の防災行政無線・情報システム整備事業におきましては、市独自で導入している気象観測システムの設置場所を市内6カ所から3カ所へ見直したことについての質疑に対し、気象台の観測システムや国・県の観測所等の設置状況を踏まえ、西予市全体が観測可能であると判断し見直したとの答弁でありました。

自主防災組織における防災訓練についての質疑では、自主防災組織と共同で実施している西予市防災訓練を宇和町、野村町、城川町ごとに毎年、地震津波防災訓練を明浜町、三瓶町で隔年で行っているほか、それぞれの組織において座学的な研修も含めて多くの取組が実施されているとの答弁でありました。

税務課所管分では、市税の増収についての質疑に対し、固定資産税においては、家屋110棟程度の新築により増額を見込んでいる。また、市町村たばこ税については、段階的に税率改正が行われており、直近の納付実績を踏まえ増額を見込んでいるとの答弁でありました。

監理用地課所管分の道路地籍整備事業では、市道における未登記箇所測量の終了時期についての質疑に対し、令和17年度で完了見込みであるとの答弁でありました。

政策推進課所管分の情報システム管理運用事業では、国が進めているガバメントクラウドへの移行による情報推進事業費の今後の見通しについての質疑に対し、ガバメントクラウドでは2025年度までに全自治体が移行することが決められており、国が標準化に向けて仕様書を作成している段階であります。昨年度、選定された自治体において先行事業と試験的に行われた結果によると、あまり経費削減につながっていないのが現状であり、費用負担の割合など詳細について示されていないため費用の試算ができないとの答弁でありました。

消防本部所管分の消防通信施設維持管理事業に

おきましては、通信指令台の維持管理についての質疑に対し、現在、使用開始から約 15 年経過しており、毎年保守点検委託料を予算化し、修理または整備を行い、保守管理に努めている状況であります。新庁舎が完成する令和 7 年度までは継続し使用する予定であるとの答弁でありました。

教育総務課所管分の小学校施設整備事業では、西予市宇和町地域小学校再編計画が策定されている中での施設整備についての質疑に対し、令和 5 年度は、屋内運動場の改修工事を 2 小学校（中川・皆田小学校）及び改修工事設計業務委託を多田小学校で行うこととしており、災害が発生したとき避難所等になるため整備を行う。また、バリアフリー化する宇和町小学校については、バリアフリー法の改正により文部科学省から令和 7 年度までに緊急的に整備するよう目標が定められているとの答弁でありました。

スポーツ・文化課所管分では、国宝重要文化財等保存・活用事業費国庫補助金（文化的景観）の概要についての質疑に対し、文化的景観を構成する要素の中で、特に重要と認められ、所有者の同意を得たものに対して補助がある。補助率に対しては、所有者の修理事業に対し市から 80%の補助を行い、市が補助した分に対して、通常なら国からの補助金が 50%あるが、西予市の場合は過疎地域のため 65%補助があるとの答弁でありました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和 5 年 3 月 16 日、総務常任委員会委員長河野清一。

○小玉議長

次に、厚生常任委員会委員長竹崎幸仁君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

竹崎幸仁君。

〔竹崎厚生常任委員会委員長登壇〕

○竹崎厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会審査報告を行います。

去る 3 月 6 日の本会議において当委員会に付託されました議案 15 件について、3 月 7 日及び 8 日に委員会を開催し審査を行いましたので、経過と結果について御報告申し上げます。

お手元に配信のとおり、議案 15 件については、いずれも全会一致で原案可決決定いたしました。

議案の審査経過において委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第 4 号「財産の無償貸付について」から議案第 7 号「財産の無償貸付について」では、平成 30 年 4 月 1 日から明浜町西地区の歯科医療の確保、三瓶町蔵貫地区、皆江地区及び下泊地区の地域医療の確保のため、旧高山歯科診療所の一部、旧蔵貫診療所、旧皆江診療所及び旧下泊小学校校舎の一部を無償で貸付けており、令和 5 年 3 月 31 日をもって貸付期間が満了となる。現在貸付している相手方から普通財産貸付申請書の提出があり、引き続き 5 年間無償で貸し付けるものであるとの説明がありました。

議案第 18 号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」では、診療所長となる医師の雇用形態に会計年度任用職員を追加し、診療日数等に応じた雇用ができるよう充実に努むとの説明がありました。

医師の雇用形態に会計年度任用職員を追加した理由についての質疑があり、現在の西予市の医師は 65 歳が定年制となっており、3 年を超えない範囲で延長ができる。それらも鑑み、今後の医師不足への対応、働き方改革の面などから会計年度任用職員を追加したとの答弁でありました。

議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」における子育て支援課所管分では、新規事業子育て応援事業のうち、若年出産世帯応援事業について、出産時に夫婦ともに 29 歳以下であった世帯に対して出産後に要する経費の一部を一般財源で助成する内容であるが、29 歳という年齢にした理由について質疑があり、一般財源で計上しているが、県のえひめ人口減少対策総合交付金の交付決定後、歳入の補正をする予定である。年齢については、結婚年齢の全国平均が 29 歳であり、国等では 29 歳以降に結婚した場合を晩婚化と言われ、県の交付金基準も 29 歳であるとの答弁でありました。

委員からは、晩婚化と言われる中、夫婦どちらかが 30 代である場合もあり、年齢制限はなくてもよいのではないかと。29 歳を超える場合は一般財源で助成することが、人口減少対策、子育て世代応援事業となるのではないかと意見があり、限られた財源の中での有効な財政収入を検討していく必要もあり、令和 5 年度から事業がスタートす

るため、申請の状況を踏まえ今後調査研究を行いたいとの答弁でありました。

長寿介護課所管分の全国健康福祉祭えひめ大会推進事業については、ねんりんピックの愛称で親しまれており、愛媛県大会は、令和5年10月28日から31日までの4日間で開催される。西予市での開催種目は軟式野球であり、県内4市町での共同開催とし、実行委員会負担金として543万7000円を予算計上しているとの説明がありました。参加者、関連イベントについての質疑があり、県外30チーム、県内2チームの計32チーム、総勢640名が参加し、県内4カ所の会場に分かれ、1カ所8チームで優勝を目指す。あわせて、おもてなしコーナー、健康づくり教室等を開催する予定であるとの答弁でありました。

養護老人ホーム三楽園建設事業では、移転先となる旧二木生小学校解体工事費2億3320万円についての質疑があり、約7000万円のアスベスト解体工事費も含まれており高額となっているとの答弁でありました。

福祉課所管分の社会福祉総務費庶務事業では、避難行動要支援者管理運営事業について、個別避難計画に関わる名簿についての質疑があり、現在、新たに避難行動要支援者の対象者となりうる方や今まで無回答であった方1,651名に文書を送付し、今年度の避難行動要支援者の名簿の整理をしている。個別計画の実効性を高めるために、自力避難が可能な方や避難時に家族の協力が得られる方については、申出いただくことにより、避難行動要支援者としては非該当、個別避難計画の策定を保留とさせていただく。自力避難ができない真に支援の必要な方を避難行動要支援者として整理し、個別計画を速やかに策定できる仕組みに変更した。また、避難行動要支援者で同意を得られた方を避難行動要支援者名簿として民生委員や自主防災組織に提供するが、災害時には、西予市長の判断により、同意されていない方、自力避難ができる方、家族の協力が得られる方の中にも困難を抱えられている方もあるため、これらの方々を含め避難行動要支援者リストとして提供し、非常時の対応を行うとの答弁でありました。

委員からは、地域と連携を密にして1人の要支援者も取り残されることのないよう可能な限り取り組んでいただきたいとの意見がありました。

環境衛生課所管分の廃棄物処理委託事業では、処理費用の削減についての質疑があり、埋立て処理を行っていた製品プラスチックを、令和5年度から公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引渡しを開始する予定である。また、廃棄物の容量削減、圧縮するためのバックホウを宇和清掃センターと野村クリーンセンターに新たに購入し、処理費用の削減に寄与する。事業者からの処理費用の削減方法の提案もあり、処理費用を削減できるよう検討を進めていきたいとの答弁でありました。

健康づくり推進課所管分の食育事業では、事業内容についての質疑があり、第2次西予市食育推進計画に基づき、栄養食育班、地産地消推進班で協議を行い事業を進めている。保育所、高校などでの食育や郷土料理の指導、栄養教育による将来の生活習慣病防止への取組などを積極的に行っているとの答弁でありました。

議案第44号「令和5年度西予市病院事業会計予算」では、令和4年度当初予算と比較すると西予市民病院の大きな増減はないが、野村病院は収入、支出とも減少し、予算規模が縮小しているが、野村病院としてどのように分析するのかとの質疑に対し、入院患者の受入れには、夜勤ができる看護師の確保が必要である。定年退職などにより夜勤のできる看護師が減少傾向にあり、人口減少の影響もあるものの、看護師不足により入院患者を従前の数ほど受け入れることができなくなっており、それに伴い収益も減少しているとの答弁でありました。

議案第45号「令和5年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」では、野村介護老人保健施設つくし苑の施設基準について、厚生労働省が定める施設基準を前年度と同じ超強化型で維持継続をし、利用者のサービス向上と経営の安定に努めていきたいとの説明がありました。施設基準超強化型についての質疑があり、5段階の評価基準の中で最も高い基準が超強化型であり、在宅復帰等の取組をいかに実践しているかの評価により基準が決定しており、令和3年12月からこの基準で運営しているとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和5年3月16日、厚生常任委員会委員長竹崎幸仁。

○小玉議長

次に、産業建設常任委員会委員長井関陽一君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

井関陽一君。

〔井関産業建設常任委員会委員長登壇〕

○井関産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告をいたします。

去る3月6日に付託されました議案9件と陳情1件につきまして、3月7日、8日に審査いたしましたので、その内容と結果について御報告を申し上げます。

付託されました議案9件につきましては、全会一致にて原案可決決定いたしました。

また、陳情1号につきましては、賛成多数にて採択と決しました。

これより、審査過程における意見や部課長の答弁につきましては、抜粋にて報告書に示してあるとおりであります。長くなりますのでさらに抜粋して報告をいたします。

議案第3号「財産の無償譲渡について」では、譲渡内容について質疑があり、ロジ4棟、炊事棟、トイレの建物6棟のみを譲渡するもので、土地は西予市のままであり、建物については、相手方が譲渡後に修繕して利用するとの答弁でありました。

議案第20号「西予市野村茅葺き民家交流館条例の一部を改正する条例制定について」では、宿泊の実績について質疑があり、令和3年度は40人、令和4年度は99人、新型コロナウイルスが流行する前の令和元年度は142人で、そこまでは回復していないが、宿泊者数は若干回復傾向にあるとの答弁でありました。また、宿泊料改定について質疑があり、現在の宿泊料は、1泊大人5,000円から中学生以上が7,000円に、18歳までの子どもが3,000円から小学生3,500円に改定されることでした。

議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」の建設課所管分では、建設残土処理管理事業の施設使用料について質疑があり、残土の受入単価は1立米当たり1,210円と設定しており、令和5年度は約1万8300立米の受入れを予定している。当施設は11万2000立米の残土を受入れることが

可能で、令和5年1月末現在で3万549立米の受入れが完了しているとの答弁でした。

危険空家除却事業では、令和4年度に比べ令和5年度の予算が減少しているが、予算枠以上の申請があった場合の取扱いはどうなるのかとの質疑があり、令和4年度は国・県の内示が45件で申請実績は42件となり、令和5年度に持ち越した申請はないため30件分の予算を計上している。予算枠を超えた申請があった場合は、国・県に追加の補助枠の相談をかけながら補正予算対応を考えていきたいとの答弁でありました。

農業委員会所管分では、農地法等が一部改正されたことにより、農地の権利取得に求められていた下限面積が撤廃され、農家の方以外でも農地の購入が可能となったが、今後どのように考えているのかとの質疑があり、今回の農地法の改正により、新規就農者や家庭菜園程度の方も農地が所有できることになり、農地の売買や賃借が促進されることを期待している。一方で、投機的な目的で農地を所有する動きも考えられるため、取得される方の農業に対する意欲や農地をきちんと管理できるのか、地域営農に支障がないかなど、案件ごとに農業委員と慎重に審議していく必要があると考えているとの答弁でした。

経済振興課所管分では、雇用・創造等支援事業について、市外で開催する市独自の合同就職説明会の開催方法について質疑があり、これまで西予市内で実施してきたが、今回、愛媛大学、松山大学の卒業間近の大学生をターゲットとして、アイテムえひめや愛媛県民文化会館など松山を中心に合同就職説明会を予定している。説明会の周知・開催につきましては、民間に委託して行うことを検討しているとの答弁でした。

ふるさと納税推進事業では、返礼品について質疑があり、期間限定や数量が異なる商品を含めて現在700品目を設定している。令和5年度は寄附額を5億円に設定しており、返礼品の充実を図り、量も確保しなければならないと考えている。そのためには、既に返礼品を登録されている方以外の発掘が必要であり、関係機関と協力して新たな返礼品の発掘を行っていきたいとの答弁でした。また、ポータルサイトの委託先について質疑があり、令和4年度にANAとJALが追加となり、楽天、ふるさとチョイス、さとふる、ふるなび、三越伊

勢丹を含めて、現在7社に委託しているとのことでした。

林業課所管分では、バイオマスペレット生産利活用促進事業について、ペレットの今後の取組について質疑があり、令和5年度からペレットストロー購入に対する補助を廃止し燃料に対する補助のみとしたが、燃料の補助については来年度以降も継続していきたいと考えている。木質ペレットの製造施設については、指定管理期間が令和6年3月までとなっているため、令和5年度中に今後の方向性を検討していきたいとの答弁でした。

また、地域おこし協力隊の配置人数と仕事内容について質疑があり、地域に根差した林業施業を行う人材育成を目的に、野村町惣川地区へ3名募集し、隊員は愛媛県林業研究センターで行うフォレストワーカー養成研修への参加や惣川地区の林業事業体にて技術習得を行い、将来的に林業事業体への就業を目指していくとの答弁でありました。

農業水産課所管分では、全国ブラックアンドホワイトショウ出品補助について質疑があり、全国で5年に一度開催されるホルスタインの共進会に出品するための経費を一部助成するものであり、愛媛県に3頭の出品枠があり、西予市からも出品される予定となっている。当共進会は10年前に西予市の方がグランドチャンピオンを獲得しており、酪農家の方にとっては大きな目標になっているとの答弁でした。

換地処分更正事業では、事業終了見込みについて質疑があり、測量等の現地調査は令和5年度で完了し、令和6年、令和7年にかけて法務局や愛媛県と協議をしながら登記を進めていくとの答弁でありました。更正事業に係る測量委託費につきましては、全体で約1億5000万円を見込んでいくとの答弁でした。

議案第42号「令和5年度西予市簡易水道事業会計予算」では、水質検査負担金について質疑があり、簡易水道も上水道と同じ頻度で水質検査が必要となっており、大腸菌検査などの9項目の検査を毎月、20数項目の検査を年に4回、水質検査で求められている全項目の検査を年に1回、水源を含めて全ての簡易水道施設で行っており、当市は簡易水道施設の数が多いため、負担金も多くなっているとの答弁でした。

陳情第1号につきましては、西予市は森林面積

が75%以上あり林業の活性化は喫緊の課題である。林業の現在と将来を見据えて、陳情書に書かれていることはもっともであるとの意見が出され、賛成多数にて採択いたしました。

以上、委員会報告といたします。

令和5年3月16日、産業建設常任委員会委員長井関陽一。

○小玉議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

1点お尋ねいたします。

産建委員会で審議されました陳情第1号につきまして、賛成多数であるという御報告でございました。何対何であったのかということが1点と、反対できかねたその理由というものについて主なものをお尋ねいたします。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

井関陽一君。

〔井関産業建設常任委員会委員長登壇〕

○井関産業建設常任委員会委員長

お答えさせていただきます。

反対は1名でありました。これ趣旨的には賛成をいただいていたわけなんですけども、その内容について、もう少し踏み込んだ内容にするほうがいいんじゃないかなということで、完全な反対というわけではなく、趣旨は賛成するが、陳情内容についてももう少し踏み込んだ内容にしてほしいということでの反対でありました。

以上です。

○小玉議長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

本日送信した入室コードを入力してください。

[入室コードを議員が入力]

○小玉議長

全員の入室を確認いたしました。

まず、議案第3号「財産の無償譲渡について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○小玉議長

採決を確定いたします。

議案第3号「財産の無償譲渡について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第4号「財産の無償貸付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○小玉議長

採決を確定いたします。

議案第4号「財産の無償貸付について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第5号「財産の無償貸付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○小玉議長

採決を確定いたします。

賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第6号「財産の無償貸付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○小玉議長

採決を確定いたします。

議案第6号「財産の無償貸付について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第7号「財産の無償貸付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○小玉議長

採決を確定いたします。

議案第7号「財産の無償貸付について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第10号「西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について」から議案第18号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」まで及び議案第20号「西予市野村茅葺き民家交流館条例の一部を改正する条例制定について」から議案第22号「西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」までの12件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号から議案第18号まで及び議案第20号から議案第22号までの12件は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○小玉議長

採決を確定いたします。

議案第10号「西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について」以下12件は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第23号「市道路線の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○小玉議長

採決を確定いたします。

議案第 23 号「市道路線の認定について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 24 号「西予市営土地改良事業の施行について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 24 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○小玉議長

採決を確定いたします。

議案第 24 号「西予市営土地改良事業の施行について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 25 号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 25 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○小玉議長

採決を確定いたします。

議案第 25 号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 36 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○小玉議長

採決を確定いたします。

議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 37 号「令和 5 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」から議案第 45 号「令和 5 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの 9 件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 37 号から議案第 45 号までの 9 件は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○小玉議長

採決を確定いたします。

議案第 37 号「令和 5 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」以下 9 件の議題は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 46 号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 46 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○小玉議長

採決を確定いたします。

議案第 46 号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、陳情第 1 号「森林・林業基本計画の推進並びに林野関係予算の確保及び拡充を求める意見書の提出についての陳情」を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第 1 号は原案のとおり採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○小玉議長

採決を確定いたします。

陳情第 1 号「森林・林業基本計画の推進並びに林野関係予算の確保及び拡充を求める意見書の提出についての陳情」は賛成多数によって採択となりました。

(日程 2)

○小玉議長

次に、日程第 2、議案第 47 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 12 号)」を議題いたします。

理事者の説明を求めます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 47 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 12 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、繰越明許費の設定を行うものであります。

災害復旧事業をはじめ、その性質上または予算成立後の事由により、年度内に支出が終わらない見込みの 43 事業に対しまして総額 19 億 3532 万 8000 円を限度額として設定いたしております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 47 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認め、議案第 47 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

議案第 47 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 12 号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○小玉議長

採決を確定いたします。

議案第 47 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 12 号）」は賛成全員によって可決となりました。

（日程 3）

○小玉議長

次に、日程第 3、発議第 1 号「西予市議会の個人情報の保護に関する条例制定について」を議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

兵頭学議会議運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

兵頭学委員長。

〔兵頭議会議運営委員会委員長登壇〕

○兵頭議会議運営委員会委員長

発議第 1 号「西予市議会の個人情報の保護に関する条例制定について」提案理由の説明を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉議長

提案者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第 1 号は、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認め、発議第 1 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

発議第1号「西予市議会の個人情報の保護に関する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○小玉議長

採決を確定いたします。

発議第1号「西予市議会の個人情報の保護に関する条例制定について」は賛成全員によって可決となりました。

(日程4)

○小玉議長

次に、日程第4、発議第2号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」及び発議第3号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」の2件を一括議題といたします。

本案2件について提案者の説明を求めます。

兵頭学議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

兵頭学委員長。

〔兵頭議会運営委員会委員長登壇〕

○兵頭議会運営委員会委員長

発議第2号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」、発議第3号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」の2件につきましては、関連がございますので一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、自然災害の発生、感染症の蔓延などやむを得ない理由により、委員会を開会する場所へ委員の招集が困難であると認めるときは、オンライン会議システムを活用した委員会を開くことを可能とするため、本条例及び本規則の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉議長

提案者の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第2号及び発議第3号の2件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認め、発議第2号及び発議第3号の2件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

討論なしと認めます。

これより議案順に採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

発議第2号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」及び発議第3号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」の2件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号及び発議第3号の2件は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○小玉議長

採決を確定いたします。

発議第2号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」以下2件の議題は賛成全員によって可決となりました。

(日程5)

○小玉議長

次に、日程第5、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信しております本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認めそのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後3時04分）

○小玉議長

再開いたします。（再開 午後3時15分）

お諮りいたします。

ただいま提出されました意見書案第1号「森林・林業基本計画の推進並びに林野関係予算の確保及び拡充を求める意見書（案）の提出について」を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認めます。よって、本案を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

（追加）

○小玉議長

追加日程第1、意見書案第1号「森林・林業基本計画の推進並びに林野関係予算の確保及び拡充を求める意見書（案）の提出について」を議題といたします。

本案について、提案者の説明を求めます。

井関陽一産業建設常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

井関陽一委員長。

〔井関産業建設常任委員会委員長登壇〕

○井関産業建設常任委員会委員長

森林・林業基本計画の推進並びに林野関係予算の確保及び拡充を求める意見書（案）の提出について、提案理由の御説明を申し上げます。

近年、地球温暖化の影響により、局地的な豪雨や豪雪、大型台風等が発生し、全国各地で甚大な被害を頻発している中、森林整備の推進による国土強靱化を図ることは喫緊の課題であることや、地球温暖化に対する我が国の目標である2050年カーボンニュートラルの実現に向けた森林整備や木材利用分野での施策の拡充を図るためにも、林野関係予算を確保及び拡充することが強く求められているところであります。

また、昨年来、いわゆるウッドショックによる影響に加え、今般の円安やロシアによるウクライナ侵略など、木材需給の不透明さが増している状況にある中、経済安全保障の観点からも、海外情勢の影響を受けにくい木材の需給構造を早急に構築することが必要となっております。

このように、森林整備を進めていくことは、国土保全などの森林の公益的機能の発揮のみならず、山村地域を中心とする雇用や所得の拡大による地方創生や経済安全保障にも大きく貢献するものであり、我が国全体の課題として早急に取り組むべきと考えております。

国に対しまして、森林・林業基本計画に掲げる施策の具体化を図るために必要な予算の確保・拡充に取り組むこと、木材利用の拡大を図るための林業産業の競争力強化や、新たな木材需要の創出に向け、総合的な対策を強力に推進すること、林業活動にDX化を推進することなど、7項目について必要な措置を講じられるよう強く要望するものであります。

議員各位におかれましては、何とぞ提案の趣旨を御理解いただき、賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するものであります。

○小玉議長

提案者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認め、意見書案第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

意見書案第1号「森林・林業基本計画の推進並びに林野関係予算の確保及び拡充を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○小玉議長

採決を確定いたします。

意見書案第1号「森林・林業基本計画の推進並びに林野関係予算の確保及び拡充を求める意見書（案）の提出について」は賛成全員によって可決となりました。

以上で全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

令和5年第1回西予市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

日に日に暖かさが増し、いよいよ春の到来を感じられる、そのような季節となりました。

そのような中、先日の日曜日、第57回愛媛県

クラブ駅伝競走大会が、野村町乙亥会館を周回するコースで開催をされました。この時期にしては気温も暖かく選手の皆さんも大変であったと思いますが、各チームともすばらしい走りを見せ、大いに盛り上がりました。特に、男子1部では、西予市体協Aチームが16年ぶりの優勝を果たされました。お祝い申し上げますとともに、日頃の努力、精進に敬意を表する次第であります。

また、今回の大会では、運営についても高い評価の声をいただいております。朝霧湖マラソンの経験もあり、スタッフの熟練度や地域の応援体制も評価されたのではないかと思います。

こうしたイベントがウィズコロナ社会の中では数多く開催され、地域のにぎわいや活力につながることを願うところであります。

去る2月22日に開会いたしました本定例会でございますけれども、会期中、議員各位には、本会議並びに各常任委員会におきまして、追加分も含め上程いたしました条例制定及び改正、令和5年度一般会計予算など45件に上る重要案件につきまして、慎重に御審議をいただき、いずれも原案どおり可決いただきました。心から厚く御礼を申し上げるところでございます。

また、一般質問並びに予算等の審議の過程でいただきました御意見につきましては、十分尊重いたしまして施策を推進してまいりたいと存じます。

さて、新聞報道等で御存じのとおり、当市は、市民・野村病院及びつくし苑の経営改革に取り組んでいこうとしているところであります。

現在、市内旧町単位で住民説明会を行っておりますが、それぞれの会場において厳しい御意見をいただいております。特に、今回の指定管理という経営形態を目指すことについて、事前の説明もなく唐突であることや職員の処遇に関するものが多く出ております。

確かに、今回の件につきましては、事前の周知を行っておらず、突然の説明となりましたことにつきましては、大変申し訳なく思っております。

しかしながら、説明会においても話をさせていただいておりますが、なかなか展望が見通せない医師、看護師などの医療従事者の確保と、コロナの影響もありますが、人口減少が進む中の患者数の減少による経営状況の悪化、さらには、市財政の厳しい現状を踏まえたと、今、経営改革に取

り組まなければ、地域医療の崩壊を招きかねない状況に近づきつつあります。

また、今後の病院等の経営については、平成29年3月に策定しました新病院改革プランでも様々な検討が必要とされており、今回の指定管理もその手法の一つとされていたところです。

今回の事業申請に至った経過でありますけれども、懸案であります2次救急集約の実現のため、全国の医療関係団体に医師派遣の依頼を行っている中で、昨年10月に、今回、事業採択後に支援をいただく予定の公益社団法人地域医療振興協会にもお願いに伺ったところ、総務省が進める公立病院医療提供体制確保支援事業について御紹介をいただき検討を進めていたものであります。

本事業は令和3年度から始まったもので、現在、指定管理に向けて実際に動いている自治体は国内で1件のみという状況ですが、地方における僻地医療を維持するという課題は、全国の多くの自治体が抱えている問題です。

この事業採択件数は、年に3から5件とされており、その中でも指定管理ということになれば、さらに狭き門になることは必至であります。今を逃すと次のチャンスが得難いことから、早急に判断する必要がある、今回の申請となったものであります。

現在、申請を行っている段階でありまして、今後、国の審査を受けますので、事業が採択されるかどうかはまだ決まっておりませんし、採択後も、協会の支援を受けながら検討・協議とともに、現場の声を聞きながら調整してまいりますので、その結果、必ずしも指定管理者制度に移行するとは限りません。

しかし、今は何とかなっている、そう遠くない将来のことを考えれば、病院等の経営改革は避けて通ることができないと考えております。

そして、少なくとも現時点において、安定的な病院施設等の経営を実現させ、将来にわたり地域医療福祉を維持するため、そして守るためには、地域医療振興協会による指定管理が最善と私は考えています。

確かに、職員の処遇の問題は重要であり、不安を感じておられることも十分に理解をしております。その点につきましては、その不安を解消できるよう職員の意見を聞きながら最大限の努力をい

たします。

ただ、最も大きな問題、解決すべき課題は、2次救急を含め、市民の安全と安心を守る、そういう生活を守るため、地域医療福祉をどうやって残していかなければならないかということではないでしょうか。

今後も、地域住民の皆様や職員への丁寧な説明、意見交換を重ね、西予市の地域医療福祉の維持確保のため、最善の方法を導き出したいと考えておりますので、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

令和5年度は、地域づくり活動センターの運用開始及び本庁・支所の組織機構再編に伴う業務体制の見直しなど、新たな挑戦の始まりの年となります。

先ほど申し上げました病院等の経営改革にも同じことが言えますが、新しい取組には大小様々な壁が立ちほだかります。

しかし、それを乗り越えなければ前に進むことができません。諸課題に対し、真摯に向き合い、一つひとつ解消、解決できるよう努めてまいります。

市民の皆様、議員の皆様の御理解、御協力を重ねてお願い申し上げます。

本格的な春の到来も間近となりましたが、季節の変わり目もありますので、議員各位におかれましては、体調管理には十分御留意をいただき、来るべき新年度の市政運営に対しまして、一層の御尽力を賜りますことをお願い申し上げまして閉会の御挨拶とさせていただきます。

○小玉議長

これをもって、令和5年第1回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後3時34分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 小玉 忠重

同 議員 河野 清一

同 議員 佐藤 恒夫

付 録

令和5年第1回西予市議会定例会会期日程表

会期2月22日（水）～3月16日（木）（会期23日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
2月22日	水	本会議（開会）	<ul style="list-style-type: none"> ・議員全員協議会 ・理事者提案理由説明 ・質疑 ・委員会付託（補正予算議案等） ・行政報告会
2月23日	木	休 会	
2月24日	金	常任委員会	・行政報告会
2月25日	土	休 会	
2月26日	日	休 会	
2月27日	月	休 会	
2月28日	火	休 会	・討論通告〳切
3月1日	水	休 会	・質疑通告〳切
3月2日	木	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・質疑・討論・採決（補正予算議案等） ・一般質問
3月3日	金	本 会 議	・一般質問
3月4日	土	休 会	
3月5日	日	休 会	
3月6日	月	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・追加議案提案理由説明 ・質疑 ・委員会付託 ・行政報告会
3月7日	火	常任委員会	
3月8日	水	常任委員会	
3月9日	木	休 会	
3月10日	金	休 会	
3月11日	土	休 会	
3月12日	日	休 会	
3月13日	月	休 会	
3月14日	火	休 会	・討論通告〳切
3月15日	水	休 会	
3月16日	木	本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> ・議員全員協議会 ・行政報告会（午後1時開会） ・委員長報告 ・質疑・討論・採決 ・即決議案採決

令和5年第1回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 3号	財産の無償譲渡について	05.03.16	原案可決
議案第 4号	財産の無償貸付について	05.03.16	原案可決
議案第 5号	財産の無償貸付について	05.03.16	原案可決
議案第 6号	財産の無償貸付について	05.03.16	原案可決
議案第 7号	財産の無償貸付について	05.03.16	原案可決
議案第 8号	西予市個人情報保護法施行条例制定について	05.03.02	原案可決
議案第 9号	西予市個人情報保護審査会条例制定について	05.03.02	原案可決
議案第 10号	西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について	05.03.16	原案可決
議案第 11号	西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	05.03.16	原案可決
議案第 12号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	05.03.16	原案可決
議案第 13号	西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について	05.03.16	原案可決
議案第 14号	西予市保育所条例等の一部を改正する条例制定について	05.03.16	原案可決
議案第 15号	西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	05.03.16	原案可決
議案第 16号	西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	05.03.16	原案可決
議案第 17号	西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	05.03.16	原案可決
議案第 18号	西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	05.03.16	原案可決
議案第 19号	西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	05.03.02	原案可決
議案第 20号	西予市野村茅葺き民家交流館条例の一部を改正する条例制定について	05.03.16	原案可決
議案第 21号	西予市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について	05.03.16	原案可決
議案第 22号	西予市給水条例の一部を改正する条例制定について	05.03.16	原案可決
議案第 23号	市道路線の認定について	05.03.16	原案可決
議案第 24号	西予市営土地改良事業の施行について	05.03.16	原案可決
議案第 25号	西予市過疎地域持続的発展計画の変更について	05.03.16	原案可決
議案第 26号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第11号)	05.03.02	原案可決
議案第 27号	令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	05.03.02	原案可決
議案第 28号	令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	05.03.02	原案可決
議案第 29号	令和4年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	05.03.02	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 30号	令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	05.03.02	原案可決
議案第 31号	令和4年度西予市水道事業会計補正予算(第4号)	05.03.02	原案可決
議案第 32号	令和4年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第2号)	05.03.02	原案可決
議案第 33号	令和4年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第3号)	05.03.02	原案可決
議案第 34号	令和4年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)	05.03.02	原案可決
議案第 35号	令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)	05.03.02	原案可決
議案第 36号	令和5年度西予市一般会計予算	05.03.16	原案可決
議案第 37号	令和5年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	05.03.16	原案可決
議案第 38号	令和5年度西予市国民健康保険特別会計予算	05.03.16	原案可決
議案第 39号	令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	05.03.16	原案可決
議案第 40号	令和5年度西予市介護保険特別会計予算	05.03.16	原案可決
議案第 41号	令和5年度西予市水道事業会計予算	05.03.16	原案可決
議案第 42号	令和5年度西予市簡易水道事業会計予算	05.03.16	原案可決
議案第 43号	令和5年度西予市下水道事業会計予算	05.03.16	原案可決
議案第 44号	令和5年度西予市病院事業会計予算	05.03.16	原案可決
議案第 45号	令和5年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	05.03.16	原案可決
議案第 46号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	05.03.16	原案可決
議案第 47号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第12号)	05.03.16	原案可決
陳情第 1号	森林・林業基本計画の推進並びに林野関係予算の確保及び拡充を求める意見書の提出についての陳情	05.03.16	採 択
発議第 1号	西予市議会の個人情報保護に関する条例制定について	05.03.16	原案可決
発議第 2号	西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	05.03.16	原案可決
発議第 3号	西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について	05.03.16	原案可決
意見書案第 1号	森林・林業基本計画の推進並びに林野関係予算の確保及び拡充を求める意見書(案)の提出について	05.03.16	原案可決
	議員派遣の件について	05.03.16	承 認

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
11月30日	関 係 議 員	市民との意見交換会実行委員会
12月 5日	全 議 員	令和4年第4回定例会 一般質問
12月 6日	全 議 員	令和4年第4回定例会 一般質問
	関 係 議 員	議会運営委員会
12月 7日	全 議 員	令和4年第4回定例会 一般質問・質疑・委員会付託
	全 議 員	議員全員協議会
12月 8日	関 係 議 員	産業建設常任委員会
	関 係 議 員	総務常任委員会
12月 9日	関 係 議 員	厚生常任委員会
12月12日	議長・関係議員	高校生と議会との意見交換会（宇和高等学校三瓶分校）
12月16日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和4年第4回定例会 閉会
	全 議 員	行政報告会
12月19日	議長・関係議員	高校生と議会との意見交換会（宇和高等学校）
12月20日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
12月22日	議 長	今井瑠璃男氏お別れの会
12月23日	関 係 議 員	総務常任委員会所管事務調査
12月25日	議長・関係議員	南予きずな博クロージングイベント
12月27日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
	議長・関係議員	高校生と議会との意見交換会（野村高等学校）
1月 3日	全 議 員	西予市成人式
1月 4日	議 長	西予市仕事始め式
	正 副 議 長	2023愛媛県年賀交歓会
1月 5日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
1月 6日	関 係 議 員	西予市年賀交歓会
1月20日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和5年第1回臨時会
	全 議 員	行政報告会
	関 係 議 員	市民との意見交換会実行委員会
	議長・関係議員	西予市道路格付委員会
1月23日	関 係 議 員	令和4年度愛媛県市議会観光振興議員連盟広域観光推進研修会
1月25日	正 副 議 長	南予市議会議長会
1月30日	全 議 員	高校生と議会との意見交換会
2月 5日	議 長	西予市消防出初式
	議 長	松山自動車道四車線化事業着工式

月 日	出席者	行 事 名
2月9日	議 長	全国市議会議長会評議員会合同会議
	関 係 議 員	議会だより編集委員会行政視察（～10日）
2月14日	関 係 議 員	議会運営委員会
2月15日	議長・関係議員	第8回西予市消防本部等庁舎改築推進委員会
2月17日	関 係 議 員	議会運営委員会
2月18日	議 長	西予ボランティア研修会
2月20日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
	議 長	愛媛県政発足150年記念式典
2月21日	議長・関係議員	西予市農業再生協議会臨時総会
2月22日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和5年第1回定例会 開会

令和5年2月24日

西予市議会

議長 小 玉 忠 重 様

総務常任委員会

委員長 河 野 清 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第8号	西予市個人情報保護法施行条例制定について	原案可決
議案第9号	西予市個人情報保護審査会条例制定について	原案可決
議案第26号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第11号)	原案可決

令和5年2月24日

西予市議会

議長 小 玉 忠 重 様

厚生常任委員会

委員長 竹 崎 幸 仁

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第26号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第11号)	原案可決
議案第27号	令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第28号	令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第29号	令和4年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第34号	令和4年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第35号	令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)	原案可決

令和5年2月24日

西予市議会

議長 小 玉 忠 重 様

産業建設常任委員会

委員長 井 関 陽 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第19号	西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第26号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第11号)	原案可決
議案第30号	令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第31号	令和4年度西予市水道事業会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第32号	令和4年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第33号	令和4年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決

令和5年3月8日

西予市議会

議長 小 玉 忠 重 様

総務常任委員会

委員長 河 野 清 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第10号	西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第11号	西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第12号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第13号	西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第21号	西予市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第25号	西予市過疎地域持続的発展計画の変更について	原案可決
議案第36号	令和5年度西予市一般会計予算	原案可決
議案第37号	令和5年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	原案可決
議案第46号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

令和5年3月8日

西予市議会

議長 小 玉 忠 重 様

厚生常任委員会

委員長 竹 崎 幸 仁

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第4号	財産の無償貸付について	原案可決
議案第5号	財産の無償貸付について	原案可決
議案第6号	財産の無償貸付について	原案可決
議案第7号	財産の無償貸付について	原案可決
議案第14号	西予市保育所条例等の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第15号	西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第16号	西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第17号	西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第18号	西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第36号	令和5年度西予市一般会計予算	原案可決
議案第38号	令和5年度西予市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第39号	令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第40号	令和5年度西予市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第44号	令和5年度西予市病院事業会計予算	原案可決
議案第45号	令和5年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	原案可決

令和5年3月8日

西予市議会

議長 小 玉 忠 重 様

産業建設常任委員会

委員長 井 関 陽 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第3号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第20号	西予市野村茅葺き民家交流館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第22号	西予市給水条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第23号	市道路線の認定について	原案可決
議案第24号	西予市営土地改良事業の施行について	原案可決
議案第36号	令和5年度西予市一般会計予算	原案可決
議案第41号	令和5年度西予市水道事業会計予算	原案可決
議案第42号	令和5年度西予市簡易水道事業会計予算	原案可決
議案第43号	令和5年度西予市下水道事業会計予算	原案可決

令和5年3月8日

西予市議会

議長 小 玉 忠 重 様

産業建設常任委員会

委員長 井 関 陽 一

請 願 等 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
陳情第1号	森林・林業基本計画の推進並びに林野関係予算の確保及び拡充を求める意見書の提出についての陳情	採 択

総務常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第8号 西予市個人情報保護法施行条例制定について

議案第9号 西予市個人情報保護審査会条例制定について

議案第26号 令和4年度西予市一般会計補正予算（第11号）

（歳入・歳出予算に関する総務常任委員会所管分）

以上、3議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第26号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第11号）」について、総務課所管分では、会計年度任用職員給与費において、年度途中で退職された公益保護相談員についての質疑に対し、職員での対応が難しい案件における補助者として警察OBの方を任用していたが、職員自体の対応力の向上もあって、そのような案件が減少しており、緊急性がなかったため補充を見合わせたとの答弁であった。

また、都市構造再編集中支援事業費国庫補助金の概要についての質疑に対し、主に復興に係る肱川左岸側の事業に充てており、地域住民の交流の場を整備するための道路改良、公園整備等に補助金を充てている。なお、補助率については、それぞれの用途に合わせて事業費の50%、45%に分けられているとの答弁であった。

まちづくり推進課所管分では、卯之町はちのじまちづくり整備事業において、物価変動及び工事内容変更による増額についての質疑があり、平成29年2月の建設物価指数月報に基づき、各事業の着工時期の建築費指数と比較して1.5%以上の差が生じた場合、差額分の対価の改定を行うこととなっている。また、変動率については、およそ10%程度の上昇であったとの答弁であった。

以上、総務常任委員会審査報告とする。

令和5年3月2日

総務常任委員会

委員長 河野 清一

厚生常任委員会審査報告書

【審査した議案】

- 議案第26号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第11号)
(歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分)
- 議案第27号 令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第28号 令和4年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第29号 令和4年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第34号 令和4年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)
- 議案第35号 令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)

以上6議案について、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第26号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第11号)」医療対策室所管分では、巡回診療車運営事業432万3000円の減額補正について、今年度から惣川地区への診療回数が週2回から1回になったことから、実施主体である野村病院への負担金を減額したとの説明があった。委員からは、巡回診療車の今後の活用方法についての質疑があり、5年目となるこの事業は、当初土居診療所への巡回診療という目的もあったが、土居診療所については、1日約20名の患者の受診があり統合には至っていない。実施主体である野村病院においては、医師不足により協力体制が難しくなっており、今後の事業のあり方については西予市医師会との協議が必要となるが、将来に向け検討を進めていきたいとの答弁であった。

長寿介護課所管分では、敬老会活動支援事業60万円の減額補正について、減額の理由についての質疑があり、補助の対象となる75歳以上の高齢者数の減少や敬老会を実施しなかった地区があること、1人あたりの経費が2,000円の補助内で収まり、経費がかからなかったことなどであるとの答弁であった。

健康づくり推進課所管分「予防接種事業」のうち、新型コロナウイルスワクチン接種関連予算の減額に関しては、接種者数が見込みより少なかったこと、集団接種を実施しなかったことによるものであるとの説明であった。過去5回のワクチン接種のうち、何回目の接種が減額補正の対象になるのかとの質疑があり、4、5回目の接種が主な減額の対象であり、ワクチン接種への関心の薄れや接種後の副反応の影響などから、接種率が低下したと推測しているとの答弁であった。

議案第34号「令和4年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)」については、新型コロナウイルス感染症関連の補助金の補正、病院事業の収支の調整に伴う補正であった。医業収益の減少についての質疑があり、西予市民病院、野村病院両病院ともに院内クラスター発生による入院、若しくは外来制限が大きな原因となっている。野村病院においては、今年度整形外科の医師が1名となったことによる入院外来患者の減少も影響しているとの答弁であった。また、新型コロナウイルス感染症に関連する県補助金についての質疑があり、新型コロナウイルス感染症の確定患者を受け入れる感染症病床を有する西予市民病院と病床のない野村病院とでは、補助金の内容も異なっている。西予市民病院では、入院患者受入協力金助成事業、発熱外来設置補助金などがあり、野村病院では、感染症病床を持たないことから一般病床で感染したコロナ感染者を受け入れており、外来で感染患者を受入れた際の

協力金、在宅の感染患者を訪問診療した場合の協力金、後方支援病院として病床確保の補助金などがあるとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和5年3月2日

厚生常任委員会

委員長 竹崎 幸仁

産業建設常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第19号 西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案第26号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第11号)

(歳入・歳出予算に関する産業建設常任委員会所管分)

議案第30号 令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第31号 令和4年度西予市水道事業会計補正予算(第4号)

議案第32号 令和4年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第2号)

議案第33号 令和4年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第3号)

以上6議案について、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第26号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第11号)」経済振興課所管分では、せいよG o T o 買い物キャンペーン商品券事業業務委託料の減額について質疑があり、当初9万冊の商品券を販売することとしていたが、実績として7万8575冊、枚数では62万8600枚となり、そのうち換金が62万1837枚となったことから、換金実績のなかった商品券のプレミアム分を減額計上したとの答弁であった。また、商品券が売り切れなかった原因について質疑があり、以前に買い物キャンペーンを行った際の400件以上を想定していたが、想定よりも参加店舗が少なかったこと、1店舗当たりの販売上限を設定していたことが考えられるとの答弁であった。

商店街空洞化対策事業では、補助件数について質疑があり、令和4年度の新規出店者店舗改修補助金は、宇和町が2件、店舗リニューアル補助金は、宇和町が8件、野村町が3件、三瓶町が4件であり、想定よりも補助申請が伸びなかったため減額したとの答弁であった。

農業水産課所管分の農村環境保全向上活動支援事業では、田んぼダム治水効果調査について質疑があり、清沢地区と壱所地区において、排水口にV字型の堰板を設置した圃場と普通の堰板を設置した圃場それぞれ4カ所に水位計を設置し、雨が降ったときの圃場の水位の上昇具合や排水状況等の調査を行い、田んぼダムにどれだけの効果があるかということ进行调查しているとの答弁であった。

また、新型コロナウイルス感染症対策事業(農業費)では、畜産飼料高騰対策支援事業補助金の減額について質疑があり、畜産飼料高騰対策については、第1弾を6月補正予算で、第2弾を11月補正予算で計上し支援を行った。第1弾の申請件数は105件、申請額は9515万3000円、第2弾の申請件数は農家が廃業したことにより1件減の104件、申請額7140万6000円の実績であった。支援事業が完了したため、不用額を減額補正したとの答弁であった。

建設課所管分の道路橋梁維持修繕事業では、除雪費用について質疑があり、本年度の市内全域の除雪に係る重機借上料は約1130万円となっている。今回、野村、城川地区で除雪に関する予算が不足したため、増額計上したとの答弁であった。

ブロック塀等安全対策事業では、安全対策の進み具合について質疑があり、申請件数は毎年1、2件程度となっているが、危険な状態の私有財産に対する安全対策を補助する事業であり、来年度も引き続き予算の範囲で対応したいとの答弁であった。また、補助対象に関する質疑があり、補助要件を満たしていれば改修工事だけでなく撤去工事のみの申請も補助対象となるとの答弁であった。

議案第33号「令和4年度西予市公共下水道事業会計補正予算（第3号）」では、固定資産売却代金について質疑があり、肱川の河川改修工事により、野村浄化センターの敷地の一部が買収されることとなったため、土地の売却代金を収入として計上した。また、売却地の立木や竹の売却代金についてはその他特別利益として計上したとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和5年3月2日

産業建設常任委員会

委員長 井関 陽一

総務常任委員会審査報告書

【審査した議案】

- 議案第10号 西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について
議案第11号 西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
議案第12号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第13号 西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第21号 西予市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
議案第25号 西予市過疎地域持続的発展計画の変更について
議案第36号 令和5年度西予市一般会計予算
 (歳入・歳出予算に関する総務常任委員会所管分)
議案第37号 令和5年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第46号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について

以上、9議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」について、総務課所管分では、行政連絡協議会事業における行政連絡委託料の算定方法と金額の推移についての質疑に対し、委託料の算定方法として、旧町別に、世帯数に対して1世帯当たり2,000円を掛けた世帯割、自治会数に対して1自治会当たり1万5,000円を掛けた自治会加算額、高齢化率に対して2万9,000円を掛けた高齢者率加算額により積算をしている。委託料の金額は、年々世帯数が減っており、減少傾向であるとの答弁であった。危機管理課所管分の防災行政無線・情報システム整備事業では、市独自で導入している気象観測システムの設置場所を市内6カ所から3カ所へ見直したことについての質疑に対し、気象台の観測システムや国・県の観測所等の設置状況を踏まえ西予市全体が観測可能であると判断し見直した。また、内1カ所については、宇和町中川地区で実施されている田んぼダムの実証実験における雨量観測に活用しているとの答弁であった。

自主防災組織による防災訓練についての質疑では、自主防災組織と共同で実施している西予市防災訓練を宇和町、野村町、城川町ごとに毎年、地震津波防災訓練を明浜町、三瓶町で隔年で行っているほか、それぞれの組織において座学的な研修も含めて多くの取組が実施されている。防災訓練の実施については、自主防災組織の規模にもよるが、市としては継続的な実施に向けた支援に努めていくとの答弁であった。

税務課所管分では、市税の増収についての質疑に対し、固定資産税においては、家屋110棟程度の新築により増額を見込んでいる。また、市町村たばこ税については、段階的に税率改正が行われており、直近の納付実績を踏まえ増額を見込んでいるとの答弁であった。

監理用地課所管分の道路地籍整備事業では、市道における未登記箇所の測量の終了時期についての質疑に対し、令和17年度で完了見込みであるとの答弁であった。

まちづくり推進課所管分では、令和2年に設置された一般社団法人西予市移住定住交流センターに

についての質疑に対し、令和5年度から更なる移住者獲得に向けて、市職員を1名派遣し事務局機能と体制の強化を図るとの答弁であった。

政策推進課所管分の情報システム管理運用事業では、国が進めているガバメントクラウドへの移行による情報推進事業費の今後の見通しについての質疑に対し、ガバメントクラウドは、2025年度までに全自治体が移行することが決められており、国が標準化に向けて仕様書を作成している段階である。昨年度、選定された自治体において先行事業で試験的に行われた結果によると、あまり経費削減に繋がっていないのが現状であり、費用負担の割合など詳細について示されていないため費用の試算ができないとの答弁であった。

消防本部所管分の消防通信施設維持管理事業では、通信指令台の維持管理についての質疑に対し、現在、使用開始から約15年経過しており、毎年保守点検委託料を予算化し、修理又は整備を行い、保守管理に努めている状況である。新庁舎が完成する令和7年度までは継続し使用する予定であるとの答弁であった。

教育総務課所管分の小学校施設整備事業では、西予市宇和町地域小学校再編計画が策定されている中での施設整備についての質疑に対し、令和5年度は、屋内運動場の改修工事を2小学校（中川・皆田）及び改修工事設計業務委託を1小学校（多田）で行うこととしており、災害が発生したとき避難所等になるため整備を行う。また、バリアフリー化する宇和町小学校については、バリアフリー法の改正により文部科学省から令和7年度までに緊急的に整備するよう目標が定められているとの答弁であった。

生涯学習課所管分では、生涯学習推進庶務事業における、若者の交流活性化対策として実施するスキルアップミーティング事業の内容についての質疑に対し、市内異業種の若者を対象とした研修や交流の機会を増やすことで、個々のスキルアップや相互交流を促進する事業であり、今後、市内事業所の協力を得ながら、事業に対しての提言、アイデアをいただき研修内容の検討に入り、年度後半の実施に向けて準備を進めていくとの答弁であった。

スポーツ・文化課所管分では、国宝重要文化財等保存・活用事業費国庫補助金（文化的景観）の概要についての質疑に対し、文化的景観を構成する要素の中で、特に重要と認められ、所有者の同意を得たものに対して補助がある。補助率については、所有者の修理事業に対し市から80%の補助を行い、市が補助した分に対して、通常なら国からの補助が50%あるが、西予市の場合は過疎地域のため65%補助があるとの答弁であった

以上、総務常任委員会審査報告とする。

令和5年3月16日

総務常任委員会
委員長 河野 清一

厚生常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第4号 財産の無償貸付について

議案第5号 財産の無償貸付について

議案第6号 財産の無償貸付について

議案第7号 財産の無償貸付について

議案第14号 西予市保育所条例等の一部を改正する条例制定について

議案第15号 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第16号 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第17号 西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第18号 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について

議案第36号 令和5年度西予市一般会計予算

(歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分)

議案第38号 令和5年度西予市国民健康保険特別会計予算

議案第39号 令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計予算

議案第40号 令和5年度西予市介護保険特別会計予算

議案第44号 令和5年度西予市病院事業会計予算

議案第45号 令和5年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算

以上15議案について、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第4号「財産の無償貸付について」から議案第7号「財産の無償貸付について」では、平成30年4月1日から明浜町西地区の歯科医療の確保、三瓶町蔵貫地区、皆江地区及び下泊地区の地域医療の確保のため、旧高山歯科診療所の一部、旧蔵貫診療所、旧皆江診療所及び旧下泊小学校校舎の一部を無償で貸付けており、令和5年3月31日をもって貸付期間が満了となる。現在貸付している相手方から、普通財産貸付申請書の提出があり、引き続き5年間無償で貸し付けるものであるとの説明があった。

議案第18号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」では診療所長となる医師の雇用形態に会計年度任用職員を追加し、診療日数等に応じた雇用ができるよう充実を図るとの説明があった。

医師の雇用形態に会計年度任用職員を追加した理由についての質疑があり、現在の西予市の医師は65歳が定年制となっており、3年を超えない範囲で延長ができる。それらも鑑み、今後の医師不足への対応、働き方改革の面などから、会計年度任用職員を追加したとの答弁であった。

議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」における子育て支援課所管分では、新規事業子育て応援事業のうち、若年出産世帯応援事業について、出産時に夫婦ともに29歳以下であった世帯に対

して出産後に要する経費の一部を一般財源で助成する内容であるが、29歳という年齢にした理由について質疑があり、一般財源で計上しているが、県のえひめ人口減少対策総合交付金の交付決定後、歳入の補正をする予定である。年齢については、結婚年齢の全国平均が29歳であり、国等では29歳以降に結婚した場合を晩婚化と言われ、県の交付金基準も29歳であるとの答弁であった。

委員からは、晩婚化と言われる中、夫婦どちらかが30代である場合もあり、年齢制限はなくてもよいのではないかと。29歳を超える場合は一般財源で助成することが、人口減少対策、子育て世代応援事業となるのではないかと意見があり、限られた財源の中での有効な財政収入を検討していく必要もあり、令和5年度から事業がスタートするため、申請の状況を踏まえ今後調査研究を行いたいとの答弁であった。

長寿介護課所管分の全国健康福祉祭えひめ大会推進事業については「ねんりんピック」の愛称で親しまれており、愛媛県大会は令和5年10月28日から31日までの4日間で開催される。西予市での開催種目は軟式野球であり、県内4市町での共同開催とし、実行委員会負担金として543万7000円を予算計上しているとの説明があった。参加者、関連イベントについての質疑があり、県外30チーム、県内2チームの計32チーム、総勢640名が参加し、県内4カ所の会場に分かれ、1カ所8チームで優勝を目指す。あわせて、おもてなしコーナー、健康づくり教室等を開催する予定であるとの答弁であった。

養護老人ホーム三楽園建設事業では、移転先となる旧二木生小学校解体工事費2億3320万円についての質疑があり、約7000万円のアスベスト解体工事費も含まれており、高額となっているとの答弁であった。

福祉課所管分の社会福祉総務費庶務事業では、避難行動要支援者管理運営事業について、個別避難計画に関わる名簿についての質疑があり、現在、新たに避難行動要支援者の対象者となりうる方や今まで無回答であった方1,651名に文書送付し、今年度の避難行動要支援者の名簿の整理をしている。個別計画の実効性を高めるために、自力避難が可能な方や避難時に家族の協力が得られる方については申出いただくことにより避難行動要支援者としては非該当、個別避難計画の策定を保留とさせていただく。自力避難ができない真に支援の必要な方を避難行動要支援者として整理し、個別計画を速やかに策定できる仕組みに変更した。また、避難行動要支援者で同意を得られた方を避難行動要支援者名簿として民生委員や自主防災組織に提供するが、災害時には西予市長の判断により、同意されていない方、自力避難ができる方、家族の協力が得られる方の中にも困難を抱えられている方もいるため、これらの方々を含め「避難行動要支援者リスト」として提供し、非常時の対応を行うとの答弁であった。

委員からは、地域と連携を密にして1人の要支援者もとりに残されることのないよう可能な限り取り組んでいただきたいとの意見があった。

環境衛生課所管分の廃棄物処理委託事業では、処理費用の削減についての質疑があり、埋立て処理を行っていた製品プラスチックを、令和5年度から公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡しを開始する予定である。また廃棄物の容量削減、圧縮するためのバックホウを宇和清掃センターと野村クリーンセンターに新たに購入し、処理費用の削減に寄与する。事業者からの処理費用の削減方法の提案もあり、処理費用を削減できるよう検討を進めていきたいとの答弁であった。

健康づくり推進課所管分の食育事業では、事業内容についての質疑があり、第2次西予市食育推進計画に基づき、栄養食育班、地産地消推進班で協議を行い、事業を進めている。保育所、高校など

での食育や郷土料理の指導、栄養教育による将来の生活習慣病防止への取組などを積極的に行っているとの答弁であった。

議案第44号「令和5年度西予市病院事業会計予算」では、令和4年度当初予算と比較すると西予市民病院の大きな増減はないが、野村病院は収入、支出とも減少し、予算規模が縮小しているが野村病院としてどのように分析するのかとの質疑に対し、入院患者の受け入れには、夜勤ができる看護師の確保が必要である。定年退職などにより、夜勤のできる看護師が減少傾向にあり、人口減少の影響もあるものの、看護師不足により入院患者を、従前の数倍受け入れる事ができなくなっており、それに伴い収益も減少しているとの答弁であった。

議案第45号「令和5年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」では、野村介護老人保健施設つくし苑の施設基準について、厚生労働省が定める施設基準を前年度と同じ超強化型で維持継続をし、利用者のサービス向上と経営の安定に努めていきたいとの説明があった。施設基準「超強化型」についての質疑があり、5段階の評価基準の中で、最も高い基準が「超強化型」であり、在宅復帰等の取組をいかに実践しているかの評価により基準が決定しており、令和3年12月からこの基準で運営しているとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和5年3月16日

厚生常任委員会
委員長 竹崎 幸仁

産業建設常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第3号 財産の無償譲渡について

議案第20号 西予市野村茅葺き民家交流館条例の一部を改正する条例制定について

議案第22号 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について

議案第23号 市道路線の認定について

議案第24号 西予市営土地改良事業の施行について

議案第36号 令和5年度西予市一般会計予算

(歳入・歳出予算に関する産業建設常任委員会所管分)

議案第41号 令和5年度西予市水道事業会計予算

議案第42号 令和5年度西予市簡易水道事業会計予算

議案第43号 令和5年度西予市下水道事業会計予算

陳情第1号 森林・林業基本計画の推進並びに林野関係予算の確保及び拡充を求める意見書の提出についての陳情

以上9議案については、原案可決決定した。

また、陳情第1号については採択と決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第3号「財産の無償譲渡について」では、譲渡内容について質疑があり、ロッジ4棟、炊事棟、トイレの建物6棟のみを譲渡するもので、土地は西予市のままである。建物については、相手方が譲渡後に修繕して利用することになるとの答弁であった。

議案第20号「西予市野村茅葺き民家交流館条例の一部を改正する条例制定について」では、宿泊の実績について質疑があり、宿泊者については、令和4年度は99人、令和3年度は40人となっている。新型コロナウイルスが流行する前の令和元年度の142人までは回復していないが、宿泊数は若干回復傾向にあるとの答弁であった。また、宿泊料改定について質疑があり、現在の宿泊料は1泊大人5,000円から大人(中学生以上)が7,000円に、子ども(18歳まで)3,000円から子ども(小学生以下)が3,500円に改定されるとの答弁であった。

議案第22号「西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」では、簡易水道の料金改定の方法について質疑があり、簡易水道は、維持管理経費等も異なっており、料金を一律何%上げることは行っていない。それぞれの簡易水道に見合った料金改定を適時行っており、今回7カ所の料金改定を行ったとの答弁であった。

議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」の建設課所管分では、建設残土処理場管理事業の施設使用料について質疑があり、残土の受入単価を1立米当たり1,210円として設定しており、令和5年度は約1万8300立米の受入れを予定している。当施設は11万2000立米の残土を受入れることが可能で、令和5年1月末現在で3万549立米の受入れが完了しているとの答弁であった。

危険空家除却事業では、令和4年度の予算枠に比べ令和5年度の予算枠が減少しているが、予算枠以上の申請があった場合の取扱いはどうなるのかとの質疑があり、令和4年度は国・県の内示が45件に対し申請実績は42件となり、令和5年度に持ち越す予定の申請はないため、30件分の予算計上

を行っている。予算枠を超える申請があった場合は、国・県に追加の補助枠の相談をかけながら補正予算対応も考えていきたいとの答弁であった。

農業委員会所管分では、農地法等が一部改正されたことにより、農地の権利取得に求められていた下限面積が撤廃され、農家以外の方も農地の購入が可能となったが、今後の農業委員会の対応はどのように考えているのかとの質疑があり、今回の農地法の改正により、新規就農者や家庭菜園程度の方も農地が所有できることになり、農地の売買や賃借が促進されると期待している。一方で、投機的な目的で農地を所有する動きも考えられるため、取得される方の農業に対する意欲や、農地をきちんと管理できるのか、地域営農に支障がないかなど、案件ごとに農業委員と慎重に審議して対応していく必要があると考えているとの答弁であった。

経済振興課所管分では、雇用・創業等支援事業について、市外で開催する市独自の合同就職説明会の開催方法について質疑があり、これまで西予市内で実施してきたが、今回、愛媛大学や松山大学等の卒業間近の大学生をターゲットとして、アイテムえひめや愛媛県民文化会館等松山市を中心に合同就職説明会を予定している。説明会の周知・開催については民間に委託して行うことを検討しているとの答弁であった。

企業誘致奨励金事業では、奨励金を補助された企業の状況について質疑があり、現在2社に対し補助金を交付しており、過去に奨励措置を行った企業等を含め、不定期に状況確認を行っている。新型コロナウイルス等で厳しい状況であるが、特段経営が厳しいという話は伺っていないとの答弁であった。

ふるさと納税推進事業では、返礼品について質疑があり、期間限定や数量が異なる商品を含めて現在700品目選定している。令和5年度は寄附金額を5億円に設定しており、返礼品の充実を図り、量も確保しなければならないと考えている。そのためには、既に返礼品を登録されている方以外の発掘が必要であり、関係機関と協力して新たな返礼品の発掘を行っていきたいとの答弁であった。また、ポータルサイトの委託先について質疑があり、令和4年度にANAとJALが追加となり、楽天、ふるさとチョイス、さとふる、ふるなび、三越伊勢丹を含め現在7社に委託しているとの答弁であった。

林業課所管分では、バイオマスペレット生産利活用促進事業について、ペレットの今後の取組について質疑があり、令和5年度からペレットストーブ購入に対する補助を廃止し燃料に対する補助のみとしたが、燃料の補助については来年度以降も継続していきたいと考えている。木質ペレットの製造施設については、指定管理期間が令和6年3月までとなっているため、令和5年度中に今後の方向性を検討していきたいとの答弁であった。

有害鳥獣捕獲対策事業では、捕獲頭数見込みについて質疑があり、主なもので、イノシシ2,110頭、ニホンジカ250頭を見込んでいるとの答弁であった。

また、地域おこし協力隊の配置人数と仕事内容について質疑があり、地域に根差した林業施業を行う人材育成を目的に、野村町惣川地区へ3名募集する。隊員は、愛媛県林業研究センターで行うフォレストワーカー養成研修への参加や惣川地区の林業事業体にて技術習得を行い、将来的に地域林業事業体への就業を目指してくとの答弁であった。

農業水産課所管分の家畜個体機能強化支援事業では、全日本ブラックアンドホワイトショウ出品補助について質疑があり、全国で5年に一度開催されるホルスタインの共進会に出品するための経費を一部助成するもので、今大会では、愛媛県に3頭の出品枠があり、西予市からも出品される予定と

なっている。当共進会は10年前に西予市の方がグランドチャンピオンを獲得しており、酪農家の方にとっては大きな目標になっているとの答弁であった。

換地処分更正事業では、事業終了見込みについて質疑があり、測量等の現地調査は令和5年度で完了し、令和6年度から令和7年度にかけて法務局や愛媛県と協議をしながら登記を進めていく予定である。更正事業に係る測量委託費については、全体で約1億5000万円の見込みであるとの答弁であった。

議案第41号「令和5年度西予市水道事業会計予算」ではアセットマネジメント委託料について質疑があり、将来にわたって水道事業の経営を安定的に継続するための長期的な視野に立った計画的な資産管理を行うための計画策定委託料で、4月以降に委託先を決定するとの答弁であった。

議案第42号「令和5年度西予市簡易水道事業会計予算」では、水質検査負担金について質疑があり、簡易水道も上水道と同じ頻度で水質検査が必要となっており、大腸菌検査等の水質基準の基本的項目9項目の検査を毎月、基準項目を含む水質基準項目20数項目の検査を年に4回、原水の全項目検査を年に1回、全ての簡易水道施設で行っている。当市は簡易水道施設の数が多いため、負担金も多くなっているとの答弁であった。

議案第43号「令和5年度西予市下水道事業会計予算」では、公共下水道への農業集落排水施設統合について質疑があり、公共下水道への統合は、一度農業集落排水処理場に汚水を集め、そこから公共下水道へ流して終末処理施設で処理するとの答弁であった。

陳情第1号については、西予市は森林面積が75%以上あり林業の活性化は喫緊の課題である。林業の現状と将来を見据えて、陳情書に書かれていることはもつともであるとの意見が出され、賛成多数にて採択とした。

以上、委員会審査報告とする。

令和5年3月16日

産業建設常任委員会

委員長 井関 陽一